

財団法人
国際民商事法センター

ICCLC

第3号

1997年6月

目 次

第3号 1997年6月

第一部 理事会・評議員会

理事会・評議員会総括報告	事務局長 金子 浩 之	1
ごあいさつ	会 長 伊 藤 正	2
理事会議事録		4
平成8年度事業報告書及び収支決算書		8
平成9年度事業計画書及び収支予算書		27
寄附行為一部変更の件		34
理事・評議員・学術評議員推薦の件		38
監査報告書		39
評議員会議事録		40

第二部 第一回国際民商事法研修

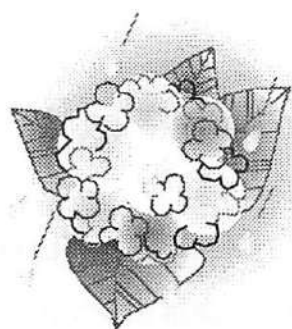
第1回国際民商事法研修を終了して	45
国際民商事法シンポジウム総括	52
講演録 「国際取引における法整備の現状と課題」	
大阪大学副学長 松 岡 博	56

外国人研修員レポート紹介

モンゴル		64
ミャンマー		78
ヴェトナム		99
休憩室		117

第三部 資 料

寄附行為		121
編集後記		130



第一部

理事会・評議員会

理事会・評議員会総括報告（平成9年5月22日 於：法曹会館）

事務局長 金子 浩 之

去る5月22日、法曹会館「高砂の間」にて、平成9年度第1回の理事会及び評議員会が開催され、別紙議事録のとおり議決を得まして、無事会議を終了しました。

理事会の議長は岡村泰孝理事長が、評議員会の議長は前田宏評議員が務められ、理事会及び評議員会とも本人出席及び代理人出席（委任状出席）により、現行役員全員の出席を得るとともに、三ヶ月章特別顧問、木村榮作、中川英彦両監事にもご臨席いただきました。

会議の議事に先立ち伊藤正会長から、理事会及び評議員会開催に際してのご挨拶をいただきました。

設立初年度として、事務局も不慣れな点がございましたが、第1年度の決算を完了し、ここに平成8年度事業報告及び収支決算について承認を賜りましたこと、関係者皆様のご協力に対し、深く感謝する次第です。

平成8年度事業報告書及び収支決算書並びに平成9年度事業計画書及び収支予算書には、当財団活動の実態を極力具体的に記載しておりますので、会員及び関係者の皆様にはご一読願ひ、当財団の事業推進に当たり一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

更に、今回寄附行為一部変更について承認をいただきましたが、昨年公益法人の適正な運営について、政府の指導監督基準やその運用指針が整理・強化されたことに鑑み、当財団としても、これを機会に寄附行為を見直したものであります。

役員の関係では、次の方々が新たに推薦・承認され、会長より委嘱されました。

理 事：株式会社東芝 社長 西室 泰三殿

評 議 員：弁 護 士 本林 徹殿

学術評議員：弁 護 士 中務嗣治郎殿

弁 護 士 射手矢好雄殿

議事終了後、三ヶ月章特別顧問から、この1年間の財団の活動を振り返ってのご感想をお話いただき、散会しました。

ごあいさつ

財団法人国際民商事法センター

会 長 伊 藤 正



平成9年度、第1回理事会及び評議員会開催に際しまして、私から一言ご挨拶申し上げます。

昨年の3月28日に、この法曹会館のまさにこの会場にて、当財団の設立発起人会を開催し、設立発起人27人により、設立に必要な事項を決議いただきました。この決議にもとづき、翌月の4月16日には法務大臣の設立許可を得まして、当財団がスタートしたわけであります。

当財団の第1年度事業活動については、総てが新しい経験の中で不慣れな点もあったかと思いますが、ほぼ所期の目的を達することが出来たものと考えており、設立発起人会と同じ当会場におきまして、ここに第1年度の事業報告並びに収支決算報告が出来ますこと、誠に慶しい限りでございます。これもひとえに岡村理事長を初めとする、財団役員及び関係者の皆様、法務省法務総合研究所他関係者の皆様の絶大なご協力、ご支援の賜ものでありまして、この場をおかりし心よりお礼申し上げる次第です。

さて、当財団の活動も第2年目を迎えることとなり、財団の設立趣旨にのっとりまして事業の充実と拡大を取り進め、将来へ向けて一層の基盤強化を計る年としたいものと考えております。

法整備支援事業としましては、すでにベトナムとは実績も重ね、良好な関係のもと

研修事業は軌道に乗っており、今年度はベトナム研修が2回に拡大されます。又、国際民商事法研修の対象国が第1年度のベトナム、ミャンマー、モンゴル3国に中国、カンボジア、ラオスが加わり6ヶ国になるなど、研修事業の量と質の拡充に際し、当財団としてもその支援体制を一層強化する所存であります。

各国との法制度面での相互理解を深めるという観点では、昨年度中国の国家経済体制改革委員会との間で確立しました友好関係をベースに、第2年度は北京にて、日本法制度に関するセミナーの開催を1つの柱とし、更に一層ボーダレス化する国際取引の流れの中で、主要アジア、太平洋諸国の倒産法関係の研究及びシンポジウムを企画実現することを、もう一つの柱として事業計画に掲げております。

昨今の日本の対外関係は、日本自体の戦後50年に及ぶ社会的、経済的諸制度の規制緩和の動きを機軸とし、より開かれた国際レベルの交流やプレゼンスの必要性が一段と強調されております。

このような国際状況の中で、当財団がアジア及びその周辺諸国と取り組んでおります法制度整備支援並びに経済法諸制度の相互理解のための交流活動は、その意義が益々大きくなってきておるものと考えております。

当財団の事業を地道に積み重ねることにより、相手国の法制度整備に貢献すると共に、これらの活動を通じて構築される人脈は、中長期的に我が国との国際取引関係に於いてプラスとなるものと確信しておりますので、当財団の円滑な発展のため、関係者皆様の一層のご支援をお願いする次第です。

最初にも申し上げました通り、今年度は将来に向けて事業活動の基盤の強化を計りたいと思いますが、その前提として、資金面での基盤強化が是非必要でありますので、当財団の新規会員企業の増加についても、本日出席の皆様並びに役員企業のトップの方々の絶大なご協力を得たく、この場で改めてお願い申しあげまして、私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター理事会議事録

- 1 開催日時 平成9年5月22日(木) 14時00分～15時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館 「高砂の間」
- 3 出席者 理事 35人(出席者名簿別添1)
内訳 本人出席 8人
代理人出席 27人
理事長を代理人とする者 11人
理事長の承認を得た者を代理人とする者 16人

4 付議事項

- 第1号議案 平成8年度事業報告・収支決算及び財産目録の件
- 第2号議案 平成9年度事業計画及び収支予算の件
- 第3号議案 寄附行為一部変更の件
- 第4号議案 理事推薦の件
- 第5号議案 評議員推薦の件
- 第6号議案 学術評議員推薦の件

5 議 事

寄附行為第23条第3項の規定により、理事長岡村泰孝が議長として着席。

議長から議事に先立ち会長伊藤正に挨拶を求め、同会長から挨拶があった。

- (1) 第1号議案 平成8年度事業報告・収支決算及び財産目録の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 平成9年度事業計画及び収支予算の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。

- (3) 第3号議案 寄附行為一部変更の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。
- (4) 第4号議案 理事推薦の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。
- (5) 第5号議案 評議員推薦の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。
- (6) 第6号議案 学術評議員推薦の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。

最後に、議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

1 磯 邊 律 男

2 枇杷田 泰 助

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成9年5月22日

議 長

岡 村 泰 孝 

議事録署名人

磯 邊 律 男 

議事録署名人

枇 杷 田 泰 助 

財団法人国際民商事法センター理事会出席者

理事会社

(アルファ順、敬称略)

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭化成工業㈱	社長	弓倉礼一	総務部法務室長	川崎 俊之
アサヒビール㈱	会長	樋口廣太郎	代理人も欠席	
石川島播磨重工業㈱	会長	稲葉興作	総務部法規担当部長	安斎 猛
大阪瓦斯㈱	会長	大西正文	理事・東京駐在	村田 修一
関西電力㈱	会長	小林庄一郎	総務室法務部長	有賀 照雄
㈱クボタ	会長	三野重和	東京本社管理部課長補佐	内藤 裕次
新日本製鐵㈱	社長	今井 敬	参与	西川 元啓
住友金属工業㈱	会長	新宮康男	代理人も欠席	
住友商事㈱	名誉顧問	伊藤 正	本人出席	
住友電気工業㈱	会長	川上哲郎	代理人も欠席	
東京海上火災保険㈱	会長	河野俊二	取締役総務部長	柿原 彰
東京電力㈱	会長	那須 翔	代理人も欠席	
㈱東京三菱銀行	頭取	高垣 佑	代理人も欠席	
東レ㈱	社長	前田勝之助	法務部長	平田 政和
トヨタ自動車㈱	社長	奥田 碩	法務部長 同 主査	足立 博 高瀬由紀夫
㈱日本興業銀行	会長	黒澤 洋	法務部長	古田 道生
日本電気㈱	会長	関本忠弘	法務文書部長	牧野 英克
日本電信電話㈱	相談役	児島 仁	代理人も欠席	
日本郵船㈱	会長	根本二郎	法規課課長代理	福山 秀夫
㈱日立製作所	会長	三田勝茂	代理人も欠席	
松下電器産業㈱	会長	松下正治	代理人も欠席	
三井物産㈱	相談役	江尻宏一郎	文書部法務第三室長	鈴木 幸弘

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
三菱重工業㈱	会長	相川賢太郎	取締役常務取締役補佐	谷村 勉保
三菱商事㈱	会長	諸橋晋六	代理人も欠席	

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	岡村泰孝	出席
株式会社博報堂 会長	磯邊律男	出席
弁護士	稲田克巳	欠席
弁護士	小杉丈夫	出席
弁護士	原田直郎	欠席
(財) 民事法務協会 会長	枇杷田泰助	出席
備電通総研 社長	福川伸次	欠席
(財) 交流協会 理事	梁井新一	出席
法務総合研究所 所長	吉村徳則	欠席
弁護士	渡邊悟朗	出席
事務局長	金子浩之	出席

監事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	木村榮作	出席
住商リース株式会社 常務取締役	中川英彦	出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
トヨタ自動車会長・経団連会長	登田章一郎	欠席
東大名誉教授・弁護士	三ヶ月 章	出席

平成8年度事業報告

(平成8年4月16日～平成9年3月31日)

1 財団法人国際民商事法センター設立

(1) 設立発起人会開催

当財団の設立発起人会を下記の通り開催した。

日時 : 平成8年3月28日(木) 14:00～14:50

場所 : 法曹会館

出席者 : 発起人27名(企業代表25名, 有識者個人2名)

決議事項: 当財団設立趣意書の件, 寄付行為の件, 役員等選任の件, 寄付申込み及び財産目録の件, 初年度及び次年度事業計画書の件, 初年度及び次年度収支計算書の件, 設立代表者選任の件, 議事録署名人選任の件

議長には三ヶ月章氏が互選により選任され議事を進めた。設立代表者には, 住友商事株式会社相談役 伊藤正氏が選任された。議事録署名人には, 下記2名の出席者が選任された。

- ① トヨタ自動車株式会社 会長 豊田章一郎氏 代理人 同社常務取締役 張富士夫氏
- ② 東京電力株式会社 会長 那須 翔氏 代理人 同社取締役総務部長 山本 勝氏

なお, 設立発起人会にて当財団の設立時の役員が, 次の通り選任された。

(役職は選任時のもの。敬称略)

特別顧問	トヨタ自動車株式会社 会長	豊田章一郎
〃	東京大学名誉教授, 弁護士	三ヶ月 章
会長	住友商事株式会社 相談役	伊藤 正
理事長	弁護士	岡村 泰孝
監事	弁護士	木村 榮作
〃	住友商事株式会社 取締役	中川 英彦

(2) 設立許可取得

平成8年4月16日付にて, 長尾立子法務大臣より設立の許可を取得した。

(3) 設立登記

平成8年4月24日付にて, 東京法務局港出張所において設立登記を行った。

2 理事会の開催

第一回理事会を、特別顧問、評議員、監事、学術評議員及び学術協力員の同席のもと下記の通り開催した。

日時：平成8年5月22日（水） 16：00～16：30

場所：全国社会福祉協議会・灘尾ホール

出席：理事36名、（本人出席10名、委任状出席26名）

同席：特別顧問1名、評議員32名、監事2名、学術評議員14名、
学術協力員6名

理事会は、全理事出席により有効に成立した。そして、寄付行為第23条の規定により、岡村理事長が議長として議事を進め、以下の議案を可決承認した。

評議員の推薦の件、学術評議員の推薦の件、会員及び会費に関する規則制定の件、
事務処理規則制定の件、財産管理及び会計処理規則制定の件、旅費規則制定の件、
就業規則制定の件

議事録署名人として議長は以下の出席理事2名を指名した。

- ① 株式会社 博報堂 会長 磯邊律男
- ② 弁護士 小杉丈夫

3 設立記念式典の開催

上記第一回理事会終了後、引き続き設立記念式典を同所で下記の通り開催した。

日時：16：30～17：00

出席者：上記理事会出席者及び同席者に加え、長尾立子法務大臣、河村建夫法務
政務次官、則定衛法務事務次官他法務省来賓9名、国際協力事業団木島
輝夫理事

挨拶：開会の辞	伊藤 正 会長
特別顧問挨拶	三ヶ月章 特別顧問
来賓挨拶	長尾立子 法務大臣
〃	木島輝夫 国際協力事業団理事

なお、17：00より隣室にてパーティーを開催、設立を祝うと共に出席者各位との懇親を深めた。

4 法整備支援事業(法整備支援研修受託事業及びこれに関連した事業)

(1) ベトナム国法整備支援研修(ベトナム研修)

国際協力事業団(JICA)は海外技術協力計画に基づき、同計画対象のアジアの諸国から研修員を招いて、アジア各国の民商事法の整備を支援するための研修を実施しているが、当財団は国際協力事業団からそのような法整備支援研修の一環として、下記内容の3週間の期間のベトナム研修を受託した。

- ① 研修期間 : 平成8年9月2日(月)～9月20日(金)
- ② 研修実施場所 : 法務省法務総合研究所
- ③ 研修の主要内容 : 日本の法律制度、裁判制度、不動産登記制度、商法、会社法、商業登記制度、国際商取引法、裁判外の紛争解決手続、法律家養成制度、不正競争防止及び消費者保護制度、企業法務担当者によるベトナムにおける企業活動の問題点
- ④ 講師 : 三ヶ月章特別顧問、枇杷田泰助理事他最高裁、法務省民事局、同司法法制調査部、同法務総合研究所、日商岩井株式会社、東京大学、上智大学等からの専門家
- ⑤ 表敬及び見学 : 法務大臣、検事総長への表敬訪問の他、東京法務局、最高裁、東京地検、弁護士事務所、司法研修所を順次訪問した。9月12日より14日まで名古屋、大阪、京都へ見学旅行を実施し、トヨタ自動車、松下電器の工場見学及び、大阪府知事、大阪市長、大阪高裁長官、大阪地裁所長、大阪高検検事長、大阪地検検事正、大阪法務局長を順次表敬訪問した。また、京都では清水寺、金閣寺等を見学した。
- ⑥ ベトナム研修員 :
 - 1 ズオン・ダーン・フェー民事経済法局次長
 - 2 グエン・タット・ヴィエン審査部主筆
 - 3 グエン・トゥイ・ヒエン法務専門官
 - 4 レー・カク・ハイ法務研究所研究官
 - 5 ディン・ヴァン・ターン ハノイ法科大学講師
 - 6 チャン・ディエン・リー法務専門官
 - 7 グエン・キャン・ゴク法務専門官
 - 8 リウ・ティエン・ズゥーン最高人民裁判所長官秘書官
 - 9 チャン・ティ・ギーア ハノイ裁判所判事
 - 10 ドー・フーン・クォーン法務専門官

この研修に際し、当財団は、トヨタ自動車、松下電器産業の工場見学アレンジしたほか、京都・東京等見学の費用、講師・通訳・資料・印刷等の費用を支援した。

また、当財団は、ベトナム研修員一行の関西見学旅行に際し、関西の当財団関係各位とベトナム研修員との交流を深めるため、下記の通り懇談会を開催した。

日時：平成8年9月13日（金） 17：30～19：00

会場：KKR HOTEL OSAKA

挨拶：岡村泰孝当財団理事長、吉村徳則法務総合研究所所長、

フェー研修員団長

出席：大阪高裁長官、大阪地裁所長、大阪高検検事長他2名、大阪地検検事正他1名、神戸地検検事正、大阪法務局局長他4名、法務総合研究所所長他3名、公証人6名、大阪弁護士会副会長、当財団理事長、理事3名、理事会社2社、評議員2名、学術評議員3名、学術協力員6名、ベトナム研修員10名

（2）経済取引関係法整備支援研修（マルチ研修）

前記（1）のベトナム研修と同様、国際協力事業団から、下記内容の5週間の期間のマルチ研修を受託した。

- ① 研修期間 : 平成9年2月17日（月）～ 3月21日（金）
- ② 研修実施場所 : 国際協力事業団大阪国際センター 2/17～2/28 , 3/17～21
国連アジア極東犯罪防止研修所 3/5～3/14
- ③ 研修の主要内容 : 日本の裁判所について、法律家養成制度、大学における法学教育、弁護士制度、企業における紛争解決について、弁護士の業務、国際取引の円滑化について、日本の司法制度と法務省の機構及び役割、日本の民事法体系の沿革と特徴、民法（総則・物権・担保物権・債権）、民事訴訟制度、日本と諸外国の民事訴訟制度の比較、裁判外の紛争解決システム、民事執行制度及び民事保全制度、不動産登記制度、商業登記制度、会社法、経済規制に関する法律
- ④ 講師 : 三ヶ月章特別顧問、原田直郎理事他
大阪地検、法務省法務総合研究所、同民事局、同司法法制調査部、大阪大学、大阪市立大学、神戸大学、東京大学、一橋大学、関西電力、住友商事、大阪弁護士会からの専門家

- ⑤ 表敬及び見学：関西では、大阪市長、大阪法務局長、大阪高検検事長、大阪地検検事正、大阪高裁長官、大阪地裁所長を順次表敬訪問した。
2月21日・22日広島に見学旅行を実施し、広島高検検事長、広島地検検事正を表敬訪問し、原爆ドーム、宮島を見学した。
大阪では大阪地裁での法廷傍聴の他関西電力南港火力発電所、大阪証券取引所等を見学した。

3月3日及び4日金沢に見学旅行を実施し、市内見学のほか石川国際民商事法センター（会長 飛田秀一北國新聞社長）主催の講演会に参加した。

東京では、法務大臣、法務総合研究所所長、法務省民事局長、同総務審議官、検事総長を順次表敬訪問した。

最高裁判所、司法研修所、東京法務局中野出張所を見学、フジテレビ見学、都内見学等も実施した。

⑥ 研修員名 : 1 モンゴル

ダ・アンタン・ハツ司法大臣顧問

ダ・ムデインジ・ヤムツ・トギレグ司法省国際法司法協力局長

アジ・ウス・ト・モンズール地方裁判所判事

2 ミャンマー

ダウ・ティンギ・ティン投資・法人管理委員会理事

ナン・ウイン・アウン ヤンゴン大学教授

ウ・ウイン・シ司法長官官房審議官

3 ベトナム

ダ・オ・ティ・フアン・ラン人民最高裁判所経済裁判部調査官

タウエン・ティ・ティエン・トカリン投資計画省投資立法促進局投資法専門官

トラン・ティ・ノリエン政府総務局国際関係担当専門官

4 日本

東 義之 住友商事株式会社 法務部第三チーム主任

井上剛志 松下電器産業株式会社 法務本部国際契約部
海外事業契約グループ主事

村田恒子 松下電器産業株式会社 法務本部法務部
独禁法国際法務グループ副参事

岡田 健 福岡地方裁判所判事補

丸山 毅 大阪地方検察庁検事

山野幸成 法務総合研究所室長研究官

中野渡守 東京法務局民事行政部国籍課法務事務官

この研修に際し、当財団は研修の円滑な推進のため、ベトナム研修と同様の支援を独自に行った。又、日本人研修員の参加費用を支援した。

(3) カンボジア国法整備支援研修（カンボジア研修）

平成8年11月19日から12月12日までの間、カンボジア研修が、日本弁護士連合会、法務省、最高裁判所で行われ、当財団は、12月11日この機会に一行との昼食会を開催し懇談を行った。

昼食会出席者：カンボジア法務省 リ・ガッ・リ次官他5名（同行者 研修監理員2名、国際協力事業団担当者1名）

法務総合研究所 吉村所長、小木曾総務企画部長、西川同副部長、鳥本同部付検事、野口部付検事、山野研究官

当財団 岡村理事長、金子事務局長、相沢事務局次長

その後、住友商事株式会社において総合商社の業務についての説明を行った。

住友商事株式会社出席者 伊藤正 当財団会長、黒田常務取締役、松島理事、山根対外企画部長、絹川部長代理

5 シンポジウム・講演会等運営事業

(1) ベトナム法シンポジウム

当財団は上記4（1）記載の平成8年9月のベトナム研修の機会に主催：当財団及び法務総合研究所、後援：法務省民事局、国際協力事業団にて、下記の通り国際シンポジウムを開催した。

日時：平成8年9月11日（水） 13：30～17：00

会場：法曹会館 2階 「高砂の間」

テーマ：「ベトナムにおける民商事法の現状と今後の課題」

パネリスト：森脇昭夫上智大学教授、小杉丈夫弁護士、射手矢好雄弁護士、山口憲一トヨタ自動車株式会社国際法務室長、原優法務省民事局参事官、ズォン・ダーン・フエ・ベトナム司法省民事経済法局次長

- プログラム：1 主催者挨拶 伊藤 正 当財団会長
吉村徳則 法務総合研究所所長
三ヶ月章 当財団特別顧問
- 2 基調講演 「ベトナムにおける民事立法」
森脇昭夫 上智大学教授
- 3 基調講演 「ベトナムにおける民商事法の現状」
ズオン・ダーン・フーベトナム司法省民事経済法局次長
- 4 パネル討論 ズオン・ダーン・フー氏、森脇昭夫氏、小杉丈夫氏、
射手矢好雄氏、山口憲一氏、
司会：原 優氏

出席者：当財団会長，理事長，理事会社18社，個人理事4名，特別顧問1名，
評議員会社17社，個人評議員4名，監事1名，学術評議員9名，
一般法人会員10社，その他弁護士3名，法務省13名，ベトナム
研修員9名

なお，シンポジウム終了後引き続き法曹会館にて，懇親パーティを開催し，シン
ポジウム出席者とベトナム研修員との交流を深めた。

(2) 中国法シンポジウム

当財団は，日本の民間企業の中国に対する関心が極めて高いことから，シンポジ
ウムや講演会を相互に開催する等のプロジェクトを企画し，友好協力関係を作り上
げるため，中国・国家経済体制改革委員会との間でその旨の協定書を締結した。

この協定に基づき，中国から3名の講師を招き，下記の通りシンポジウムを開催
した。

- 日時：平成8年11月28日（木）
場所：全国社会福祉協議会・灘尾ホール
テーマ：「中国における民商事法制度の現状と紛争解決方法について」
パネリスト：孫延祐 中国国家経済体制改革委員会政策法規司司長
白緑鉉 中国政法大学大学院民事訴訟学科教授
朱月芳 中国国際貿易促進委員会法律事務部副部長
小杉丈夫弁護士，射手矢好雄弁護士，季衛東 神戸大学法学部教授，
河本禎三 株式会社日立製作所 中国事業開発部長，
河村寛治 伊藤忠商事株式会社 法務部次長

司会 : 原 優 法務省民事局参事官

プログラム : 1 主催者挨拶 伊藤正 当財団会長

2 基調講演 孫延祐氏「社会主義市場経済法体制の整備についての若干の問題点について」

3 基調講演 白緑鉉氏「中国の民事訴訟制度について」

4 基調講演 朱月芳氏「中国の仲裁制度について」

5 基調講演 季衛東氏「中国と日本の法制度法意識の特色について」

6 パネル討論 会場との質疑応答

7 総括 三ヶ月章 当財団特別顧問

8 パーティ 17:30 より同ホールにて懇親パーティを開催した。

挨拶 : 岡村泰孝 当財団理事長, 孫延祐団長

出席者 : 当財団会長, 理事長, 理事会社18社, 理事7名, 特別顧問1名, 評議員会社18社, 評議員4名, 学術評議員10名, 一般法人会員33社, 諸団体6 (日中法律家交流協会, 中国大使館商務部, 国際商事法研究所, 経営法友会, アジア刑政財団, 国際協力事業団から計14名), 弁護士3名, 大学助教授1名, 学生1名, 法務省13名

(3) 中国法講演会

当財団は, 上記(2)の中国法シンポジウムのために来日した3名の講師を関西に招き, 大阪において下記の通り講演会及びパーティを開催した。

日時 : 平成8年11月29日(金)

講演会 17:15 ~ 18:30, パーティ 18:30 ~ 20:00

会場 : KKR HOTEL OSAKA

講演 : 演題 「社会主義市場経済法体制の整備についての若干の問題点について」

講師 孫延祐 国家経済体制改革委員会政策法规司司長

パーティ : 挨拶 伊藤正 当財団会長, 孫延祐団長

出席者 : 当財団会長, 理事会社1社, 理事2名, 評議員1名, 学術評議員5名, 一般法人会員2社, 学術協力員3名, 公証人3名, 国際協力事業団3名

(4) 国際民商事法シンポジウム

当財団は、上記4(2)マルチ研修の機会に、同研修の3ヶ国の研修員の出席の下に「国際取引と法インフラ」のテーマについての国際民商事法シンポジウムを、大阪において下記の通り開催した。

日時 : 平成9年2月28日(金) 10:30～17:00

会場 : 国際協力事業団 大阪国際センター

主催 : 当財団、法務総合研究所

後援 : 国際協力事業団、社団法人商事法務研究会

プログラム: 主催者挨拶 伊藤正 当財団会長

吉村徳則 法務総合研究所所長

基調講演 松岡博 大阪大学副学長「国際取引における法整備の
現状と課題」

パネルディスカッション

テーマ「アジア地域における法整備の現状と課題」

パネリスト 松岡博 大阪大学副学長、池田辰夫 大阪大学教授、

李旺弁護士、丸山健 法務省民事局局付検事、

ダムティンジャムツ・トクビレグ モンゴル司法省国際法司法協力局長

ダウ・ティンキ・ティン ミャンマー投資法人管理委員会理事、

トラン・ティノ・リエン ベトナム政府総務局国際関係担当専門官

司会 石川正弁護士

スピーチ 小野昌延弁護士「関西アジア民商事法研究会の発足」

閉会の辞 三ヶ月章 当財団特別顧問

パーティ 17:00～18:30 挨拶 伊藤正当財団会長

出席者 : 当財団会長、特別顧問、理事会社4社、個人理事4名、評議員会社4社、個人評議員3名、学術評議員3名、一般法人会員1社、学術協力員2名、法務総合研究所3名、諸団体1団体、関西アジア民商事法研究会会員14名、マルチ研修研修員15名

(5) 石川国際民商事法センター発足記念講演会

昨年12月、当財団を支援する地方組織の第1号として北國新聞社ほか石川県内の地元企業を中心とする「石川国際民商事法センター」が設立された。そこで、当財団、法務総合研究所、石川国際民商事法センター及び北國新聞社は、上記4(2)マルチ研修の研修員一行が、3月3日及び4日、金沢に見学旅行に訪れた際に、同地において、記念講演会を開催した。

日時：平成9年3月3日 13:00～15:00

会場：金沢市北國新聞会館

主催：当財団、法務総合研究所、石川国際民商事法センター、北國新聞社

後援：北國総合研究所、国際協力事業団北陸支部、テレビ金沢、エフエム石川、ラジオかなざわ

挨拶：岡村泰孝当財団理事長

講演：①三ヶ月章 当財団特別顧問「日本法が直面する新局面」

②射手矢好雄弁護士「アジア諸国の市場経済化と法整備状況」

出席：石川国際民商事法センター会員60名、マルチ研修研修員15名

6 調査研究事業

(1) ベトナム・ラオス法制度調査

当財団は、ベトナム・ラオスの法制度調査のため、両国に下記の通り3名を派遣し調査を行った。

期間：平成9年3月5日～15日

出張者：法務総合研究所 総務企画部 小木曾國隆部長、同企画課 前田幸保係長、当財団事務局 相沢繁昌次長

訪問先：(1) ラオス ①ラオス駐在 日本大使館 坂井大使、②JICAラオス事務所 高畑所長、③カムウァン司法大臣（フイ官房長同席）、④ラオス司法省との打合わせ（フイ官房長、カムコン法制局長、トーンブット裁判所統括局長、ヌーパン判決執行委員長、ボーン弁護士会長、ブンローム経済紛争調停副委員長、ケートケオ法律宣伝局副局長）、⑤ケート最高人民裁判所長官、⑥シダ・ヴィエンチャン人民裁判所長（所長以下5名同席）⑦トンギー高等法律学校長（タヌー副校長同席）

(2) ベトナム ①ベトナム司法省との打合わせ(クォーン国際協力局長, トゥン民事経済法局長, ギャット国際協力局次長, ビュー戸籍公証局長, キム民事執行副局長, ルー刑事法制局長, マイ法律研究所研究官), ②ヒエン司法副大臣, ③ベトナム駐在大使館鈴木大使, ④タム・ハノイ法律大学副校長, ⑤ゴック・ハノイ人民裁判所長(ホイ・ギア裁判官, 他1名同席), ⑥ベトナム法整備支援研修同窓生との座談会, ⑦ベトナム法整備支援研修同窓生との懇親会, ⑧アン・ホーチミン人民裁判所長

(2) モンゴル法制度調査

当財団は、法務総合研究所島本喜章総務企画部付検事に、日本政府の派遣するモンゴル経済協力総合調査団(団長中平 前カナダ大使)の一員として参加してもらい、モンゴル国の法制度の調査を行った。

期間 : 平成9年3月11日～19日

訪問先: ①在ウランバートル日本大使館, 久保田大使, ②モンゴル対外関係省との協議, ③ツァンガー大蔵大臣, ④ヴァダムハンド司法省広報局長, ⑤JICA事務所, ⑥ODA関係施設の視察(モンゴル鉄道, ウランバートル市営バス, 火力発電所), ⑦ウランバートル市長, ⑧進出日本企業との懇談会, ⑨エンフサイハン首相, ⑩オチルバト大統領

(3) ラオス法制度の情報収集・提供

ラオス法務大臣の来日

平成8年12月ラオスのカムアン・ブッパー法務大臣一行が、笹川平和財団の招きで来日し、12月10日(火)14:00より最高検察庁20階会議室において、法務省関係部局、当財団との意見交換が行われた。

当財団よりの出席者: 岡村泰孝理事長, 小杉丈夫理事, 柏木昇学術評議員,
金子事務局長, 住友商事株式会社 吉竹良陽

当財団は、ラオス側より提供のあった英文の外国投資法, ビジネス法, 財産法等の頒布についてICC LC NEWSに掲載し希望する会員に配布した。

7 機関誌等の発行

(1) 機関誌「ICCLC」創刊号

当財団は、平成8年11月1日機関誌「ICCLC」創刊号を発行し、会員及び関係者に配布した。

目次 第1部 創刊によせて

創刊のご挨拶 会長 伊藤正

創刊によせて 特別顧問 豊田章一郎、理事長 岡村泰孝、
法務総合研究所所長 吉村徳則

第2部 財団の活動について

財団活動報告 事務局長 金子浩之

1 理事会・設立記念式典、理事会議事録、

ご挨拶 会長 伊藤正、特別顧問 三ヶ月章

2 ベトナム国法整備支援研修

ベトナム研修報告、講演録、研修員 MR. HUE、

講義録 特別顧問 三ヶ月章、日商岩井株式会社 取締役 堀 龍児
シンポジウム総括、シンポジウム議事録

(2) 機関誌「ICCLC」第2号

当財団は、平成9年1月1日付で「ICCLC」第2号を発行し、会員及び関係者に配布した。

目次 国際民商事法シンポジウム（中国法）特集号

シンポジウム紹介、ご挨拶 会長 伊藤正

講演録 孫延祐氏、同白緑鉉氏、同朱月芳氏、同神戸大学教授 季衛東氏

パネル討論、会場との質疑応答、総括 特別顧問 三ヶ月章

(3) 「ICCLC NEWS」第1号

当財団は、会員に情報を提供する速報として「ICCLC NEWS」を適宜発行することとし、平成9年1月1日付で第1号を発行した。

（ICCLC NEWS発行にあたり）理事長 岡村泰孝

（HEADLINE）1 新年のご挨拶 会長 伊藤正

2 ラオス国法務大臣講演と意見交換

3 カンボジア国法務省次官の法務省表敬訪問

(4) 「ICCLC NEWS」第2号

当財団は、平成9年2月17日付で「ICCLC NEWS」第2号を発行した。

（HEADLINE）1 第1回国際民商事法研修始まる

2 第3回国際民商事法シンポジウム開催のご案内

3 ベトナムにおける民事立法・森脇上智大学教授講演録

収 支 計 算 書

(平成8年4月16日から平成9年3月31日まで)

財団法人国際民商事法センター

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	166,000	123,447	42,553	
2 会費収入	30,600,000	40,210,000	△ 9,610,000	
3 法整備支援費受託収入	0	11,266,523	△ 11,266,523	
4 雑収入		326,620	△ 326,620	
当期収入合計 (A)	0			
前期繰越収支差額	30,766,000	51,926,590	△ 21,160,590	
収入合計 (B)	0	0	0	
	30,766,000	51,926,590	△ 21,160,590	
II 支出の部				
1 事業費				
法整備支援費受託収入	0	11,308,547	△ 11,308,547	
法整備支援関係費	8,115,000	13,006,533	△ 4,891,533	
調査研究費	1,406,000	2,091,329	△ 685,329	
資料収集、情報提供費	2,590,000	1,279,716	1,310,284	
広報費	800,000	867,377	△ 67,377	
事業費計	12,911,000	28,553,502	△ 15,642,502	
2 管理費				
会議費	160,000	1,628,901	△ 1,468,901	
事務管理費	3,110,000	3,469,380	△ 359,380	
賃借料	4,350,000	4,786,706	△ 436,706	
人件費	3,000,000	1,896,820	1,103,180	
管理費計	10,620,000	11,781,807	△ 1,161,807	
3 事務所開設費	3,150,000	3,130,000	20,000	
4 固定資産取得費				
什器備品購入費	2,380,000	2,256,112	123,888	
5 予備費	1,000,000	0	1,000,000	
当期支出合計 (C)	30,061,000	45,721,421	△ 15,660,421	
当期収支差額 (A) - (C)	705,000	6,205,169	△ 5,500,169	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	705,000	6,205,169	△ 5,500,169	

正味財産増減計算書

(平成8年4月16日から平成9年3月31日まで)

財団法人 国際民商事法センター

(単位：円)

科 目	金 額		
I 増加原因の部			
1 基本財産運用収入		123,447	
2 基本財産収入		50,000,000	
3 会費収入		40,210,000	
4 受託事業収入		11,266,523	
5 雑収入			
受取利息	16,620		
雑収入	310,000		
		326,620	
合 計			101,926,590
II 減少原因の部			
1 事業費			
受託事業費	11,308,547		
法整備支援関係費	13,006,533		
調査研究費	2,091,329		
資料収集・情報提供費	1,279,716		
広報費	867,377		
		28,553,502	
2 管理費		11,781,807	
合 計			40,335,309
当期正味財産増加額			61,591,281
期末正味財産合計額			61,591,281

貸 借 対 照 表

(平成9年3月31日現在)

財団法人国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金	77,613		
(2) 普通預金	7,156,753		
流動資産合計		7,234,366	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1) 建物付属設備	652,945		
(2) 器具備品	1,378,215		
(3) 電話加入権	224,952		
(4) 差入保証金	3,130,000		
その他の固定資産合計	5,386,112		
固定資産合計		55,386,112	
資産合計			62,620,478
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,029,197		
流動負債合計		1,029,197	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,029,197
III 正味財産の部			
正味財産			61,591,281
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(11,591,281)
負債及び正味財産合計			62,620,478

財 産 目 録

(平成9年3月31日現在)

財団法人国際民商事法センター

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	77,613	
普通預金 東京三菱銀行 新赤坂支店	7,063,211	
日本興業銀行 預金融資事務部	26,181	
住友銀行 溜池支店	16,830	
富士銀行 虎ノ門支店	16,830	
さくら銀行 本店公務部	16,830	
三和銀行 東京営業部	16,871	
流動資産合計		7,234,366
2 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金 東京三菱銀行 新赤坂支店	10,000,000	
日本興業銀行 預金融資事務部	10,000,000	
住友銀行 溜池支店	7,500,000	
富士銀行 虎ノ門支店	7,500,000	
さくら銀行 本店公務部	7,500,000	
三和銀行 東京営業部	7,500,000	
基本財産合計	50,000,000	
(2) その他固定資産		
建物付属設備	652,945	
器具備品	1,378,215	
電話加入権	224,952	
差入保証金	3,130,000	
その他固定資産合計	5,386,112	
固定資産合計		55,386,112
資産合計		62,620,478
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金 マルチ研修等事業費未払支出	675,426	
事務所管理費未払支出	353,771	
流動負債合計		1,029,197
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		1,029,197
正味財産		61,591,281

収支計算書内訳及び予算対比補足説明（参考）

（単位：千円）

I 収入の部																			
1 基本財産運用 収入	基本財産 50百万円の定期預金による運用益123 銀行6行、金利0.3～0.35%/年、期間9ヶ月（3ヶ月+6ヶ月）																		
2 会費収入 (年会費1口200千円)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>予算</td> <td>決算</td> </tr> <tr> <td>理事評議員会社</td> <td>50社 103口 20,600</td> <td>52社 107口 21,400</td> </tr> <tr> <td>一般法人会員</td> <td>50社 50口 10,000</td> <td>89社 91口 18,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>期末入会 6社 2.75口 550</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>個人寄付(1人) 60</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 30,600</td> <td> 40,210</td> </tr> </table> 会員増加に伴う会費収入対予算比増 9,610		予算	決算	理事評議員会社	50社 103口 20,600	52社 107口 21,400	一般法人会員	50社 50口 10,000	89社 91口 18,200			期末入会 6社 2.75口 550			個人寄付(1人) 60		30,600	40,210
	予算	決算																	
理事評議員会社	50社 103口 20,600	52社 107口 21,400																	
一般法人会員	50社 50口 10,000	89社 91口 18,200																	
		期末入会 6社 2.75口 550																	
		個人寄付(1人) 60																	
	30,600	40,210																	
3 受託収入	国際協力事業団からの法整備支援研修受託収入 <table border="0"> <tr> <td>ベトナム研修</td> <td>5,453</td> </tr> <tr> <td>マルチ研修</td> <td>5,814</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 11,267</td> </tr> </table> 第1年度受託収入は、予算作成時金額、内容が未定であったため予算に組み込むことが出来なかった。	ベトナム研修	5,453	マルチ研修	5,814		11,267												
ベトナム研修	5,453																		
マルチ研修	5,814																		
	11,267																		
4 雑収入	関係諸団体等からの設立記念式典祝金及びシンポジウム参加拠出金等 327																		
II 支出の部																			
1 事業費支出 受託事業費の 支出	上記国際協力事業団受託事業の支出：講師謝金、原稿料、翻訳料、研修員・講師・同行者等旅費、会議・開閉講式費用、資材・教材・図書・消耗品・通信費等 <table border="0"> <tr> <td>ベトナム研修</td> <td>5,481</td> </tr> <tr> <td>マルチ研修</td> <td>5,827</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 11,308</td> </tr> </table>	ベトナム研修	5,481	マルチ研修	5,827		11,308												
ベトナム研修	5,481																		
マルチ研修	5,827																		
	11,308																		
法整備支援 関係費	上記受託研修に対する財団としての支援及び財団独自の企画事業費（企業他訪問・見学、見学旅行等の経費支援、交流・懇親会、講演会・シンポジウム開催会場費、講師・通訳、資料、印刷等費用、日本人研修員費用、関係者出張旅費等）																		

		予算	決算
	ベトナム研修・シンポジウム	1,817	1,811
	マルチ研修・シンポジウム	5,298	5,209
	カンボジア研修	0	97
	中国法シンポジウム	1,000	5,889
		8,115	13,006
	予算作成時には中国法シンポジウムの具体的な計画を組むに至らず、会員増加による会費収入増加に見合い計画を立てることとしていたため、対予算比ではこれが大幅に超過したものの。		
調査研究費	海外現地法制調査費	1,406	2,091
	海外出張はベトナム・ラオス両国へ、3人（11日間）モンゴルへ1人（9日間）実施。		
資料収集・ 情報提供	機関誌、NEWS LETTER発行	590	1,244
	日本法資料の英文化推進	1,000	0
	外国参考文献収集	1,000	36
		2,590	1,280
	資料の英文化、文献収集は第1年度は軌道に乗らなかった。機関誌2回（予算1回）の他、NEWS LETTER 2回発行。		
広報費	パンフレット作成、配布	800	867
	和文、英文パンフレット作成		
2 管理費支出		予算	決算
会議費	設立記念式典、パーティ	0	1,195
	会議費	160	434
		160	1,629
	予算では設立記念式典・パーティを平成8年9月のベトナム法シンポジウムのパーティに於いて合わせ挙行することとしていたが、財団の活動を早めに立ち上らせるため、平成8年5月22日の第1回理事会に引き続き記念式典・パーティを別途実施したものの。 その他会議費は、財団の事業推進、管理運営上必要と認め、幹部役員会、実務関係者の打ち合わせを開催したものの。		

事務管理費		予算	決算
	旅費交通費	710	981
	通信費	300	363
	備品・消耗品費	500	716
	水道光熱費	200	142
	その他諸経費	1,400	1,268
		3,110	3,470
	関西出張が予定以上に必要になったことなどによる。		
賃借料	事務所家賃315/月	3,150	3,466
	共益費 120/月	1,200	1,320
		4,350	4,786
	予算では10ヶ月分を見込んだが、内装工事のため契約期間は10.7ヶ月となった。		
人件費	事務職員 1 名	3,000	1,897
	予算では300/月にて10ヶ月を見込んだが、人材派遣会社委託により（当初4ヶ月間は週3日以後6ヶ月間は週5日/1日6時間）予算を下まわったもの。		
3 事務所開設費	敷金（家賃10ヶ月分）	3,150	3,130
4 固定資産取得		2,380	2,256
支出	取得品目：間仕切り，パーティション		653
	（決算内訳）カーペット，フラインド，キャビネット等		938
	電話加入権		225
	パソコン，プリンター一式		440

平成9年度事業計画

(平成9年4月1日～平成10年3月31日)

法整備支援研修受託事業 (国際協力事業団主催研修事業の受託)

国際協力事業団は、海外技術協力無償援助の一環としてアジア諸国の法制度の整備支援のため、各国より立法担当者、法律実務家などの関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している。

当財団は、民商事法分野についてこの国際協力事業団の主催する研修事業を平成8年度は2件受託したが、今年度の受託事業は下記を予定している。

1 ベトナム法整備支援研修 (ベトナム研修)

今年度は、ベトナムからの研修員総勢20人を受け入れる予定となっており、研修は20人を2回に分けて各3週間実施する。(20人の内1～2人は、半年～1年間の長期研修として来日)

第1回研修 6月16日～7月4日 研修場所 法務総合研究所
メインテーマ：登記、戸籍、供託等民事関係諸制度

第2回研修 10月13日～10月31日 研修場所 法務総合研究所
メインテーマ：民事訴訟、民事執行に関する事項

2 国際民商事法研修 (マルチ研修)

昨年度の第1回研修では、モンゴル、ミャンマー及びベトナムから各3人、合計9人の研修員が参加したが、今年度は中国、モンゴル、ラオスから各2人、ベトナム、ミャンマー、カンボジアから各1人の合計9人に、自主参加の韓国からの1人を加え総勢10人の研修員が来日する予定である。これに日本人研修員(法務省、裁判所、企業法務等)6人が参加する予定である。

時 期 2月～3月 約5週間
研 修 場 所 国際協力事業団 大阪国際センター
メインテーマ 円滑な民商事取引のための法制度の研究(予定)

法整備支援研修関連事業

上記国際協力事業団からの受託事業に加え、当財団独自の立場でもこれら研修に関連して、諸プロジェクトを立案し、情報の入手、提供の場を設けると共に、滞日中の研修員の方々の便宜につき側面より援助を行う。

1 ベトナム研修

来日研修員と企業法務関係者との座談会及び財団関係者との懇親会等を通じ、当該国の法制度について情報交換の場を設営する。

研修期間中の法曹関係機関の見学、見学旅行、企業訪問、ホームヴィジット等の実施に協力、支援する。

その他財団関係の催しにつき、関係者旅費、通訳費用他負担。

2 マルチ研修

上記ベトナム研修と同様の計画とするが、ベトナム研修より期間が長いこともあり、見学旅行、企業訪問等回数は増加することが見込まれる。

また、この研修に参加する日本人研修員については、原則としてその費用を財団が負担する。(第1年度と同様)

3 カンボジア研修

過去2年間日本弁護士連合会、最高裁判所、法務省により研修が行われてきたが、当財団としてカンボジアの民商事法に関連する情報交換の場の設置並びに研修員滞在中の企業訪問、見学旅行等の諸企画を引き受けアレンジする計画である。(関係諸機関との調整要)。

シンポジウム・講演会等の運営事業

1 日本法制度セミナー

平成8年度は中国から講師3人を招き、東京において中国法制度についてシンポジウムを開催したが、日中両国間で民商事法分野で一層の理解を深めるため、平成9年度は日本側より北京に出向き、日本法制度を紹介するセミナーを開催する。

時期 9月

場所 中国 北京

メインテーマ（仮題）

（1）明治（1868年）以後の日本近代法制度構築の歴史

（2）民法、商法他経済法の体系及び各種法規の概要

（3）経済諸法規運用に関するシステム

日本から講師3人、及び財団役員、事務局総勢6～7人が出向く。

中国側セミナー参加者は、中国政府、法曹、学術関係者及び日本と関係のある中国経済関係者等を想定。

上記セミナーは中国の参加者を対象とするが、中国での活動にからむ法的関連の諸問題について、これとは別に日本側ミッションと会員企業や弁護士事務所の北京駐在の方々との、意見を交換する懇談会の場を設ける予定。

2 アジア・太平洋諸国における倒産法制シンポジウム

アジア・太平洋諸国の中で経済発展が相当程度進み、かつ法制度もほぼ整備された国々を対象として倒産法制に関する研究（後記参照）を行うとともに、それに関連して、当該国から学者または実務家を招き、日本の専門家（学者、弁護士、法務省民事局、企業法務）とシンポジウムを開催する。

時期 11月

場所 大阪

メインテーマ 各国関係法制度の概要、法改正の動向、実務上の問題点、国際的な倒産に対する対応等について報告、討論。

対象国（候補）韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、オーストラリア等

日本側参加者 学者、弁護士、企業関係者及び法務省民事局他法務省関係者

将来的にはこの研究、シンポジウムの成果を市場経済を志向するアジアの旧社会主義国等に対する法制度整備支援研修に有効活用する。また、この成果をベースとして、平成10年度には担保関係法他にもテーマを拡大し、継続的なプロジェクトとすることも検討する。

調査研究事業

1 アジア・太平洋諸国倒産法制研究

前記倒産法制シンポジウム開催に向け、国内の関係専門家（シンポジウム開催を大阪で予定しているため、主として関西在住の方にメンバーとなつていただく予定）による共同研究を行い、かつ海外から招く参加者とも事前に情報、意見交換を行い、その研究結果をシンポジウムに繋げるとともに、本年度末に研究結果の報告書を取りまとめる。

研究メンバーには学者、弁護士、企業法務、法務省民事局より参加を願い5～6人の構成とする予定。

時期 5月以降 この間に研究ミーティングを4～5回開催する。

場所 大阪

2 マルチ研修参加国法制度調査

法務総合研究所及び当財団関係者がマルチ研修参加国に出張し、当該国の法制度の実態の調査を行うと共に、支援研修の内容、方法などについて現地関係者の要望を聴取、意見交換を行う。また、これを機会に既に法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。ベトナム、カンボジア等2～3国を対象とする予定。

3 図書、資料の収集

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の経済法規及びその関連資料の入手に努めて集積し、会員及び関係者の便宜に供する。

機関誌等発行

1 機関誌“ICCLC”発行

97/6月	第3号	平成8年度事業報告、平成9年度事業計画 マルチ研修特集
11月～12月	第4号	日本法制度セミナー関連他
98/2月	第5号	倒産法制シンポジウム特集

2 ICCLC NEWS LETTER発行

年4～5回。機関誌でカバーできない財団の活動状況や国際民商事関連情報を掲載。

収 支 予 算 書

(平成9年4月1日から平成10年3月31日まで)

財団法人 国際民商事法センター

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	200	166	34
2 会費収入	43,800	30,600	13,200
3 法整備研修受託事業収入	14,800	0	14,800
当期収入合計 (A)	58,800	30,766	28,034
前期繰越収支差額	6,200	0	6,200
収入合計 (B)	65,000	30,766	34,234
II 支出の部			
1 事業費			
法整備研修受託事業費	14,800	0	14,800
法整備支援関係費	7,100	5,014	2,086
シンポジウム等企画事業費	14,700	3,101	11,599
調査・研究費、資料収集費	6,000	3,406	2,594
広報費、情報提供費	3,100	1,390	1,710
事業費計	45,700	12,911	32,789
2 管理費			
会議費	1,300	160	1,140
事務管理費	4,800	3,110	1,690
賃借料	5,200	4,350	850
人件費	3,200	3,000	200
管理費計	14,500	10,620	3,880
3 固定資産関係費	1,500	5,530	△ 4,030
4 予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計 (C)	62,700	30,061	32,639
当期収支差額 (A) - (C)	△ 3,900	705	△ 4,605
次期繰越収支差額 (B) - (C)	2,300	705	1,595

注：「法整備支援研修関連事業費」及び「シンポジウム等運営事業費」は、前年度予算では、「法整備支援関係費」として一括計上していたものを、事業内容等からみて、両者に区分したものである。

また、「調査・研究費、資料収集費」及び「広報費、情報提供費」は、前年度予算では「調査研究費」、「資料収集、情報提供費」及び「広報費」として計上していたものを、事業内容の関連性等からみて、整理、区分したものである。

収支予算書内訳(参考)

H 8 : 平成 8 年度予算 H 9 : 平成 9 年度予算 (単位 : 千円)

I 収入の部		
1 基本財産運用収入	(H 8) $50,000 \times 0.4\%$ (定期預金) $\times 10/12$ (月) ≈ 166 (H 9) $50,000 \times 0.4\%$ (定期預金) $= 200$	
2 会費収入 (年会費 1 口 200 千円)		
	H 9	H 8
	理事・評議員会社 21,400(52社, 107口)	20,600(50社, 103口)
	一般会社 22,400(106社, 112口)	10,000(50社, 50口)
	計 43,800	30,600
3 法整備研修受託事業 収入		
	ベトナム研修 9,000	(5,453実績)
	マルチ研修 5,800	(5,814実績)
	計 14,800	0
II 支出の部		
1 事業費		
法整備支援研修受託 事業費		
	H 9	H 8
	ベトナム研修 9,000	(5,481実績)
	マルチ研修 5,800	(5,827実績)
	計 14,800	0
法整備支援研修関連 事業費		
	ベトナム研修 1,800	817
	マルチ研修 4,500	4,197
	カンボジア研修 800	0
	計 7,100	5,014
シンポジウム等運営 事業費		
	日本法制度セミナー 8,000	(5,889実績)
	倒産法制シンポジウム 6,700	3,101
	計 14,700	3,101
調査研究費, 資料収 集費		
	専門家による国際民商事研究 1,500	0
	海外現地調査 3,500	1,406
	資料収集, 翻訳等 1,000	2,000
	計 6,000	3,406
広報費, 情報提供費		
	機関誌, NEWS LETTER発行 1,800	590
	パンフレット作成 800	800
	郵送費 500	0
	計 3,100	1,390

2 管理費		H 9	H 8
会議費	理事会，評議員会他役員会	800	160
	その他会議，会合費	500	0
	計	1,300	160
事務管理費	旅費交通費	1,400	710
	通信費	600	300
	備品消耗品費	800	500
	水道光熱費	200	200
	OA機器リース料	700	700
	その他諸経費	1,100	700
	計	4,800	3,110
事務所賃借料	家賃315／月×12ヶ月	3,800	3,150
	共益費120／月×12ヶ月	1,400	1,200
	計	5,200	4,350
人件費（人材派遣会社業務委託料）	事務職員1名260／月×12ヶ月	3,200	3,000
3 固定資産関係費			
事務所開設費	敷金	0	3,150
什器備品等購入	間仕切，内装，電話，パソコン等	1,500	2,380

寄附行為一部変更の件

政府は、平成8年9月20日、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理、強化し、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を閣議決定し、同年12月19日には、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会が、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせました。

そこで、当財団の寄附行為及び各種規則について、上記基準等の趣旨に従い、また設立後1年間の財団運営の実績も参考にして、全面的に見直し、検討した結果、別紙の通り寄附行為の一部変更を提案する次第です。

変更の要点は以下の通りです。

1. 第10条関係

事業報告及び収支決算は、監事の監査を受けた後、理事会に付議すべきものであり、その旨変更します。

2. 第14条関係

上記基準及び運用指針は、理事定数の幅が大きすぎると、理事会の成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので、その幅は5～6人が適当であり、また評議員については、理事会を牽制する役割から見て、理事と同数程度以上で、定数の幅も大きすぎないこととしているので、これに従い、理事及び評議員の定数を35名以上40名以内と変更します。

なお、理事の現在数は36名、評議員の現在数は34名であり、評議員については、理事会の推薦を受けて会長が新たに1名を委嘱することとします。

3. 第16条関係

理事長の職務代行者の規定を設けます。

4. 第23条関係

現行寄附行為では、理事及び監事は一定要件のもとに理事会の招集を請求できますが、その場合理事会が招集されなかったときは、その請求をした理事及び監事が理事会を招集できる旨の規定及びその際の議長は出席理事が互選する旨の規定を設けます。

5. 第26条関係

評議員会の招集についても、同旨の規定を設けます。

寄 附 行 為 変 更 案 (対 比 表)

寄 附 行 為 変 更 案	現 行 寄 附 行 為
(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算) 第十条	(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算) 第十条 この財団法人の毎会計年度の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て作成し、当該会計年度の始めから三か月以内に法務大臣に報告しなければならない。
2 この財団法人の毎会計年度の事業報告及び収支決算は、年度末現在の財産目録とともに監事の監査を受けた後、理事会の議決を経て作成し、当該会計年度の終了後三か月以内に法務大臣に報告しなければならない。 い。	2 この財団法人の毎会計年度の事業報告及び収支決算は、年度末現在の財産目録とともに理事会の議決を経て作成し、監事の承認を得た上で、当該会計年度の終了後三か月以内に法務大臣に報告しなければならない。 い。
(役員) 第十四条 この財団法人に、次の役員をおく。 一 理 事 三十五名以上四十名以内(うち、会長一名、理事長一名及び事務局長一名) 二 評議員 三十五名以上四十名以内 三 監 事 二名 (役員の職務) 第十六条	(役員) 第十四条 この財団法人に、次の役員を置く。 一 理 事 二十五名以上五十名以内(うち、会長一名、理事長一名及び事務局長一名) 二 評議員 二十五名以上 三 監 事 二名 (役員の職務) 第十六条 会長は、この財団法人の会務を總括する。 2 理事長は、この財団法人を代表し、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、会長又は会長の指名する理事がその職務を代行する。	

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この財団法人の業務を議決し、執行する。 5 事務局長は、理事長の旨を受けて日常業務を執行する。	6 評議員は、評議員会を構成し、理事長に対し、この財団法人の運営その他の重要な事項について助言する 7 監事は、民法第五十九条の職務を行う。 (理事会の招集等)	第二十三条 前項第二号及び第三号の請求があつた後、遅滞なく理事会が招集されなかつたときは、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。	3 前項第二号及び第三号の請求があつた後、遅滞なく理事会が招集されなかつたときは、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。 4 理事会の議長は、理事長とする。ただし、前項の規定により招集された理事会の議長は、出席理事が互選する。 5 評議員及び監事は、理事会の許可を受けて、これに出席し、意見を述べることができる。
3 (現行寄附行為第三項は改正案第四項と同じ)	4 (現行寄附行為第四項は改正案第五項と同じ)	5 (現行寄附行為第五項は改正案第六項と同じ)	6 (現行寄附行為第六項は改正案第七項と同じ) (理事会の招集等)
第二十三条 理事会は、理事長が招集する。	2 理事会は、次の場合に招集する。	一 理事長が必要と認めたとき	二 理事現在数の三分の一以上の理事から、会議に付すべき事項を示して請求があつたとき
三 監事から、その職務に基づき、会議に付すべき事項を示して請求があつたとき	3 理事会の議長は、理事長とする。	4 (現行寄附行為第四項は改正案第五項と同じ)	

(評議員会)

第二十六条

3 前項第二号の請求があつた後、遅滞なく評議員会が招集されなかつたときは、その請求をした評議員は、評議員会を招集することが出来る。

4 評議員会の議長は、会議の都度、理事長が指名する。ただし、前項の規定により招集された評議員会の議長は、出席評議員が互選する。

5 理事及び監事は、評議員会の許可を受けて、これに出席し、意見を述べることが出来る。

6 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項を審議し、助言する。

7 第二十四条の規定は、評議員会に準用する。

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会は、次の場合に招集する。

一 理事長が必要と認めたとき

二 評議員現在数の三分の一以上の評議員から、会議に付すべき事項を示して請求があつたとき

3 評議員会の議長は、会議の都度、理事長が指名する。

4 (現行寄附行為第四項は改正案第五項と同じ)

5 (現行寄附行為第五項は改正案第六項と同じ)

6 (現行寄附行為第六項は改正案第七項と同じ)

理事の推薦

株式会社東芝 社長 ^{にしむろたいぞう}西室泰三殿を、寄附行為第15条第2項にもとづき理事に推薦します。

評議員の推薦

弁護士 ^{もとばやしとおる}本林 徹殿を、寄附行為第15条第3項にもとづき評議員に推薦します。

尚、本林徹殿は、当財団学術評議員であります。評議員就任に伴い学術評議員は辞任されます。

学術評議員の推薦

弁護士 ^{なかつかさつとくじろう}中務嗣治郎殿、及び弁護士 ^{いでやよしお}射手矢好雄殿を寄附行為第21条第2項にもとづき学術評議員に推薦します。



監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡村 泰孝 殿

平成9年5月22日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 中川 英彦



私たちは、平成8年4月16日から平成9年3月31日までの第1期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事長より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以上

財団法人国際民商事法センター評議員会議事録

- 1 開催日時 平成9年5月22日(木) 14時00分～15時30分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館 「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 34人(出席者名簿別添1)
内訳 本人出席 3人
代理人出席 31人
評議員会議長を代理人とする者 14人
理事長の承認を得た者を代理人とする者 17人

4 付議事項(*本誌では理事会議事録と重複する資料の掲載を省略)

第1号議案 平成8年度事業報告・収支決算及び財産目録の件

第2号議案 平成9年度事業計画及び収支予算の件

第3号議案 寄附行為一部変更の件

第4号議案 理事推薦承認の件

5 議 事

寄附行為第26条第3項の規定により、評議員前田宏が理事長岡村泰孝から本日の評議員会の議長に指名され、続いて同条第5項の規定により、理事長岡村泰孝から第1号、第2号及び第3号の各議案につき、評議員会において審議し、助言されたい旨の諮問を受けた。

- (1) 第1号議案 平成8年度事業報告・収支決算及び財産目録の件は、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決した。
- (2) 第2号議案 平成9年度事業計画及び収支予算の件は、原案について異議

なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決した。

(3) 第3号議案 寄附行為一部変更の件は、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決した。

(4) 第4号議案 理事推薦承認の件は、理事会の推薦に係る西室泰三氏に対する理事委嘱を承認することを全員一致をもって承認可決した。

よって、議長は、第1号、第2号及び第3号の各議案については、評議員会として異議がなく、助言すべき事項はない旨理事長に答申した。

最後に、議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

1 小 野 昌 延

2 小 木 曾 國 隆

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成9年5月22日

議 長

前 田 宏 

議事録署名人

小 野 昌 延 

議事録署名人

小 木 曾 國 隆 

財団法人国際民商事法センター評議員会出席者

評議員会社

(71名順、敬称略)

会 社 名	評 議 員		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭硝子㈱	社長	瀬谷博道	代理人も欠席	
伊藤忠商事㈱	会長兼社長	室伏 稔	法務部次長	河村 寛治
㈱大林組	社長	津室隆夫	海外業務部副部長	西浦 二郎
川崎重工業㈱	会長兼社長	大庭 浩	企画本部法務部担当部長	奥野 正美
国際電信電話㈱	社長	西本 正	代理人も欠席	
㈱小松製作所	会長	片田哲也	法務部長	波江野 弘
㈱さくら銀行	頭取	橋本俊作	代理人も欠席	
サントリー㈱	社長	鳥井信一郎	法務部長	桐生 正一
三洋電機㈱	社長	高野泰明	法務部海外法務グループ	中西 和孝
㈱三和銀行	頭取	佐伯尚孝	代理人も欠席	
住友化学工業㈱	会長	森 英雄	代理人も欠席	
㈱住友銀行	頭取	森川敏雄	総務部法務室室長代理	一色 俊宏
ソニー㈱	専務取締役	愛甲次郎	法務部門企画室	尾高 勝郎
大成建設㈱	会長	山本兵蔵	法務部法務担当部長	小切間克彦
大和証券㈱	社長	江坂元穂	事業法人部総務課部長	竹林弘祐樹
東京瓦斯㈱	会長	渡邊 宏	文書部法務グループ課長	佐成 実
日商岩井㈱	相談役	西尾 哲	代理人も欠席	
㈱日本経済新聞社	社長	鶴田卓彦	代理人も欠席	
日本航空㈱	会長	山地 進	法務部長	三好 晋
日本生命保険(相)	会長	伊藤助成	海外事業部次長	尾崎 靖
野村證券㈱	顧問	酒巻英雄	代理人も欠席	
㈱富士銀行	会長	橋本 徹	業務渉外部長	野中 隆史

会 社 名	評 議 員		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
富士通㈱	社長	関澤 義	代理人も欠席	
丸紅㈱	社長	烏海 巖	法務部国際法務第二課長	後藤 和年
三井海上火災保険㈱	社長	井口武雄	企業五部副部長	岡野 英男
三菱化学㈱	社長	三浦 昭	代理人も欠席	
三菱電機㈱	社長	北岡 隆	法務部長	宇佐美 聰

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
法務総合研究所 総務企画部長	小木曾国隆	出席
弁護士	小野昌延	出席
大阪大学名誉教授	熊谷信昭	欠席
弁護士	長島安治	欠席
弁護士	西 迪雄	欠席
弁護士	野田愛子	欠席
弁護士	前田 宏	出席

第二部

第一回国際民商事法研修

第一回国際民商事法研修を終了して

平成9年2月17日（月）から3月21日（金）までの約5週間にわたり、開発途上国に対する技術協力の一つと位置づけた経済取引関係法整備支援コース（第1回国際民商事法研修）を、国際協力事業団（JICA）の委託を受け、当財団と法務省法務総合研究所が提携協力して実施しました。

1 本研修の目的

近年、わが国とアジア太平洋諸国との間に国際的な経済取引が増加するに伴って、契約書の平準化、信用取引の担保の確保などの国際経済取引に関する新たな問題や、民商事に関する涉外事件及び法的紛争等が増加していますが、これらの国の民商事関係の基本法や紛争解決システムがわが国で十分把握されていないため、具体的な事案の解決に支障をきたしています。そのため、我が国の司法及び法務行政担当者等が、各国の民商事関係の基本法及び紛争解決システム等について理解を深め、具体的事案を迅速かつ正確に解決していくことが緊急の課題となっています。

本研修は、国際協力事業団の海外技術協力計画対象国からの研修員と国内からの研修員が協力して、わが国を含むアジア各国の民商事法の整備の実状と問題点を把握し、円滑な民商事取引のための法制度を検討・探求することにより、国際経済取引の発展と安定した経済交流の樹立に寄与し、併せて相互の理解と親善を図ることを目的として実施するものです。

2 研修員

モンゴル、ミャンマー及びヴィエトナムの3国から各3名の法律実務担当者を招き、日本からは企業法務、裁判所、検察庁、法務総合研究所及び法務局から実務担当者が参加しました。（別紙1参照）。

3 主な研修実施場所

(1) 国際協力事業団大阪国際センター

平成9年2月17日～2月28日及び3月17日～3月21日

〒567 大阪府茨木市西豊川町25番1号

TEL 0726-41-6900 FAX 0726-41-6910

(2) 国連アジア極東犯罪防止研修所

平成9年3月5日～3月14日

〒183 東京都府中市晴見町1丁目26番地

TEL 0423-33-7021 FAX 0423-68-8500

4 本研修の主要テーマ

「円滑な民商事取引のための法制度の研究」

アジア太平洋諸国における民商事法の整備と相互理解が必ずしも十分でないため、法制の不備、不知、不整合などに由来する法的不安定が、これらの国々の安定した経済交流の発展を阻害しており、経済取引を円滑に行うための民商事基本法の制定とその運用システムの整備が緊急の課題となっています。

そのため、我が国とアジア太平洋諸国の法体系の概要、法律家の養成制度、裁判制度及び判決の執行手続等、民商事基本法とその運用システムの整備状況に関する問題点を比較分析して、国際的な民商事取引を円滑に行うためのよりよい法制度を探究するとともに、各国の相互理解を深め、これら諸国の人材育成と安定した経済交流の進展に寄与することは、わが国が国際貢献を果たしていく上で必要不可欠なものです。

そこで、本研修では、研修員に各国における民商事関係の法整備に関する現状と課題を比較法的に考察する機会を提供するとともに、円滑な民商事取引を実現するための法制度はいかにあるべきかを探求するために、標記のテーマを定め、研修員の皆さんに以下の事項について討議していただきました。

(1) 効果的で効率的な民事訴訟制度は、どのように構築すべきか

- ① 民事裁判は、どのような制度で行われているか
- ② 民事裁判の実状は、どうなっているか
- ③ 民事裁判制度で生じている問題点は、どういったものか
- ④ 民事裁判制度において改革すべき点は、どのようなものか
- ⑤ 判決の執行は、どのようにされているか
- ⑥ 判決執行手続で生じている問題点は、どういったものか

(2) 民商事取引の進展のために、法律関係者の役割はいかにあるべきか

- ① 民商事取引をめぐる紛争は、どのように解決されているか
- ② 法律関係者は、紛争解決に関してどのような関与をしているか
- ③ 弁護士は、民商事取引に関して、どのような役割を果たしているか

(3) 法律関係者の養成はいかに行われるべきか

- ① 法律関係者の養成は、どのようにされているか
- ② 法律関係者の養成制度において改革すべき点は、どのようなものか

5 研修カリキュラム

本研修では、主要テーマに関する講義のほかに、研修員による発表、討議、グループディスカッションなどを行いました。その概要は以下の通りです（別紙2参照）。

(1) 研修員による発表・討議

研修員が各国における「民商事関係の基本法整備の現状と課題」について発

表を行い、それを踏まえて各国の実情に応じた法整備の対応策等について討議しました。

(2) 研修員によるグループディスカッション

研修員を「民事訴訟手続及び判決執行手続の現状と問題点」又は「法律関係者の養成制度の現状と問題点」のテーマごとに二つのグループに分けて意見交換と討議を行い、その中で提示された問題点と解決策について研修員全体によるディスカッションを行いました。

(3) 講義

主要テーマに関して、わが国の法体系の概要、民法及び商法等の概要、裁判制度及び判決の執行手続並びに法律家の養成制度等についての講義を行いました。

講師には三ヶ月章特別顧問、原田直郎理事、中野貞一郎学術評議員、石川正学術評議員、関西電力㈱有賀部長、住友商事㈱小川部長付をはじめとする当財団関係者のほかに、池田辰夫大阪大学教授ほか5名の大学教授、大阪弁護士会の弁護士、大阪地検検事、法務省民事局参事官等を迎え、専門的な見地から講義を賜りました。

(4) 施設見学

大阪においては、大阪地裁の法廷、大阪大学附属図書館、大阪証券取引所、大江橋法律事務所、関西電力㈱南港発電所、東洋陶磁美術館等を、東京では最高裁判所、司法研修所、東京法務局中野出張所等を見学して、日本の司法制度や登記制度についての理解を深めるとともに、日本の諸文化にも触れるなど有意義なものとなりました。

(5) 見学旅行

広島と金沢へ1泊2日の見学旅行を行いました。

広島では原爆ドームと平和記念資料館を見学したほか、翌日は宮島を訪れました。なかでも原爆ドームは外国人研修員に対しても興味深いものであったらしく、大変好評でした。

金沢では、石川国際民商事法センターと北國新聞社の御協力を得て、北國新聞会館において三ヶ月章特別顧問及び射手矢好雄学術評議員の講演会と研修員の意見発表を行い、石川県の企業法務担当者との交流を深めました。

また、兼六園と加賀友禅の工房を訪れ、日本の伝統文化を堪能しました。

(6) 国際民商事法シンポジウム

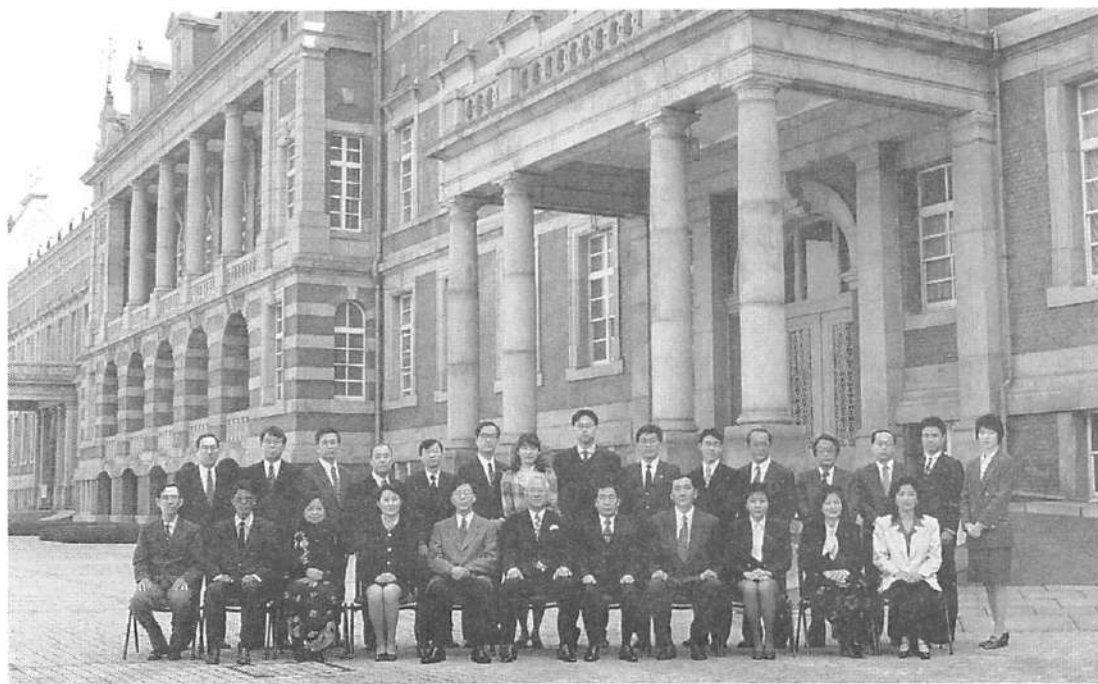
2月28日（金）に当財団主催（法務総合研究所共催、国際協力事業団・商事法務研究会後援）の国際民商事法シンポジウムを JICA 大阪国際センターにおいて実施しました。本シンポジウムは、「国際取引と法インフラ」をテーマとして、松岡大阪大学副学長から「国際取引における法整備の現状と課題」という演題で基調講演をいただいた後に、パネルディスカッションを

行いました。外国人研修員から各国代表1名が自国の民商事関係の基本法の整備において当面している問題及びこれに対する解決策を報告し、パネリストと活発な意見交換を行いました。詳細は、シンポジウム総括及び松岡先生の講演録を御参照下さい。

6 研修を終了して

外国人研修員は、5週間という長期に亘って食文化や気候の違う異国の地で生活し、また、広島、金沢、東京と長距離の移動が多かったことなどで、最後はやや疲れ気味ではありましたが、共に研修に参加した日本人研修員のみならず、研修に関与した多くの人々の暖かい心に触れたことで、日本に対して良い印象をもって帰国しました。本研修が研修員にとって「充実した内容であった」ことを願ってやみません。

本研修は、今回が第1回ということで、いろいろ御指摘を受けた点もありましたが、今後も更に充実した国際民商事研修を実現すべく、努力していきたいと思えます。



THE FIRST INTERNATIONAL TRAINING COURSE ON CIVIL AND COMMERCIAL LAWS
(FEBRUARY 17, 1997 ~ MARCH 21, 1997)

研修員名簿

	年齢	職 業
<u>1 モンゴル国 (3名)</u>		
グァンダン バトゥー Mr. Vandan Bathuu	43	司法大臣顧問
ダムジンジャムツ トツビレグ Mr. Damdinjamts Turbileg	30	司法省国際法・司法協力局長
アジウスド モンズール Ms. Aziused Monhzul	29	地方裁判所判事
<u>2 ミャンマー連邦 (3名)</u>		
ダウ タインギ タイン Ms. Daw Theingi Tin	51	投資・法人管理委員会理事
ウ ナン ウィン アウン Mr. U Nan Win Aung	44	ヤンゴン大学教授
ウ ウィン ミン Mr. U Win Myint	44	司法長官官房審議官
<u>3 ヴィエトナム社会主義共和国 (3名)</u>		
ダオ ティ フラアン ラン Ms. Dao Thi Xuan Lan	35	人民最高裁判所経済裁判部調査官
ヌグエン ティ タイエン トラン Ms. Nguyen Thi Thien Trinh	44	投資計画省投資立法促進局投資法専門官
トラン ティ ノ リエン Ms. Tran Thi Ngoc Lien	39	政府総務局国際関係担当専門官
<u>4 日本 (6名)</u>		
ひがしよしゆき 東 義之	31	住友商事株式会社法務部第三チーム主任
いのうえたけし 井上 剛志	36	松下電器産業株式会社法務本部国際契約部主事 (2月17日から2月28日まで)
むらたつねこ 村田 恒子	38	松下電器産業株式会社法務本部法務部独禁法 国際法務グループ副参事 (3月3日から3月21日まで)
おかだたけし 岡田 健	35	福岡簡易裁判所判事兼判事補
まるやまつよし 丸山 毅	35	大阪地方検察庁検事
やまのゆきなり 山野 幸成	44	法務総合研究所室長研究官
なかのわたるもろ 中野渡 守	29	東京法務局民事行政部国籍課事務官

第1回国際民商事法研修日程表

主要なカリキュラムを掲載させていただきました。

- 2/17 「講話」 小木曾國隆法務総合研究所総務企画部長
大阪市長，大阪法務局長，大阪高等検察庁，大阪地方検察庁表敬
- 2/18 「日本の民事裁判」 中野貞一郎大阪大学名誉教授
「日本の裁判所について」 原田直郎弁護士
- 2/19 「日本の法律家養成制度」 加藤敏員大阪地検検事
「大学における法学教育」 池田辰夫大阪大学教授
大阪大学総長表敬，大阪大学見学
- 2/20 「日本の弁護士制度の概要」 上原洋允弁護士
「弁護士の活動：契約書作成・法律相談等」 山下孝之弁護士
「弁護士の活動：訴訟活動」 加藤幸則弁護士
- 2/21 広島見学旅行（～22）
広島高等検察庁検事長，広島地方検察庁検事正表敬
原爆ドーム，平和資料館，宮島見学
- 2/24 「企業における紛争解決」 有賀熙雄関西電力㈱総務室法務部長
大阪高等裁判所長官，大阪地方裁判所所長表敬，法廷見学
- 2/25 「涉外弁護士の業務」 石川正弁護士
大江橋弁護士事務所，大阪証券取引所，東洋陶磁美術館見学
- 2/26 「国際取引の円滑化」 小川潔住友商事㈱法務部長付
研修員発表会 「各国における民商事関係の基本法整備の現状と課題」
- 2/27 同発表会の質疑応答

大阪弁護士会見学と所属弁護士との座談会

2/28 国際民商事法シンポジウム 「国際取引と法インフラ」

3/3 金沢見学旅行（～4）

三ヶ月章特別顧問，射手矢好雄弁護士講演会，研修員発表会

3/5 法務大臣，検事総長，法務総合研究所所長，民事局長，総務審議官表敬

「日本の司法制度と法務省の機構及び役割」 河村博参事官

3/6 「日本の民事法体系の沿革と特徴」 三ヶ月章特別顧問

最高裁判所，司法研修所見学

3/7 「民法の概要：総則・物権」 鳥本喜章法務総合研究所部付

「民法の概要：担保物権・債権」 小川秀樹民事局局付

3/10 「民事訴訟制度のあらまし」 花村良一民事局局付

「日本と諸外国の民事訴訟制度の比較」 山本和彦一橋大学助教授

3/11 「民事訴訟制度のあり方について」

深山卓也参事官，萩本修民事局局付，花村良一民事局局付

「裁判外の紛争解決システム（日本の調停及び仲裁制度）」

太田勝造東京大学助教授

3/12 「民事執行制度及び民事保全制度のあらまし」 萩本修民事局局付

「不動産登記制度の概要」 佐藤哲治民事局局付

「商業登記制度の概要」 川見裕之民事局局付

3/13 フジテレビ，東京法務局中野出張所見学

3/17 グループディスカッション（19，21）

「各国における法律関係者の養成制度の現状と問題点」

「各国における民事訴訟手続及び判決執行手続の現状と問題点」

3/18 「会社法の概要」 近藤光男神戸大学教授

「独占禁止法の概要」 泉水文雄大阪市立大学教授

国際民商事法シンポジウム総括

当財団の事業活動の一環として、平成9年2月28日（金）に国際協力事業団（JICA）大阪国際センターにおいて、法務省法務総合研究所と共催の上、国際協力事業団及び社団法人商事法務研究会の後援を得て、第3回国際民商事法シンポジウムを開催しました。

本シンポジウムは、当財団と法務総合研究所が協力して実施した経済取引関係法整備支援コース（第1回国際民商事法研修）に参加しているモンゴル、ミャンマー、ヴィエトナム及び日本の研修員とわが国を代表する法律実務家を交えて、「国際取引と法インフラ」をテーマに行いました。

当日は、冒頭に伊藤正財団会長及び吉村徳則法務総合研究所所長からごあいさつをいただいた後に、松岡博大阪大学副学長から「国際取引における法整備の現状と課題」というテーマで基調講演があり、引き続き松岡博副学長のほかに、池田辰夫大阪大学教授、李旺弁護士、丸山健法務省民事局付検事、Mr. Turbileg ^{トルビレグ} モンゴル司法省国際法・司法協力局長、Ms. Tin ^{ティン} ミャンマー投資法人管理委員会理事、Ms. Lien ^{リエン} ヴィエトナム政府総務局国際関係担当専門官をパネリストに迎え、石川正弁護士の司会でパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、「アジア地域における法整備の現状と課題」をテーマに各パネリストから貴重な御意見を賜り、それをもとに活発な討議がなされました。

また、小野昌延弁護士から当財団の活動を支援していただく関西アジア民商事法研究会の発足についてスピーチをいただいたほか、三ヶ月章当財団特別顧問からシンポジウムの総括スピーチをいただいて、シンポジウムを終了しました。

*次頁以降に本シンポジウムのプログラムとパネリストの紹介のほか、松岡副学長の基調講演録を掲載させていただきました。

プログラム

10:30～10:45 主催者挨拶

伊藤正 (財)国際民商事法センター会長

吉村徳則法務総合研究所所長

10:45～11:25 基調講演

演 題：国際取引における法整備の現状と課題

講 師：松岡博大阪大学副学長

11:25～12:15 パネルディスカッション

テーマ：アジア地域における法整備の現状と課題

パネリスト：松岡博大阪大学副学長

池田辰夫大阪大学教授

李旺弁護士

丸山健法務省民事局局付検事

ヴァンダン バツ

Mr. Vandan Bathuu モンゴル司法大臣顧問

ダウ ティンギ ティン

Ms. Daw Theingi Tin

ミャンマー投資法人管理委員会理事

ヌウェン ティ ティエン トウリン

Ms. Nguyen Thi Thien Trinh

グイエトナム投資計画省投資立法促進局投資法専門官

司 会：石川正弁護士

12:15～13:30 昼食

13:30～13:45 スピーチ

演 題：関西アジア民商事法研究会の発足

講 師：小野昌延弁護士

13:45～16:50 パネルディスカッション

16:50～17:00 閉会の辞

三ヶ月章 (財)国際民商事法センター特別顧問

17:00～18:30 パーティー

パネリスト紹介

大阪大学副学長

^{まつおかひろし}
松岡 博氏

- 1961年 大阪大学法学部卒業
- 1970年 大阪大学法学部助教授
- 1981年 大阪大学法学部教授
- 1993年 大阪大学法学部長
- 1994年 大阪大学副学長

大阪大学法学部教授

^{いけだたつお}
池田辰夫氏

- 1974年 九州大学法学部卒業，司法試験合格
- 1976年 九州大学大学院修士課程修了
- 1978年 神戸地裁判事補
- 1982年 大阪大学法学部助教授
- 1992年 大阪大学法学部教授

弁護士（中国）

^{り お う}
李 旺氏

- 1986年 中国政法大学法学部卒業
- 1993年 日本京都大学大学院法学研究科博士課程修了
- 同 日本京都大学大学院法学研究科助手
- 1996年 中国律師再登録
- 同 大江橋法律事務所勤務

法務省民事局

まるやまけん
丸山 健氏

- 1982年 司法試験合格
- 1985年 札幌地方検察庁検事
- 1989年 東京地方検察庁検事
- 1991年 旭川地方検察庁検事
- 1994年 法務省民事局局付検事

弁護士

いしかわただし
石川 正氏

- 1967年 東京大学卒業
- 同 同大学で行政法助手（1971年まで）
- 1973年 大阪弁護士会所属（吉川大二郎事務所勤務）
- 1975年 アメリカ留学（1978年まで）
- 1980年 大江橋法律事務所勤務



国際取引における法整備の現状と課題

大阪大学副学長 松岡 博

はじめに

アジアにおける国際取引の活発化に対応し、国際取引を円滑に行い、紛争を予防し、これを適切に解決するためには、様々な面での法インフラの整備が必要である。今朝の基調講演では、次の4つの側面から国際取引における法整備の現状と課題を検討することによって午後からのシンポジウムへの橋渡しをしたい。検討の対象とするのは、

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1) 国際取引関係法の立法的整備 | 3) 紛争解決システム整備 |
| 2) 法情報へのアクセス面での整備 | 4) 国際取引に従事する法律実務家の養成の問題 |
- の4点である。

I 国際取引関係法の立法的整備

まず国際取引が円滑に行われるためには、国際取引に適用される法律が整備されていなければならない。その意味で国際取引法の立法的な整備が必要なことはいうまでもない。国際取引法とは、「国境をこえた、物品・資金・技術の移転、役務の提供から生じる法律問題を規律する法(松岡博編「現代国際取引法講義」1頁)であり、その内容はきわめて多様である。法の分類でいえば、国際法と国内法、私法と公法、手続法と実体法、実質法と抵触法のいずれにもわたる。立法的整備という観点からすると、国内法と国際法に分類して検討するのが妥当であろう。

1 国内法の整備

国際取引に適用される国内法規範のうち、まず民法、商法、民事訴訟法、国際私法などの基本的な私法の整備が必要なことはいうまでもないが、他方、外国為替管理法、税法、独占禁止法などの公法的規制の整備も重要である。

その際、このように多様な法を一つにまとめて、単一法典としての、例えば「国際取引法」として立法することは、国際取引法の研究教育にとって便利であるとしても、我が国のようにすでに成文の法規が各分野ごとに制定されている場合には、実際問題としてきわめて困難である。もっとも、これから新たに立法的整備を進めようとする国にとっては、国際取引に適用される法律をあ

る程度まとめて立法することは可能であろう。

日本においては、民商法、訴訟法、国際私法などの基本的な私法は、明治20～30年代に主として欧米との不平等条約改正のためにもあって精力的に法令の整備が行われた。

しかし、それ以降の基本的な私法の改正は、戦後のこれも外圧による改正と民事訴訟法の全面改正はあるものの、全体として、あまり活発に行われているとはいえない。この点を三ヶ月章先生は、「朝令暮改」非か、「不磨の大典」是か」という論考の中で、日本の法律家の保守的性格がその原因の一つであると指摘されている。

「今更既存の法律を改めてみても必ずしも良くなることばかりではあるまいし、在来法律でも悪いことばかりではなく良い面もあるではないか、といった現状維持的な思考の優越が法律家の間にあつてきわめて根強く、そこから生まれるところの、法を改めるということに対する消極的な姿勢が目に見えぬ壁として・・・立ちふさがっていて、され立法作業を進めようとなると、まず、そうした既成法律家の姿勢を突き崩すのに大きなエネルギーを注がねばならないということを痛感することが多かった。・・・」(学士会会報814号10頁1997年)。

私の専門である、国際私法の成文法規である法例についてみても、その改正は遅々として進展していない。法例は、明治31年(1898年)に制定されたが、ほとんど改正らしい改正は行われなかった。平成元年(1989年)に婚姻と親子を中心とした改正が90年ぶりに実現したが、これも男女平等の見地からの改正が主であり、憲法の改正、さらにはこれを受けた法制審議会国際私法部会の最初の要綱試案が昭和36年(1961年)に公表されてからでも30年近くかかっている。

日本ももっと柔軟に時代の変化に即応した改正を行う必要がある。国際私法の改正については、とくに、財産法分野の改正と今回の民事訴訟法の改正で見送られた国際裁判管轄、外国判決の承認執行などの分野の整備が急務である。

2 国際法(条約)による規制はどこまで可能か。

国際取引に関連する、各国の国内法規の立法的整備が進んだとしても、それらが国により異なっていれば、国際取引が円滑に行われるとはいえないから、さらに進んで条約による統一が望ましいことはいうまでもない。

条約による統一法の作成への努力は、UNCITRAL(国連商取引法委員会)、WTO(世界貿易機関)、WIPO(世界知的所有権機関)、UNIDROIT(統一私法国際協会)、ハーグ国際私法会議などによって活発に行われている。とりわけこれらの国際機関による立法作業の中でも、最近のウルグアイラウンドの成果からみれば、とくにWTOによる立法作業が注目されるのではなからう

か。また、世界的な統一が不可能であっても、地域的な統一が可能な場合もあり、その点ではE Uの動きが注目される。

条約が成立しても、各国による積極的な批准がなければ意味がない。わが国では、たとえば国際私法関係でいえば、生産物責任の準拠法に関するハーグ条約、国際物品売買の準拠法に関するハーグ条約の批准が検討に値すると考える。

条約による厳格な統一が難しい場合には、UNCITRALの国際商事仲裁モデル法のような、モデルロー方式の活用も立法的な整備にとって有益な手段である。さらに、条約でも国家法でもないが、国際商業会議所のインコタームズや信用状統一規則などのような、国際的な民間団体によって作成され、当事者が援用することによって国際取引に適用される、いわゆる援用可能統一規則も、国際取引において重要な機能を果たしていることにも注意する必要がある。このような統一規則の整備は、国際的立法の整備の補完としての役割を果たしている。

II 国際取引関係法情報へのアクセス

1 国際取引に関する立法が整備されても問題は解決しない。法典として整備されても、それが現実に法としてその社会において実効的に機能しているかが問題となる国もある。明文の規定が、裁判外の解決だけでなく、裁判においても無視されることもある。そのような場合には、あらかじめ契約条項で細かく当事者の権利義務を規定することしかない。

2 もう一つの問題は、国際取引に関連する様々の法情報へのアクセスをいかにして容易にするかである。法情報のアクセス面での整備である。

日本の国内法については、「現行法令データベース」(3,700件)がわが国の現行法令の全文情報を提供しており、学術情報センターのNACSISで利用可能である。判例や文献については、商業的なデータベースを利用できる。

外国法や国際条約については、LEXIS, WESTLAWなどのデータベースの利用により、従来よりかなり改善されたが、いっそうの整備が必要である。たとえば、

・まず、外国法を中心とする法情報センターの設置が必要である。私の大阪家庭裁判所における調停委員の経験でも、外国の家族法に関する正確な法情報を迅速に手に入れることの困難さを痛感した。もとより、法務省の「涉外身分関係先例判例総覧(法令編)」「外国身分関係法規集」、韓国六法、中華人民共和国六法などが利用できることはいうまでもない。しかし、これらも採録されている国が部分的で、改正がなかなか追いつかない。その意味でも外国の法情報へのアクセスはなかなか難しい。それを改善するためには、たとえば、外国法を中心とする法情報

センターの設置が必要である。私もその委員をつとめた学術会議の国際法学研究連絡委員会の「国際法・国際私法及び外国法の情報・資料の整備並びに利用方法について」の報告書も(ジュリスト982号125頁)も同様の指摘をしている。

・つぎに、商業的データベースの利用に加えて、今後はインターネットの利用がいっそう重要な役割を果たすようになるであろう。インターネットを使っていかに法情報を入手するかについては、昨年の暮れに出版された、指宿・米丸両教授による『法律学のためのインターネット』(日本評論社)が大いに有益である。

・日本の法情報の組織的翻訳の必要性 外国から日本の法情報へアクセスする場合に重要なのは、翻訳の問題である。とくに判例の組織的な翻訳が必要である。国際法、国際私法関係では、Japanese Annual of International Lawで、毎年、日本の主要な関連判例の英文の翻訳がある。他の分野もぜひとも必要であろう。

・アジア地域に「外国法の情報に関する協定」の締結 ヨーロッパには、「外国法の情報に関する欧州協定」という、1968年に欧州理事会で締結された協定がある。渉外事件の処理の必要上外国法の調査が必要とされるにも関わらず、自国の裁判所及び学術研究機関による調査研究に限界があるところから、特に民事・商事の領域での実体法・手続法及び司法制度に関する情報の提供に関する協力体制が確立されることになった。欧州21国が加盟している。アジア地域にもこのような外国法の情報の提供のための協定の締結が望まれる。



Ⅲ 国際取引紛争解決システムの整備

国際取引を円滑に推進するためには、国際取引から生じる紛争を予防するとともに、発生した紛争を適切に解決するシステムを整備することもぜひとも必要である。

1 国際取引においても紛争の解決方法として、当事者の直接交渉や和解などの訴訟外紛争解決方法の重要なことはいうまでもないが、共通の法文化の伝統が存在しない国際取引においては、国際取引よりも最終的に裁判所における訴訟という形で問題となることは多い。

2 国内裁判所における国際訴訟の現状の問題点 国際取引に関連する紛争が国内の裁判所における訴訟という形で解決を求められる場合には、様々の解決すべき問題がある。たとえば、

- ・国際裁判管轄: どの国の裁判所が国際取引から生じる事件を審理する権限をもつか。
- ・準拠法の決定: 問題となっている国際取引にどの国の法律が適用されるか。
- ・外国判決の承認執行: 外国の判決が内国で有効と認められる要件は何か。
- ・経済規制立法の域外適用: 一国の、独占禁止法のような経済規制立法が外国で発生した事実に対しても適用できるか。
- ・外国における証拠の収集: 内国での裁判において外国に所在する証拠をどこまで収集することが許されるか。

以上の問題についてここで個別的に検討することはできないが、各国の裁判所でこれらの問題について、どこまで適切な解決が確保されているであろうか。各国のルールは明確でない場合が多いし、しばしばその解決策は国により鋭く対立し、国際司法摩擦の原因となる。これらの問題の解決がどの裁判所に提起されるかによって、しばしばその結果が異なり、そのためにforum shopping(法廷地あさり)を招来するという点も問題であろう。国際的な統一を実現するためには、ハーグ国際私法条約の果たす役割が重要である。

地域的条約としては、EUにおいてはブラッセル条約、ローマ条約などが成立しており有効に機能しており、アジアにおける地域的解決(2国間条約を含む)の可能性も問題となろう。個人的には、とくに韓国との間の国際民事訴訟協力が有効に機能する可能性があるのではないかと考えている。

3 国際的な機関による裁判 一国の裁判所による解決に限界があるとすれば、国際的な機関による司法的解決がどこまで可能かが問題となる。これまでのところ、国際投資紛争解決センター、EU裁判所の活動が注目される。さらに、今後の課題としては、WTO紛争解決手続が新制度の下でどの程度有効に機能するかが重要である。

4 国際商事仲裁その他の訴訟外紛争解決 訴訟による解決に限界がある。そこで、訴訟外紛争解決(ADR)としての仲裁をもっと活用すべきとの意見も多い。仲裁の利点としては、仲裁人の知識を利用して、専門的で、現実的な解決が得られる、非公開で機密保持ができる、費用が低廉、期間が短く、迅速であること、などが指摘される。また、外国仲裁判断のニューヨーク条約により、仲裁判断の執行が容易である点もその利点の一つであろう。常設国際仲裁機関として世界的によく利用されているのは、ICC、ロンドン仲裁裁判所、アメリカ仲裁協会である。アジア地域の機関として、日本の国際商事仲裁協会が今後一層活発に利用されることを期待したい。

Ⅳ 国際取引に従事する法律実務家の育成

国際取引における法インフラの整備という観点からは、国際取引に従事する法律実務家の養成も重要な課題である。

1 日本における法律実務家

わが国で国際取引業務を取り扱う法律実務家には、渉外弁護士、外国法事務弁護士、会社法務部の法務マンが重要な役割を果たしている。

- ・渉外弁護士は、国際的法律業務を主として行う弁護士であり、アメリカのロースクールなど外国の大学に留学し、外国の法律事務所研修した者が多い。近年では大規模な事務所も増加している。
- ・外国法事務弁護士は、1987年から外国で資格を有し、5年以上の実務経験を有するものが法務大臣の承認を得て、指定された外国法について日本で法的サービスを提供できるようになった。その事務所も東京に集中している。
- ・企業の法務マン 会社内での通常の国際法律業務は法務部で行われることも多くなった。日本では、弁護士資格を有しない者が法務マンであることが多い。

2 国際取引法の研究と教育

国際取引法が独立した法分野として研究教育されるようになったのは、1950年代以降のアメリカにおいてである。国際取引が活発化、複雑化するにつれて、そこから生じる法律問題をいくつかの法分野にまたがって総合的に検討する必要性が生じたためである。そのためあつて、わが国の渉外弁護士や会社の法務部で国際取引に従事する人の多くは、アメリカのロースクールなど外国で勉強した人が多い。(そのほか、契約実務や契約ドラフティングの技術、英語が国際取引における使用言語であること、などの理由もある。)

3 日本の大学における研究と教育

日本の大学においても、近年、多くの学部や大学院のカリキュラムで国際取引法を正式科目として取り入れるところが多くなり、研究面でも新たに国際法学会、国際私法学会に加えて、1991年に国際経済法学会が組織され、実務家を含む約500人の会員を有するに至っている。大学の法学教育は、これまで学部は一般的なゼネラリストの養成、大学院は研究者養成を主としてきた。法律実務の専門家(法曹)の養成は、司法試験合格者に対する司法研修所で行われてきた。その意味で外国人にも開かれた、国際民商事研修センターへの期待も大きい。

しかし、ビジネスと法律の分野で、アメリカのビジネススクールと、ロースクールに対応する教育機関が存在しないことは、日本にとって大きな問題である。日本ばかりでなく、アジア諸国で有力な実務家が、外国の大学、とくにアメリカのビジネススクールとロースクールでもつばら教育されるのは、決して望ましいとは思えない。

4 いま日本の大学は大学改革の激動の中にある。大学改革の一つの方向は、大学院の整備拡充である。理系はすでにその方向が確立し、大学院は研究者の養成だけでなく、高度の専門的職業人の養成も重要な目的となっている。

経済法律の分野が今後の課題といえる。法学の分野でも、研究者養成中心の大学院がいま変わりつつある。たとえば、

- ・東京大学、京都大学などの法学関係の大学院重点化と専修コースのほか、
- ・大阪大学でも国際公共政策研究科が新設された。国際公共政策の分野で、経済に強いロイヤー、法律に強いエコナミストの養成を目指している。
- ・国際取引法の分野では、九州大学のInternational Economic and Business Law(LL.M.コース)の新設が注目される。外国人留学生を対象とする、英語による一年の短期留学生のための国際取引法関係のコースである。

日本にも高度の専門的知識をもった法律実務家を養成する教育機関が少なくともいくつかは必要であり、いま述べたような大学における新しい試みがどこまで成功するか、社会に受け入れられるかは重要な課題である。実務との連携がいつそう必要とされるであろう。今後の動きに注目したい。

* 本稿は、平成9年2月28日国際協力事業団(JICA)大阪国際センターで開催された国際民商事法シンポジウムにおける講演に若干加筆いただいたものです。

外国人研修員レポート紹介

本研修では、参加各国の民商事法の現状と問題点を的確に把握して、効果的な議論をするために、研修員に対して「法律関係者の養成制度の現状と問題点」または「民事訴訟手続及び判決執行手続の現状と問題点」のいずれかのテーマであらかじめ英文レポートを作成していただきました。

今回研修員が参加したモンゴル、ミャンマー、ヴィエトナムの民事訴訟手続や法律関係者の養成制度については、我が国においては文献等が少なく、あっても年代が古いなど、現状を把握することは容易ではありません。また、これらの国々では、市場経済制の導入や冷戦終結に伴って次々と新しい法律が制定されたり、既存の法律が改正されるほか、通達ベースの行政運用も多いため、日本の進出企業が現地でのビジネスに成功するためには、これらの情報を正確に、早く入手することが重要になります。

今回の研修に参加した外国人研修員は、それぞれのテーマに関しての専門家であり、レポートの内容は会員の皆様にとりましても有用だと思われるので、この場をお借りして仮訳を掲載させていただきました。

本レポートが多少なりとも皆様のお役にたてれば幸いです。

目 次

モンゴル	「モンゴルにおける法学教育」……………	64
	「民事紛争の解決及び判決執行の現状並びに関連問題」……	68
ミャンマー	「法律関係者の養成制度の現状と問題点」……………	78
	「取引関係基本法並びに民事訴訟手続及び判決執行手続」…	83
	「民商事関係の基本法の現状及び問題点」……………	92
ヴィエトナム	「ヴィエトナムの民事訴訟手続の現状」……………	99

モンゴルにおける法学教育

モンゴル

Mr. Vandan Bathuu	司法大臣顧問
Mr. Damdinjamts Turbileg	司法省国際法・司法協力局長
Ms. Aziused Monhzul	地方裁判所判事

法律関係者を正規に養成することは、法律及び国家の法制度の構造を理解する糸口を知るための鍵である。知識、技術、法律家の価値といったものは、法学部で最初に教え込まれるが、しばしば、法律事務所、国有企業又は政府機関における実習期間中にも教え込まれ、継続的な法学教育の計画によって後日さらに植え付けられる。

革命前のモンゴルには専門の法律家は存在しなかったもので、正規の法学教育もまた存在しなかった。モンゴル国立大学は、1942年に創立されたが、法学教育は、モンゴルでは中等教育のレベルでされていたにすぎなかった。1960年になって初めて、30人の全日制の学生が入学した法学部門が新たに創立されて、そのレベルでの法学教育が開始された。1980年代までは、個別の法学部を設置するのではなく、社会学部の中に法学部門が設置されていた。1979年には、モンゴル国立大学の5年生のコースに毎年度60人の全日制の法律を学ぶ学生がいたほか、定時制と通信教育の学生が存在した。1980年から、全日制の学生の在籍者数は毎年100人に拡大した。二次的な法学教育は、裁判所の記録係、書記官その他の補助職員を訓練するための限られた体制で提供されていた。

1973年に設けられた法学学習の5年制コースと、1977年のクラス制とが相俟って、モンゴルの制度は社会主義国家の大半と同一のものとなった。それまでは、モンゴルでは4年制コースが法定されていた。1960年に法学部門が創立されたとき、法学部門の中に、3人の講師が指導者として任命された。1972年には、法学部門は、2つに分かたれた。1つは、国家及び法律の歴史並びに理論を学ぶ部門であり、もう1つは、法律からの派生する分野を学ぶ部門である。調査者を訓練するための特別の5年制コースが1979年に創立された。大学の法学部門は、この

コースの学習を指導監督する責務を負った。

1972年にモンゴル人民共和国（MPR）閣僚会議及びモンゴル人民革命党（MPRP）中央委員会の両者によって採択された法令（Decree）No. 28 “ハイ・スクールにおける専門家用員の養成制度を更に改善する方策に関する法令”は、法学教育の再編成を規定した。5年制の法学コースの拡大に加えて、モンゴルの法学教育のレベルを他の社会主義諸国のレベルにまで引き上げるための新しい時間割りが導入された。教室での学習と実際の法学実習との間の有機的な結合が特に重要視されている。新しい科目が導入され、専門家セミナーの時間に充てるために一般科目の数が減らされた。他の社会主義諸国の大学との交流が拡大され、特にソビエト連邦の大学との交流が拡大された。ソビエトの専門家が講義のために招聘され、その経験を分かち合い、そして、イルクツーク国立大学及びモンゴル国立大学との間の正式の提携関係が樹立された。

法学部門に設けられた学習の基礎コースは、ソビエトの大学のコースと同様のものである。一般コースの必修科目は、次のとおりである。すなわち、政治経済、党の歴史、マルクス・レーニン主義の基本原則、外国語、ブルジョアの歴史及び社会主義法学の教義、モンゴル国家及び法律の歴史、モンゴルの民法、刑法、行政法、家族法、刑事訴訟及び民事訴訟法、農業協同組合法、経済法、財政法、国際法、裁判所の組織、統計学、その他。学習の3年目には、学生は、裁判所及び検察方面と、行政及び経済機関の方面とのいずれかの進路の選択を行う。学生は現実の裁判所及びその他の法律機関の活動についての知識を得るために、これらの機関との連絡を密にしている。

多くの前途有望な学生が、最初の学位又は大学院での研究のためにソビエト連邦あるいは他の社会主義諸国へ派遣されている。高等教育に向けてのモンゴル国家委員会は、学生と学術スタッフが海外留学するという外務省の計画に同意した。モンゴルでは大学院で法学修士課程はある程度行われているが、博士課程は行われていない。ほんの僅かのモンゴルの法律家が博士号を現在取得している。それから博士号の大半は以前のソビエト連邦で取得されたものであり、大学で教職に就いている者もいる。

大学以外の場所での法学教育も存する。刑法はモンゴル検察庁の付属機関の犯罪原因研究所で研究されている。そして、モンゴル内務省は3年間以上の期間の調査者の教育のためのプログラムを有している。法務省は補助的な法律関係者の

法的教育を行う2年間の中等の学校を運営している。この学校では、200人の全日制の学生と200人の定時制の学生とが学んでいる。一般大衆の法意識を引き上げるための大規模な事業の一環として、モンゴルの法律と立法の基本的要素を必修するコースが、大学、ポリテクニク（総合制高等教育機関）その他の学生に導入された。ラマ教徒になるために学んでいる学生でさえ、法律の基本的要素を修得しなければならない。党の学校や機関で学ぶ者も同様である。さらに、事務所を保有する法律関係者、あるいは法律関係事務に従事する者は、所定の期間の継続的な法的教育のプログラムを終了しなければならない。

学術的な法学研究は、モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法律協会内で続けられている。法律部門は、1972年に創立された。1976年から1980年までの間は、その研究の主要領域は、次のとおりであった：モンゴル人民共和国の国家及び法の歴史、モンゴル人民共和国における社会民主主義の起源と発展、モンゴル人民共和国における経済関係の法令の諸相、国家行政機構及びその活動の法形式、モンゴル人民共和国労働者の社会主義的法意識の形成、そしてコメコン（COMECON-共産圏経済相互援助会議）内の社会主義経済統合の法的側面に関する他の科学アカデミーとの共同研究、である。この部門のメンバーは、1976年から1979年までの間に、5冊の著書と35の論文を公刊し、1976年から1978年までの間に4つの学位論文が法律分野で出された。1977年から定期刊行物の「Filosofi, Erkhin sudal」の年1回の刊行が続けられている。この部門の研究計画は、科学協力アカデミー評議会で策定され、通常他の社会主義アカデミーと同様、大学の職員その他の法律関係者が非常勤又は併任の形でこの部門に関係している。

市場経済関係へ移行するという国家の最近の状況下では、適法性を強化して民主主義を発展させること、完全に立法を実施すること、そして、国民への法的教育を高めて、国家経済における法の果たす役割を強化することは、きわめて重要なことである。これらの課題は、法律専門家の参加によって解決することが可能である。

現在、4,300人以上の法律家が、法の実施分野や国家中央及び地方組織で活動している。さらに具体的に言うと、約385人の裁判官、約400人の弁護士及び約375人の検事である。付言すると民間組織、法人及び公的組織で働いている法律家もいる。

国家の行政組織で働いている約300人の法律家は、法律協会の再教育センターが実施する再教育コースを受けなければならない。いずれも1991年に創立された3つの公的ロー・スクールと6つの民間のロー・スクールとがあるが、これらのロー・スクールが再教育活動をする見込みは乏しい。以前の社会主義国家で教育を受けた法律家が市場経済における国家の新しい制度及び構造の下で働くことができるようにするために、新しい知識、方法論及び技術を与えなければならないという再教育の問題を解決するのは、上述のロー・スクールでは不可能である。ロー・スクールにおいて教育的なカリキュラムを提供するコースを認め、最近の科学的、理論的及び実践的な素材で質的に向上させることが重要である。というのは、大学又はハイ・スクールを終了することは法的専門性を完全に修得したということの意味はせず、その修得の始まりにすぎないからである。モンゴルでは、専門性を高めることと卒業後に経験を積むことに特に注意が払われている。法律家の資格を高めるには、系統立てて行い、3年から5年に1度再教育を受けさせる必要がある。専門性を高めるためのコースの時間割り及び講習コースの時間数は、従事している仕事の専門性、就いている役職及び法律家としての稼働期間によって決められる。

協議会、研究会及び教育プログラムは、この点で互いの経験を交換し、共同の活動を深めるうえで、非常に重要である。今日、法律家の数の増加同様、その質という点で、法律家の教育にさらに注意を払うことが不可欠である。目下、法律、国家、行政組織そして発展を遂げる国家の経済部門は、法律専門家の十分な供給を受けているということとはできない。

本稿は、研修員のレポート（原文英文）を仮訳したものです。



民事紛争の解決及び判決執行の現状並びに関連問題

モンゴル

Mr. Vandan Bathuu	司法大臣顧問
Mr. Damdinjamts Turbileg	司法省国際法・司法協力局長
Ms. Aziused Monhzul	地方裁判所判事

モンゴルの市場経済に向けての移行に際して、民事紛争の種類及び裁判所で解決されるべき訴えの数が非常に増加している。

法は、以下のことを明確に規定している。すなわち、法律の下で権利を有する市民及び法人により、財産及び個人的利益の侵害の発生を発見し、法律に規定された手続に従って提起された訴えに基づいて、そして、法律に従った特別の裁判所の手続によって解決されるべき問題の関係当事者による要求によって、そして、国家の行政機関、裁判所、検察庁、調査機関、経済団体、及び従業員による決定並びにその活動に対する訴えに基づいて、裁判所は、民事訴訟手続を実施し、権利が侵害された人々の利益に関して判断を下す。法は、市民の権利の確認、権利の侵害の差止め、債務の強制的な履行、損害賠償、精神的な損害の賠償、契約及び法律に基づく罰金の賦課、国家行政機関による決定の無効、民事法律関係の変更及び消滅、といった個人の権利を回復する様々の手段について規定している。

モンゴルの司法制度は、国家最高裁判所、aimag and capital city court（県及び首都裁判所）、soum and inter-soum court、管区裁判所（district court）で構成される。憲法及び裁判所法は、手続類型に従って民事、刑事及び行政裁判所といった特別裁判所を規定しているが、今までのところ、特別裁判所は設置されていない。

国家最高裁判所は、最高裁判所の3人以上の裁判官の意見に基づいて、県及び首都上訴裁判所（aimag and capital city appellate courts）が判決を下した事件について、判断をすることができる。また、国家最高裁判所は、訴訟当事者の主張に基づいて、県及び首都裁判所（aimag and capital city courts）が第1審

として判決を下した事件について判断を下すことができるし、訴訟当事者の主張に基づいて、上告裁判所として、県裁判所（aimag）及び首都裁判所（capital city court）、soum and inter-soum court、管区裁判所（district court）が第1審として判決を下した事件について判断を下すことができる。さらに、法に従った管轄のある事件として、請求総額が1,000万トゥグリク（tugriks）以上の場合、第1審裁判所として判断を下すことができる。soum and inter-soum court、管区裁判所（district court）は、最高裁判所及び県及び首都裁判所（aimag and capital city court）の管轄に服する事件以外の事件について判断を下すことができる。

モンゴルは23の aimag（県）に分かれ、aimagはsoumに分かれ、都市（city）は地区（district）に分かれる。大きなsoumは第1審裁判所を持ち、小さなsoumはinter-soum courtを共有している。ウランバートル市は第1審の8つの管区裁判所（district court）を有している。

民事紛争は、憲法に従って判断が下される。民法及びその関係法は、憲法に適合するように制定されている。また、民法（第6条）は、ある紛争に関する定めが存在しないときは、類似の紛争に関する定めが適用される旨を規定するとともに、そのような類似の定めが存しないときは、紛争は、民法の原理と法理で解決される旨を規定している。

適法に提起された訴えを受理し、その民事事件の手続を始める理由がある場合は、裁判所は、その旨の決定を発する。

訴えを受理した裁判官は、当事者、その代理人及び弁護士に、それぞれの主張及び抗弁を理由づける証拠の提出についての権利義務を説明する。

原告の主張は、被告に送達される分の写しを添えて、書面で行わなければならない。

裁判所は、当事者の申し出により、裁判所の予備審問手続に必要で、しかも国家、組織又は個人の秘密に属する事項を含む証拠、又は、国家もしくは地方が所持しているため、関係当事者が手に入れにくい証拠、必要な専門的見解、調査もしくは分析、又は証人尋問を含む証拠、を収集する。

裁判所の予備審問手続において、他の地方から証拠を取得する必要がある場合、裁判官は、決定を発し、適切な裁判所に対して、その証拠取得のための活動を行うことを求めることができる。その決定は、その対象となる裁判所を拘束する。

当事者が裁判所の予備審問手続において証拠が十分であると考えた場合、又はその予備審問手続のための期間が満了した場合、裁判官は、その事件に関する裁判所の審理を開始する旨の決定を発し、そして、その審理の期日と場所を定め、当事者と関係者にその期日と場所を通知する。その事件を審理する裁判官及び裁判長（事件が3人の裁判官で審理される場合）が指定され、市民の代表者の数が決められて、その代表者が指名される。たとえ裁判所の手続が進められた後であっても、当事者が和解をしたり、原告が請求を取り下げたり、被告が請求を認諾したりした場合、裁判官は原告の請求の取り下げ、被告の請求の認諾又は当事者の和解を認め、その事件を終結する旨の決定を発する。

裁判所は、原告の請求を認めて被告に給付を命じたり、原告の請求の一部を認容して、その余の部分を棄却したり、原告の請求の全部を棄却したりすることができる。

証拠、当事者による説明、その代理人、弁護士、第三者である証人の証言、書面及び直接証拠、専門家の意見、ビデオ及び写真、デッサン、絵、現場の調査及び体験が、裁判所の記録に記載される。

当事者が提出した証拠について、相手方当事者は、提出書証が裁判所によって却下されるべきものかどうかを念入りに調べ、その証拠の事件との関連性、重要性及び真正であるか否かを評定する。

裁判所がいったん有効と決定した証拠、又はその事件に関連する公知の事実は、さらに裁判所で証明する必要はない。

中央統制経済から公開市場システムに向けての移行に際して、裁判所で解決されるべき民事事件の数と種類はこれまでと比較すると増加しており、紛争に持ち込まれる公的及び私的な財産の種類、それから所有権、財産の保有及び処分、経済団体の破産、貸付け、人間の尊厳及び名声、個人及び家族の権利、通信の秘密、住居の不可侵といった問題に関する請求が増加している。

民法の別々の章で、市民及び法人の権利義務は、代理人によって履行できる旨が規定されている。代理人の関係する事件の数は着実に増加しているが、民事事件の多数は、まだ紛争の直接の当事者本人の参加によって審理が行われている。

このことは紛争の迅速かつ効率的な解決にきわめて役立っている。

代理人では法律が想定している権利の理解が十分ではないので、そのことが裁判所の手続の進行においてかなりの支障を来たしている。

裁判所の予備審問手続は、訴えの提起後60日以内に行われなければならないが、裁判長は、決定でその期間を伸長することができる。

憲法及び裁判所法の中に、モンゴルにおいて特別裁判所が認められる旨の規定が置かれているが、現在、様々な手続に応じた特別裁判所は設置されていない。第1審、第2審そして最高裁判所の裁判官は、事件の種類にかかわらず刑事、民事、労働、家族等に関する紛争について判断を下している。

このことは裁判官の仕事量を増加させるとともに、裁判官が特別の専門的知識を特に取得する必要がある場合を非常に増大させている。

第1審の裁判所の判決については、その判決後10日以内に、当事者、その代理人もしくは弁護士、又は第三者もしくは市民の代表者は、上訴することができる。

soum court, inter-soum court及びdistrict court（管区裁判所）の判決に対して不服がある場合は、aimag and capital city courtに対して上訴することができる。そして、aimag and capital city court及び最高裁判所の判決に対して不服がある場合は、その判決を下した裁判所を経由して、最高裁判所に対して上訴することができる。

上訴に関しては、30日以内に第1審の判決を変更しないこと、上訴の棄却、第1審判決の修正、第1審判決の一部又は全部の無効、その事件及び原告の請求の棄却、再審理のための第1審へのその事件の差し戻し等の決定をしなければならない。

民事事件の裁判所の判決の執行のための法的根拠は、裁判所の令状である。法は、裁判所の発した有効な令状がなければ、裁判所の判決を執行することが許されない旨を規定している。裁判所の令状は、有効な裁判所の決定及びその決定に基づく保証を含む。

裁判所の令状は、裁判官によって、給付を受ける者に送達される。支払人は支払期日を定めて通知をし、任意に支払いをしなければならない。

任意の支払いは、法によって90日以内にしなければならない旨が定められている。支払人が上記の期間内に支払うことができなかつたり、支払いを拒絶した場合は、裁判所の執行吏は支払人及びその財産を調査し、その財産を差し押さえたり、保証又は没収処分として支払人の財産を取り上げたり、財産の売却、支払人の賃金からの控除、支払人の財産の処分及び他者の所持する金員による支払いなどの方法によって裁判所の判決を執行する。

裁判所の執行吏は、支払人の財産を差し押さえたり、保証又は没収処分として支払人の財産を取り上げたりしている間、その財産の質や価値の下落、判決の執行に必要な額を見積もり、さらに、その時の相場に従ってその財産を評価し、支払人の提案を考慮に入れつつ記録を作成し、そして直接、又は代理人を通して、又はその職分での財産の競売によって支払人の財産を売却する。

裁判所の判決執行に関する法律第30条及び行政責任に関する法律第4節は、裁判所の執行吏が行う法的な執行に従わなかった市民又は公務員は逮捕され、罰金に処せられる旨を規定している。

裁判所の判決の執行に関する行為については、民事訴訟法及び裁判所の判決の執行に関する法律に規定されている。そして、裁判所の判決の執行を担当する中央機関がそのような判決執行に関する行為を実行する。

裁判所の判決の執行の過程において、執行吏は、国際的な妨害の惹起、抵抗、職務執行に対する侮辱、威嚇、暴力、虚偽の契約の締結による他者への財産の移転、財産隠匿、差押財産の破壊といった様々な困難に遭遇するのが通常である。

裁判所の判決が下される前でも、裁判所の手続が進行した後であっても、原告の要求に基づいて、裁判官は、必要な場合、被告の財産及び金員の差押えに関して決定を発し、一定の行為を禁止したり、原告の請求額の範囲で、被告が銀行から金員を引き出すことを停止することができる。

そのような決定は、裁判所の判決の執行手続に従い、その決定が出された日の日付で執行される。

モンゴルは、市場経済システムへ移行している国家であり、経済活動関係を規定する法的な基盤は、発展するとともに改善されている。

1992年に採択されたモンゴルの新憲法は、モンゴルは様々な形態の財産の存在を基礎とし、世界的な経済発展という趨勢に適応するとともに、国によって異なる発展状況に合致した経済を有する旨を宣言している。国家は公的及び私的財産の全形態を認めるとともに、法によって所有者の権利を保護している。

憲法のこの実質と理念を考慮すると、国際的なやり方に従い、財産関係を規定することとなる所有権に関する立法及び経済活動の法的根拠を制定することは、今日のモンゴルにとって非常に重要な課題であるといえる。この関係で、モンゴル議会は、1994年にモンゴル民法の改正案を採択した。

モンゴルは、1926年、1952年及び1963年の3回、民事の法的関係を規律する法律を制定している。

製品の資源関係を管理するとともに、1990年代まで続いた中央計画経済の必要条件を満たすために、1963年に採択された民法の中の多くの規定が残された。

これらの規定は、今日、市場経済への移行及び市場経済の必要条件にとっての障害となるので、新しい関係に適合するように刷新することがまさに必要であった。

したがって、民法全体の58パーセントに該当する226の条文が修正されるか、又は削除され、必要な50の条文が新たに制定された。そのような大幅な修正及び付加によって、非常に込み入った分かりづらい法律となったので、民法に再び修正を加える必要がある。しかしながら、民事法律関係を規律する専門用語、主要原理、従前の法の全体的な構造といった基本的な問題は、全体として、手がつけられていない。

民法草案は、比較的短期間の間に入念に作り上げられた。新憲法の採択後に制定された法律と、日本、ドイツ連邦共和国、ロシア連邦、フランスのような大陸法体系の諸国で主として実行されている法的行為、及び研究成果とを国民の間に広くゆき渡らせるために必要な条件についての研究が行われた。

1994年の民法の推敲過程で、次のような問題点についての重要な検討が行われた。

- 1 平等を実現し、行為者すべての財産及び意思を絶対的に保証するという原理を信奉して、財産関係、及び直接、間接を問わず、関係する非財産的な関係を規定すること。例えば、従前の法で、国家、公衆及び協同組合に付与されていた特権に関する条項（51, 111, 118, 145, 156, 159条等）は削除されたり、修正されたりした。
- 2 市民及び法人の権利義務を正確に規定すること。例えば、法人としては組合（partnerships）と協同組合（cooperatives）とは、明確に区別される。
- 3 財産上の法的関係の規律において、適切な評価を求める権利、担保及び一定の権利の執行に関する事項が新しく改められた。
- 4 市場経済下で現れた新しい関係に関する法規に従って、契約及び合意の規定が詳細に新たな方式で定められ、そして、義務の履行を確保するための数種の保証の形態が詳細に定められた。

- 5 調停、後見及び合併事業を構成する数種類の合意について正確に規定された。
- 6 名誉及び尊厳、営業関係を保護する仕組みが、この法律の第4編330条に規定された。
- 7 市場関係の拡大及び民事の法的関係を行う者の拡大という観点から、民法の第7編によって、関連する問題点が改められた。

商法はモンゴルには存しないが、商法で規律されるべき事項の一部は、他の法規の中に規定されている。

初めに商法典を制定すべきであるという見解は、学者及び教育者の間で一般的である。民法はまた商法の法的領域も規定している。しかし、いまだ、現行の民法の関係する篇及び条項の内容を超える特別な法律が必要であるという見解が主張されている。

現在効力を有する事業主体に関する法律 (Law on Business Entities) は、非常に簡潔に規定されている。というのは、同法は、元々、モンゴル経済の移行期の関係でのみ規定することを企図していたからである。この法律を再構成すべき理由として、3つの主要なものがある。1つ目は、法人及び事業主体に関する分類、種類、用語の構成を、改正民法(1994年)に規定されているものと同様のものとする必要性。2つ目は、事業の発展及び安定から生ずる新しい事業関係についての多くの新しい規定、並びに、他の諸国の事業主体との間の経済関係を確立するための好条件を提供するとともに、モンゴルへの外国投資を魅力のあるものにするための政策に関する多くの新しい規定を含む必要性。事業主体の基準及びひな型(事業目的、事業主体の形態及び組織、事業主体の名称及び用語、財産の規模等)が他の諸国の法律に規定されているものと同様である法律を作る必要がある。最後に3つ目は、問題のある概念に若干の変更を加える必要性。そして、既存の条件、国民の精神及び定着した用語の特性を取り扱う必要性。

上記の会社法が全く新しいものとされるべきであるという必要性から、3つの独立した法律が制定されている。その1つは、会社及び組合に関する法律 (Law on Company and Partnership) である。しかしながら、この法律は、焦点である事業主体の構成原理には重要な変更を加えていないと評すべきである。

会社及び組合に関する法律は、事業主体に関する法律には含まれていない多くの新しいものを規定している。例えば、「監査」「財務、計算及び報告」「再編

成」という3つの新しい章(40の規定)が設けられている。そこには、監査及び改変された経営機構、そして、株式、債権、株式申込み権、現物出資の評価、会社間の株式の持ち合い、設立者の排他的権利、合併、企業分割、組織変更、姉妹会社の設立等が規定されている。主要な変更点について、簡潔な説明を加えると、次のとおりである：

- 1 (ONE) . この法律の主たる点は、法人(民法第21条2項)のうち利益の獲得を目的とするものに関する関係を規定することである。この法律には、また「組合(partnership)」及び「会社(company)」についての規定がある。

会社に関する従前の法は、「組合(partnership)」の概念を、「協同組合(cooperative)」として捉え、事業目的が営利目的ではなく、構成員の利益の増加の援助が主たる目的であるという事業形態の協同組合(cooperative)係を規定していた。したがって、協同組合に関する法律(Law on Cooperative)が上記の3つの独立した法律の第2番目のものである。

「家族事業体(family based business entity)」として用いられている用語は、1人(個人)が資本を拠出している事業形態に当てはまる。したがって、事業主体の法人としての責任関係を規定する法的枠組みは、家族事業体(family based business entity)には適用されない。他の国々では、この事業主体の形態は、「所有者(owner's)」又は「個人事業者(single)」とされ、その関係については、民法又は独立の法律で規定されている。

モンゴルにおいて、“法人格を取得しないで事業活動を行う市民に関する法律(Law on Citizen operating in business without establishing a legal person's status)”の草案が作成され、議会の議論に付されることになっている。そして、これが上記の3つの独立した法律の第3番目のものである。

- 2 (TWO) . 2つ以上の法人がその資本を結合して事業活動を行う事業形態は、「組合(partnership)」と呼ばれる。組合(partnership)の責任の構造に関しては、2つの分類が存する。1つ目は、全構成員が全責任を負う形態。2つ目は、構成員の一部が全責任を負う形態である。

組合 (partnership) の合意が, “組合の活動に関して発生する責任について, 少なくとも組合の構成員のうちの 1 人がその出資及び財産によって全責任を負い, 他の組合の構成員はその出資の限度でのみ責任を負うにすぎない” 旨のものであるときは, この組合は, 構成員の一部が全責任を負う形態の組合と呼ばれる。

組合 (partnership) は, 会社 (company) と相違する特徴を有している:

- 1 最も重要な特徴は, 組合 (partnership) は, 他人に与えた損害について全責任を負うということである。組合の資本の額が損害の額に達しない場合は, 全責任を負う組合の各構成員の個人的な財産から, 各構成員の出資の額に応じて, その損害の填補に不足する部分に充てられる。
- 2 組合は, 共同で事業活動を行う目的を有する特定の人々の間の原初的なもつとも簡単で小さな提携形態である。
- 3 組合は, 資本の形式で設立される。最低資本金の制限は存しない。他人に対して全責任を負うので, 大規模の事業活動をする機会は限られる。構成員は, 資本の変動及び事業活動をコントロールすることが可能である。
したがって, 組合の構成員の数が 5 人から 7 人に制限されている国もある。
- 4 組合の経営組織は簡単である。全責任を負う構成員の全員が, 組合を支配するとともに組合を代表し, 直接業務執行をする。

もう 1 度述べると, これが, 組合の構成員が組合の責任を負う所以である。時には, 組合の特定の 1 人の構成員が, 組合を支配するとともに, 組合を代表することがある。

- 3 (THREE) . 若干の特定の法人がその資本を結合して事業活動を行い, それによって構成員が出資の限度で責任を負うもう 1 つの事業形態は, 「会社 (company)」と呼ばれる。会社 (company) にはその構造によって 2 つの分類が存する。1 つ目は, 有限会社 (with limited liability)。2 つ目は, 株式会社 (joint stock) である。

有限会社は, 共同して事業活動を行うために, 資本を結合した構成員によって設立される。株式会社は有限会社とは少し異なるが, もつとも複雑な事業主体の形態である。

株式会社は, プロジェクトを行うに足る大資本 (ビルディング, 橋, 建築

物等)を有して、大規模な事業活動である特定のプロジェクトを展開するとともに、利害関係者に株式を売却して法定の最低資本金の額以上の資本を手に入れ、その資金を元にさらに事業活動を行うという形態の事業主体である。

そのプロジェクトに賛同し、株式を購入した法人は、その株式会社の株主又は構成員となる。

株式会社は会社であるから、以下に記述するような特徴がある：

- 1 主要な特徴は、組合 (partnership) とは異なり、株式会社は、他人に与えた損害を完全にはまかなうことはできないということである。株式会社は、その資本 (少なくとも法定の最低資本金) の限度で責任を負担する。株式会社の構成員は、出資の限度でのみ責任を負うにすぎず、会社の資本金は限られている。したがって、株式会社という名称がこの特質をよく物語っている。それ故、その株式会社の取引相手になることを考慮する者は、その株式会社との協力の可否を決するために、法定の最低資本金の規模を知りたがる。この観点から、登録機関は、その会社の法定の最低資本金の変動が生じた場合は、それを公示する責務がある。
- 2 株式会社の規模は非常に大きなものである。株式会社の資本金は、法律に定められた額に達しなければならない。その最低資本金に達しないときは、株式会社の地位を取得することはできない。
- 3 株式会社は、経営組織に関する最低限の要請に適合しなければならない (経営会議、業務執行取締役)。
- 4 株式会社の全構成員は、会社内で直接働く必要はない。株式会社の構成員は、その株式を他人に売却することは自由である。

この法律制定後に設立された組合 (partnership) 及び会社 (company) のすべては、この法律を遵守しなければならない。

本稿は、研修員のレポート (原文英文) を仮訳したものです。

法律関係者の養成制度の現状と問題点

U NAN WIN AUNG (ミャンマー)

ヤンゴン大学法学部教授

序

1871年までにヤンゴンにおいてハイ・スクールの創立が政府によって急がれるとともに、カルカッタ大学の入学基準に取って代わるべき現地の基準が決められた。

1884年までに、ヤンゴンハイ・スクールが創立され、カルカッタ大学に付属した。そして、ヤンゴンハイ・スクールはヤンゴン・カレッジに転じた。我が国における法学教育は、必要な弁護士を供給するために、1896年に開始された。

第一次世界大戦後、ヤンゴン・カレッジはミッシヨナリーカレッジ（伝道学校）と合同して、ヤンゴン大学となった。それ以来、法学部は同大学の主要な学部の一つであり、唯一の法律関係者の養成施設である。

法学教育

今までのところでは、ヤンゴン大学法学部は法律学の最高の府である。1964年以前は、人文科学で最初の学位を得た卒業生はそれから2年間勉強し、パートA及びパートBの試験を受けて、法学士（B.L.）の学位を取得することができた。この法学士の学位は学問的な学位であるのみならず、専門的な資格でもある。

このパートA及びパートBの2つの試験のいずれかに合格すると、裁判所内の判事室での実務修習を始めることができるし、その修了時に、上級の弁護人（a Higher Grade Pleader）としての登録を申請できる。

大戦前は、クラスは、2つのコースに分かれていた。すなわち、2年間で終了するコースと、3年間で終了するコースとであった。大戦後、弁護士と裁判官両者の非常な不足という事態に直面して、2つのコースは併合されて2年間のコース一本にまとめられた。

大学における法学教育の改革については、いくつかの提案がなされている。一つは、入学試験後訪れる若い学生に対して、中間試験の準備の勉強のために2年間、そして、法学士の学位を得る前に、手続及び哲学を含む法律の勉強のために3年間という正真正銘のフル・タイムのコースを導入することである。

この提案は大学側に受け入れられ、試験的措置として、1957年に、中間試験のためのクラスが始められた。しかし、指導スタッフの不足のため、この試験的措置は、1959年に中止された。

しかし、1964年の大学教育法の制定後、法学士の学位を得るまでに5年間を要するフル・タイムのコースが導入された。当初、法律科目は、ヤンゴン大学のみで教えられた。しかし、現在は、他のマンダレー大学、ダゴン大学及び通信教育大学（? -University of Distance Education）の3カ所の学間の府で法学教育がなされている。カリキュラムはすべての大学で同一である。

1973年以来、ヤンゴン大学の法学関係の卒業生の資格を格上げするために、法学修士（LL.M）のコースが設けられた。専攻科目は、民事法、国際公法及び海事法の3つのグループに分かれる。

法学士コースのカリキュラムは、次のとおりである：

- 1年目：－ 法学学習の入門
- 2年目：－ 法学
 - － ミャンマーの慣習法
 - － 契約及び不法行為
 - － 国家及び法律の歴史
- 3年目：－ 刑法及び刑事手続
 - － 労働法
 - － 土地法
 - － 国際公法
 - － 商法
- 4年目：－ 民事法及び民事手続
 - － 憲法
 - － 国際組織法
 - － 法律間の衝突
- 5年目：－ 行政法
 - － 証拠法
 - － 比較公法
 - － 軍法
 - － 海運法

すべての学生は、最終年次には卒論を提出する必要がある。法学士の学位を取得した卒業生は、1年間のフル・タイムのコースで学習を継続しなければならない。

法学修士コースのカリキュラムは、次のとおりである：

- 民事法グループ： — 刑法
— 民事法
— 家族法
— 憲法
- 国際公法グループ： — 戦時国際法
— 国際経済取引法
— 国際組織法
— 条約法
- 海事法グループ： — 海上保険法
— 海上物品運送法
— 海事法
— 海法

大学院でのコースの学習の終了後、全員、学位論文を提出しなければならない。毎年約150名の法学士の卒業生が大学から送り出されるが、それらの卒業生のおおよそ10パーセントが大学院の法学修士の資格を取得する。

法律関係者

司法組織は、1988年に変貌した。司法と行政の分離という20世紀の基本原理の方向に基づいて設立された司法部は、まだまだできて間もない小さな組織である。

この司法部は、若い法律関係の卒業生を受け入れる常設の部局である。新人は、訓練と見習いの期間を経て、それから序列と昇進のはしごを昇るにつれて、力を増して事件を処理する。この訓練と再教育のコースは、必ず最高裁判所の監督の下で実施される。

裁判官及び治安判事が、その仕えるべき国民の慣習、文化及び特質を理解していることの必要性は、今日では、従前より大なるものがある。一般国民の声や考

え方が司法行政の中にもっと取り入れられるべきである。社会のものの考え方、感じ方により近づくために、大戦以来停止されている陪審制度を復活させるべきである。

弁護士界については、弁護士は聴衆によって格付けされるけれども、我々の国では、「法廷弁護士 (barrister)」と「事務弁護士 (solicitor)」の区別は存しない。最高裁判所以下のすべての裁判所で活動する権利を有する上級の弁護人 (Higher Grade Pleaders) が存在する。

最上級の弁護人は、「弁護士 (=Advocate)」であり、英国の4つの法曹学院 (the Inns of Court) の内の一つで資格を取得した者又は1年間の裁判所での実務修集を終えた法律関係の卒業生がその資格を取得することができる。

また、所定の教育上の資格及び経験を有する者が受けることができる試験に合格することによって、この弁護士の中での最上級の地位に昇進することができる。

公共への奉仕を果たす上で、常に、非常に多くの弁護士と若い法律関係の卒業生が必要とされてきた。したがって、弁護士に対する大きな需要が、社会において認められる。強力な独立の司法機関の一翼を担う重要な部門として、強力かつ活発な弁護士達の活動が必要である。

法的な援助の利用については、弁護士達に負うところが大である。そして、公の擁護機関を設けるという提案がなされているし、国民の権利と市民の自由の擁護のために、政府の司法長官と対比して、もし、必要ならば、国民側の司法長官を実現させるという提案もある。また、学究肌の傾向のある弁護士は、高等教育の分野において、その力を発揮するとともに、彼ら自身の果たすべき役割を見いだすことができる。

改革の必要な分野

我が国では、法学教育を拡大するとともに改善し、強力なロー・スクールを発展させ、そして、各種のレベルでの一般的な法学教育を同等のものにする必要がある。

我が国の国家建設の主要な任務は、教育にある。政府は、毎年多くの学校を開校させており、大学の法学部は、多くの学生を生んでいる。その伸長は、数の上のものだけではなく、新しいニーズに合致するように、法学教育の概念を基本的に変えることも必要である。

改革を始め、設備を拡大する際には、全体としての調和及び積極的かつ賢明な

中央の指示が不可欠である。財源が限られているので、そのような調和と指示はそれだけいっそう必要である。現在、すべての大学を所掌する文部省が、大学における課程のあり方を指導している。

司法部局及び裁判所のための行政組織は、裁判官及び司法関係の職員用の特殊専門的な訓練と再教育のコースを具備する必要がある。

さらに、学部拡大又は新設を希望する大学がある。文部省の評議会が、これらの拡大又は新設の申込みについて指示を行い、処理をする。文部省の評議会は常に全体のより切実なニーズを調査し、それらのニーズに合うように最も理にかなった方法で使用可能な財源を充当することになる。

評議会の全般的な監督と管理の下で、教育及び訓練施設が育成されるであろうし、それらはその特有の力を発展させ、最もうまく分かち合うべき図書館その他の施設といった資源を分け合うであろう。

我が国は経済改革において新しい局面を迎えているので、学校が強い力を持つにつれて、比較法、特に基本法に関する商業分野での研究に従事する研究者も学校の中に存在するようになるであろう。

ミャンマーは、外国から学者をうまく受け入れることができる。そして、意見交換をするために学者を派遣すること、知識の流入する経路を拡大すること、情報交換をしたり、経験を比較すること、大いなる分かち合いに参加すること、「法の支配」により大きな意味を与えること等手がけることができる。

ミャンマーの教育の分野には非常に大きな向上の見込みが存在する。特に法学教育においては、その向上の見込みは無限大である。

本稿は、研修員のレポート（原文英文）を仮訳したものです。



取引関係基本法並びに民事訴訟手続及び判決執行手続

ウ ウィン ミン
U Win Myint (ミャンマー)

司法長官官房審議官

序

- 1 ミャンマーは、国土総面積67万6,577平方キロメートル（26万1,228平方マイル）を有する東南アジア最大の国家であり、その国境は、全長5,858キロメートル（3,640マイル）に及び、北西はヴァングラディッシュ及びインド、北東は中国、南東はラオス及びタイに接している。海岸線は、全長2,832キロメートル（1,760マイル）に達している。国土の北から南までは2,090キロメートル（1,299マイル）、東から西は最大幅で、925キロメートル（575マイル）である。
- 2 ミャンマーは、森に覆われた山々の国である。北から南へ3本の山脈が平行に走っている：すなわち、西もしくはラカイン山脈、バゴー山脈及びシャン高原、である。これらの山脈は、ヒマラヤ山脈の東端から始まっている。5,881メートルのカカーボ・ラージー山は、東南アジアの最高峰である。
- 3 7州及び7管区に広がるミャンマーの人口は、1996年には4,500万人を越えている。ミャンマーはカチン族、カヤー族、カレン族、チン族、ビルマ族、モン族、ラカイン族及びシャン族等の部族で構成される多民族国家である。国民の中で、100以上の言語と方言を話す50以上の多くの部族が認められる。ビルマ族は、人口の68.96パーセントを占める最大の部族である。ビルマ族は、主として低地で生活を営んでいる。
- 4 人口の約89.4パーセント（主として、ビルマ族、シャン族、モン族、ラカイン族及び若干のカレン族）は、仏教徒である。一方、残りは、キリスト教徒、イスラム教徒、ヒンズー教徒及びアニミスト（靈魂信仰）である。キリスト教徒は、主として、カレン族、カチン族及びチン族である。イスラム教及びヒンズー教は、インド系の人々によって主として信仰されている。
- 5 1988年以前は、ミャンマーは社会主義経済システムであったが、その後、市場経済システムに転じた。最近の国の経済政策は次のとおりである：
 - (1) 天然資源の分配について市場経済システムの採用
 - (2) 民間投資及び事業活動の奨励
 - (3) 外国との貿易及び外国投資への経済開放

- 6 この政策の重要な内容として、貿易及び投資の領域での民間部門の積極的な参加に重点が置かれる。コモン・ローの法制度に深く根ざすミャンマーの法制度は、コモン・ローの法体系に属する。ミャンマーの法制度は、コモン・ローの制度の原理を用い、それを立法府によって制定される実定法の中に取り入れている。
- 7 この文書は、ミャンマーの実定法の中に顕現している民事訴訟手続及び判決執行手続を考慮しつつ、ミャンマーの経済取引の実状を概観しようと試みるものである。

民事裁判制度

- 8 1972年以前は、単独裁判官による裁判制度が実施されていたが、その後、合議制（3人のメンバー）の裁判制度に変えられた。しかし、1988年9月26日制定の裁判所法によって、再び単独裁判官による裁判制度が一般に実施されるようになった。もっとも、重大な刑事事件は、2人以上の裁判官で構成される法廷で審理される。

裁判所の審級

- 9 裁判所法により、裁判所の3つの審級が次のとおり定められている：
- (a) 最高裁判所；
 - (b) 州又は管区裁判所；
 - (c) 町区裁判所

裁判官の任命

- 10 裁判所法第3条により、国法及び秩序回復評議会（The State Law and Order Restoration Council）が、長官及び5人の裁判官で構成される最高裁判所を設置する。
- 11 最高裁判所は、州又は管区裁判所の長官、州又は管区裁判所の裁判官、州又は管区裁判所の裁判官代理、州又は管区裁判所の判事補、町区裁判所の長官、町区裁判所の裁判官、町区裁判所の裁判官代理を任命する。

最高裁判所の管轄

- 12 裁判所法第4条によれば、最高裁判所の管轄は次のとおりである：

- (a) 刑事及び民事事件の判断；（必要な場合）
- (b) 自らの決定で移送した事件の判断；
- (c) 州又は管区裁判所から他の州又は管区裁判所への事件の移送に関する決定；
- (d) 州又は管区裁判所の下した判決，命令又は決定に対する上訴事件に関する判断；
- (e) 裁判所の下した判決，命令又は決定に対する訂正を求める事件に関する判断；
- (f) 州又は管区裁判所の宣告した死刑判決の確認及び死刑判決に対する上訴事件に関する判断；
- (g) 法律に違反する判決，命令又は決定に対する調査，及び必要であれば，その修正又は破棄；
- (h) 市民の法的権利に関する法律に違反する命令又は決定に対する調査，及び必要であれば，その修正又は破棄；
- (i) 海事事件に関する判断；
- (j) 他の法律によって管轄が認められる事件についての判断。

13 最高裁判所は，その管轄する事件に関して，単独裁判官又は長官の指定による複数の裁判官の合議体で判断を下すことができる。

14 最高裁判所長官及び全裁判官で構成される大法廷は，最高裁判所の単独の裁判官又は合議体の裁判官によって決定された事件について，必要な場合，さらに判断を下すことができる。

州又は管区裁判所の管轄

15 州又は管区裁判所については，民事事件の管轄は次のとおりである；

- (a) 州又は管区裁判所の裁判官が判決を下す権限のある民事事件に関しては，訴額による制限はない。
- (b) 州又は管区裁判所の裁判官代理が判決を下す権限のある民事事件は，訴額50万チャット以下の事件である。そして，もし，州又は管区裁判所の裁判官から事件が移送された場合は，州又は管区裁判所の裁判官代理は訴額100万チャット以下の事件について判決を下す権限を有する。
（注） 50万チャットは，約3,300～3,800ドル位
- (c) 州又は管区裁判所の判事補が判決を下す権限のある民事事件は，訴額

20万チャット以下の事件である。そして、もし、州又は管区裁判所の裁判官から事件が移送された場合は、州又は管区裁判所の判事補は訴額50万チャット以下の事件について判決を下す権限を有する。

16 民事事件に関する命令又は決定に不満がある場合は、上訴は、以下のとおり、取り扱われる。

(a) 州又は管区裁判所の裁判官は、町区裁判所の下した民事判決に対する上訴事件に関して判断を下すことができる。

(b) 州又は管区裁判所の裁判官（上記(a)以外のAdditionalの裁判官）は、州又は管区裁判所の裁判官が移送した上訴事件に関して判断を下すことができる。

(c) 州又は管区裁判所の裁判官代理は、町区裁判所の下した訴額2万チャット以下の上訴事件、又は州又は管区裁判所の裁判官が移送した訴額3万チャット以下の事件に関して判断を下すことができる；

(d) 州又は管区裁判所の判事補は、町区裁判所の下した訴額1万チャット以下の上訴事件、又は州又は管区裁判所の裁判官が移送した訴額2万チャット以下の事件に関して判断を下すことができる。

町区裁判所の管轄

17 町区裁判所については、民事事件の管轄は次のとおりである；

(a) 町区裁判所の裁判官	訴額5万チャット以下の民事事件の判断を下す権限
(b) 町区裁判所の裁判官（上記(a)以外のAdditionalの裁判官）	
(c) 3年以上の経験のある町区裁判所の裁判官代理	訴額1万チャット以下の民事事件、及び町区裁判所の裁判官が移送した場合は、訴額2万チャット以下の民事事件の判断を下す権限
(d) 3年以下の経験しかない町区裁判所の裁判官代理	(権限なし)

その他

- 18 最高裁判所No. 1/92命令によって、ヤンゴン市の領域内の20の町区からの民事事件及びマンダレー市の領域内の4つの町区からの民事事件は、長官が特に任命した町区裁判所の裁判官によって判断が下される。

経済取引を円滑にするための民事法

- 19 ミャンマーにおける経済取引を円滑にするための最も重要な民事法は、以下のとおりである：

- (a) 民事訴訟法；
- (b) 訴訟費用法；
- (c) 印紙法；
- (d) 訴額の算定に関する法律；
- (e) 契約法；
- (f) 都市における賃貸の制限に関する法律；
- (g) 不動産の譲渡を制限する法律；
- (h) 財産譲渡法；
- (i) 商品販売法；
- (j) 証拠法

- 20 民事訴訟法は、1909年1月1日に制定された。この法典は、裁判所において民事訴訟を行うに際し、実際に適用されている手続に関する実定法であることに留意すべきである。民事訴訟法の条項は、2つのパートに分かれている。最初のパートでは、条項は、「条文（？-Sections）」で規定され、一方、第2パートでは、条項は、「命令及び規則（？-Orders and Rules）」で規定されている。

- 21 この民事訴訟法典は、民事訴訟において、原告及び被告双方によって遵守されるべき事項を規定している。訴状にはどのような事実が含まれるべきかということ、訴訟の種類及び訴額に従って訴訟費用を支払うこと、そして、訴訟がある書面を根拠にしている場合、原告が所有しているそれらの書面を添付するか、又は後日裁判所に提出される予定の書面のリストを添付すること、といった規則が規定されている。訴状を受け取った被告は、訴状に含まれている争い

のある点に答える「答弁書」を裁判所に提出しなければならない。その後、原告は、答弁書に記載されている事項の中で争う点について、応答することができる。

22 上記の過程が終了したら、裁判所は、取り調べられるべき「争点」を組み立て、その取調べ（すなわち、証人及び提出された書証の取調）を行い、その終了後、裁判所は判決を下す。

23 勝訴判決を得た当事者は、敗訴した相手方当事者が判決に従わないときは、その相手方に対して「執行訴訟」を提起することができる。その執行訴訟では、裁判所は、訴訟の種類に従い、当該当事者を民事刑務所（civil jail）に送るとか、差押令状により財産の譲渡もしくは売買を制限するとか、又は競売による財産の処分をすること等ができる。執行訴訟を提起する手続の詳細は民事訴訟法に規定されている。また、判決に不服のある当事者が上級の裁判所へ判決の訂正又は上訴を申し立てる方法も、民事訴訟法の中に規定されている。

24 金銭上の紛争、通商協定の契約違反、土地及び財産の権利に関する紛争、婚姻の破綻による財産の承継及び分割等に関する民事訴訟が、民事訴訟法の定める規定に従って追行されるように、裁判を行う裁判所が遵守すべき手続は同法において一義的に明らかに定められている。

25 訴訟費用法は、1870年4月1日にインドの法として制定された。ミャンマーは、当時インドの属州であったから、その法を適用しなければならなかった。この法律は、種々の民事訴訟に関して、印紙の形式で支払う訴訟費用の額を規定している。その額は、その民事訴訟の種類及びその訴訟の訴額によって異なる。

26 印紙法は、訴訟費用法同様、ミャンマーの独立前の1899年7月1日に公布された。この法律は、種々の提出証書に貼付すべき印紙の額を規定している。この法律の中には、印紙の額の減額権又は特定の証書に関する印紙の免除に関する規定がある。また、この法律の中には、印紙の貼付義務の期間の確定及び評価に関する規定がある。

27 訴額の算定に関する法律は、1887年2月11日にミャンマーで発効した。ミャンマーは、当時は、英国領インドの一部であった。裁判所で民事事件の裁判を行うに際し、裁判所はその事件の訴額に基づいて管轄を有する。この法律は、民事訴訟の訴額の評価に際しての方式を規定している。

28 契約法は、1872年9月1日に制定され、それ以来、ミャンマーにおいて効力

を有している。この法律は、経済取引及び貿易取引について、法的観点から、契約書の中に含まれるべき拘束力を持つ必要事項を規定している。この法律の中には、取り消すことのできる契約及び契約当事者の責任に関する規定がある。

- 29 都市における賃貸の制限に関する法律は、1960年5月4日に公布された。この法律の規定の中で注目すべきものは、賃借人が賃貸人から不当に賃料を取られることを防止するための賃料の固定という仕組み、賃借人が不法に立ち退きを迫られることの防止、及び法的手段による賃貸人と賃借人との間の紛争の解決である。
- 30 不動産の譲渡を制限する法律は、1987年3月16日に制定された。この法律は、外国人からの不動産の譲受け及び外国人への不動産の譲渡が認められない旨を規定している。また、ミャンマー人が1年以上続けて外国人に不動産を賃貸することは許されない。しかし、上記の規定は、関係する省によって、その適用が免除される。また、この法律は国家と利益の共有の合意をした会社及び組織には適用されない。；
- 31 財産譲渡法は、1882年7月1日に制定された。この法律は、不動産の法的譲渡及び売買を有効にする規定を定めている。
- 32 商品販売法は、1930年7月1日に制定された。この法律は、動産の譲渡及び売買に関して規定している。
- 33 証拠法は、1872年9月1日に公布された。この法律は、証拠の関連性、証拠が展示を必要とするか否か、立証責任等について規定している。また、この法律は、証拠の採否、ある文書を証拠として裁判所へ提出する方法を規定している。

民事訴訟の現状

- 34 ミャンマーの人々は、通常、平和な生活を送っている。ミャンマー人の間で、財産の所有権、又は金銭上もしくは取引上の事項に関する紛争が発生した場合、通常、ミャンマー人は、その紛争を平和的に解決する。ミャンマー人は、常に、訴訟に訴えるよりも平和的な話し合いの手段によって裁判外で紛争の解決を図りたがる。この伝統は非常に古くから続けられてきている。
- 35 紛争が交渉によって解決されない時、各当事者は相談をし、弁護士の助言を求め、そして、権利を侵害された者は原告として裁判所に訴える。原告はその訴訟の訴額に基づいて一定の手数料（訴訟費用その他）を負担しなければなら

ないから、ミャンマー人は民事訴訟に訴える方法については常にあまり高く評価しない。紛争の両当事者が裁判外で紛争を解決する場合には費用がかからないから、ミャンマー人はこの裁判外の紛争解決の方法を好む。

36 裁判所で民事訴訟を解決するについては、それ以外にも困難な点がある。その一つは、民事訴訟のために、必要な書証を全部提出しなければならないことである。もし、必要な書証が全部裁判所に提出されなかった場合、証拠の不備というその理由のみで、裁判所は、たとえ真実権利を侵害されている者であっても、その救済をすることはできない。さらに、民事訴訟が提起されると、原告と被告は交互に裁判所に書証を提出するので、通常、正式裁判が始まるまでに何ヶ月も要し、その結果、裁判には大きなコストがかかるばかりでなく、裁判が終わるまでに何年もかかることになる。

37 正式裁判が開始されると、裁判所は、その訴訟の請求理由の存否を審理し、争点を明らかにしなければならない。その争点に基づいて、民事裁判での証拠調べがなされる。一般的に言えば、証拠調べの過程では、まず、原告とその証人が取り調べられる。訴訟を提起した者は、取調べを必要とする証人のリストを提出しなければならない。原告とその証人同様、被告とその証人が取り調べられた後、裁判所は判決を下す。

38 裁判所の判決に不服のある者は、上級の裁判所へ上訴できる。上訴審は、原審の裁判所の下した判決を訂正することができる。

39 裁判所における民事訴訟の審理に関して、民事訴訟法が規定を置いている。この書面では、時間の節約のために、その規定については触れない。

40 民事訴訟の手続が裁判所で続行している間、両当事者は、裁判所で紛争を話し合いで平和的に解決する法的権利がある。たとえ民事訴訟が提起されていても、原告と被告が合意に達すれば、訴訟を取り下げることができる。裁判所が取り下げ命令を出せるように、民事訴訟法の中に訴訟を取り下げる権利についての規定が置かれている。

41 民事訴訟が提起された場合、原告及び被告双方は、通常、彼らのために裁判所で活動する弁護士を依頼する。弁護士を依頼しないで民事訴訟を追行するケースはほとんどない。

要約及び結論

- 42 ミャンマーの民事訴訟制度は古い植民地時代の英国の制度に根ざすものであること、及びミャンマーの国民は民事紛争については訴訟手続に訴えるよりも平和的な話し合いの方法による解決を好むことに留意すべきである。また、ミャンマーにおける種々の商取引及び貿易取引の領域を適切に取り込んで処理する契約法、商品販売法、財産譲渡法、訴訟費用法等といった一連の法律が存在する。
- 43 ミャンマーが市場経済システムに転じたことから、それによって、そのような商取引及び貿易取引はミャンマーの人々の間のみならず、ミャンマーと外国会社との間でも進展しており、そのことが経済取引に関する法律の重要性をもたらしている。

本稿は、研修員のレポート（原文英文）を仮訳したものです。



民商事関係の基本法の現状及び問題点

ダウ ティンギ ティン
Daw Theingi Tin (ミャンマー)

投資・法人管理委員会理事

序

ミャンマー国の民商事法は優れたものであり、長い時をかけて種々の状況の中で十分吟味されてきたものである。この民商事法は、国民の間に広く周知されているのみならず、100年以上の法的歴史の中で深く植え付けられた根源というべきものを有する。その精神及び文面は共に様々の判決あるいは様々の裁判所によって吟味されている。それらの判決は、多年にわたり最高裁判所から発行され続けている報告書 (law reports) に編纂されている。

この文書では、法制度、投資法、土地法、事業体の占める法的位置、法令の階層 (hierarchy)、紛争の解決、経済関係法及び関連問題について、分析を行う。

1 基本的な立法構造

国有企業法は、事業体及び合併事業の設立の権利を認めている。

国際法は、国家に対し、その領土、領海及び領空についての絶対的な主権を与えている。国家は、この絶対的な主権に基づき、その国土の天然資源を自由に処分することが認められる。1989年3月31日公布の国有企業法は、そのような国際法によって認められる国家の自由処分権を行使している。国有企業法第3条は、国家が特定の事業活動を行うというこの権利を認めている。同条は、国有企業に対してのみ、12の事業活動を行う権限を与えているが、同法第4条では、第3条の適用が除外される場合が規定されている。すなわち、同法第4条により、政府と民間人もしくは民間の事業者との合併事業、又は必要な条件に従った民間人もしくは民間の事業者は、それらの12の事業活動をすることができる。許可のやり方は、政府による公告である。また、第4条は、民営化のための手段としての役割も果たしている。同条は、政府が、民営化計画の下で、これらの事業の許可を与えることを認めている。

2 ミャンマーにおける投資

ミャンマーは、天然資源の大きな可能性に富む広大な国家である。ミャンマーは、国土総面積67万6,577平方キロメートル（167.2エーカー）の東南アジア最大の国家であり、種々の経済部門で可能性を秘めている。1988年以後に最初に公布された法律は、外国投資法（国法及び秩序回復評議会法 [State Law and Order Restoration Council Law] 1988年11月30日付No.10/88）である。この法律の経済的な目的は、輸出の促進と拡大、ハイ・テクノロジーの開発、巨額資本の支え、雇用の拡大、エネルギー消費を節約する工場の開発、及び地域振興である。

法的には、この外国投資法は、製造業では50万ドルの資本、サービス業では30万ドルの資本で、外国からの投資の占める割合が資本の35パーセントから100パーセントまでの事業体について、その事業活動の許可を与える権限をミャンマー投資委員会に付与する特別法である。この合併事業又は同法第5条及び第6条の100パーセント外国投資の事業体は、同法第21条により、3年間の免税及びその他の租税特別措置を申請することができる。また、同法第22条及び第23条により、契約期間中は、ミャンマー政府による国営化措置はとられないことが保証されている。また、ミャンマーの法に従って税金を支払った後は、適当な外国通貨で本国へ送金することも保証されている。同法第21条にその趣旨が表されている。

ミャンマー国は、国内投資も奨励している。そのため、ミャンマー国民投資法（国法及び秩序回復評議会法1994年No.4/94）が公布されている。ミャンマー国民は、外国投資法によって外国人が享受するのと同様の免除措置及び特権を享受する。

3 ミャンマーの土地法の仕組み

ミャンマーの土地に関する主要な法律は、1882年7月1日公布の財産譲渡法と呼ばれる法律である。この法律の源は、1882年インド法IVである。同法は、主として、売買、担保、賃貸借、交換及び贈与の定義を定めている。同法は、英国のコモン・ローの原理を具現化したものである。

上記の財産譲渡法を受けて、不動産の譲渡の制限に関する法律が1987年に制定された。同法は、外国人からミャンマー人への不動産譲渡、及びその逆にミャンマー人から外国人への譲渡を禁止している。しかし、同法第14条及び第15

条は、外交機関、国家その他関係する省によって認められた組織又は個人についての例外を規定している。第15条は、この法律は、国家と利益を共有する合併事業のような形態の会社及び組織に対しては適用されない旨を規定している。実際、同法は、ミャンマー投資委員会の取り扱うケースについては適用されない。

ミャンマーは、利用可能な土地、すなわち耕作地、休閑地及び荒地などから成る巨大な国土を有する国家である。これらの土地を規制するために、ミャンマー国は、5万エーカーまでの土地利用の申請を取り扱う中央委員会を組織した。申請者に外国人が含まれる場合は、ミャンマー投資委員会で審査される。

また、1909年登録法（1908年インド法XVI）に基づき、ミャンマー全土に登録所が存在する。登記官は、不動産上の負担の記録を保っている。

政府の部局が行う貸貸借については、No. 3/90公告がある。また、No. 3/90公告は、ミャンマー投資委員会が、30年以上の期間続けられる投資について、意見を述べる権利を有する旨を定めている。

4 事業体及び会社の法的地位、並びに管理する法律

国有の経済事業体が契約の一方当事者である場合、その国有の事業体はその主権に基づく免除（sovereign immunity）を主張することはできない旨を記載する契約条項がしばしば見られる。周知のように、この主権に基づく免除は、国家に対し、その国家が債務の履行請求又は裁判管轄に拘束されないことを認めるという国際法における概念である。

国有の経済事業体がこのような主権に基づく免除を主張することができるか否かという問題は、これらの事業体がミャンマーでどのように設立されるのかということによって、回答を得ることが可能である。国有の経済事業体は、ミャンマーの法制度の中で完全な法人格を有する団体として設立される。それらは、国家自身ではなく、単なる取引上の事業主体であるから、国家それ自体のような主権に基づく免除を主張することはできない。それらは、会社として、訴えの主体となったり、また、訴えの相手方となる。事業体と他の当事者との間で仲裁が行われるケースも多い。

ここで、これらの国有の経済事業体がどのようにして設立されるのかという問題を取り上げる必要がある。これらの事業体に法的地位を付与する公文書として、2種類のものがある。第1のものは、その法律の中で事業体が設立さ

れる場合を規定する法律である。その好例として、ミャンマー航空法がある。同法は、1952年No. 39法律により、1953年、法律として公布された。同法は、運輸省所管の事業体として、現在のミャンマー航空を設立した。他の例は、1964年改革評議会法No. 2法律として知られる1964年5つ星海運業法である。同法は、ミャンマー5つ星航路会社の設立基盤を与えている。これらの法律の下で、関係事業体は、訴えの主体となったり、訴えの相手方となったりする法人格を付与される。事業体の別の範疇は、様々の省の発布する公告に基づいて設立されるものである。当該の省は、事業主体又は理事会を設立する旨の公告を発する。そのような設立の例としては、ミャンマーホテル観光サービスを設立するために、ホテル・観光省によって発布された公告がある。また、国家計画・経済開発省は、会社部あるいは会社登記部をその一部門として持つ法人投資・法人管理理事会を設立するための公告を発した。

もう一つの国有の経済事業体の設立方法として、合併事業体、ミャンマーで活動する外国会社、及び組合の方法がある。これらの事業体は、我々の市場経済システムの所産として見られるものである。合併事業体の設立方法は2種類ある。すなわち、外国投資法の範囲内での設立と、同法以外の法律に基づく設立である。国家が当事者である合併事業は、1950年特別会社法に基づいて設立される。ミャンマー会社法は、全種類の会社の設立手続を含む手続法である。ミャンマー会社法は、1913年インド法VIIに基づいている。同法は、独自に修正が加えられている部分も存するが、基本原理はシンガポール会社法と同一である。組合は、2人以上最大20人までで設立することができる。組合は、法人ではない。組合は、1932年組合法に支配される。その登記は、選択的である。また、ミャンマーには、ただ一つの事業主組合があるが、登記の必要はない。外国会社は、国家計画・経済開発省の許可を得なければならない。資本構成委員会 (Capital Structure Committee) がその許可申請を審査する。

5 法令の階層 (Hierarchy)

次に、ミャンマーにおける法令の階層 (Hierarchy) の問題を取り上げることとする。まず、ミャンマーの英国による併合時代から1962年までの期間に制定された法 (=Acts) がある。これらは立法府によって制定された法である。1962年以後今日まで、法律には「Law」という名前が付けられている。この言葉 (=Law) は、それ以前の「Act」と全く同一の効力を有する。「Acts」又は「L

aws」は、コモン・ローにおける成文法である。これらの成文法の下に、Rules又はProceduresと呼ばれるものがある。Rulesは、Acts又はLawsに基づいて作成される。次に、LawsもしくはActs、又はRulesの実施細則として、regulationsがある。最後に、公告（Notifications）がある。公告（Notifications）は、通常、関係する省によって発せられるが、普通、法令の階層の最下部である。しかし、例外として、立法府が、法律（Law）の効力のある特定の公告（Notification）を制定することがある。その例として、耕作地、休閑地及び荒地の管理をする中央委員会を設立する1991年11月13日No. 44/91公告（Notification）がある。法律（Law）と同一の効力を有する公告（Notification）は稀れではあるが、ミャンマーの法制度の中に若干のものが認められる。

6 法人及び取引関係の解決の法的仕組み

弁護士には周知のように、すべての商業上の契約には紛争解決に関する条項がある。その条項は、紛争が発生した場合の解決方法についての契約である。同様、ミャンマーの法律の中に、紛争解決の方策となるものがある。ここでは、ミャンマーにおいて、紛争解決の手段となる法律について述べることにする。

1944年仲裁法は、1944年ミャンマー法IVとして、1946年3月1日公布された。同法は、ミャンマーにおける仲裁手続に関する主要な法律である。同法は1950年イギリス仲裁法と同一の原理に基づいている。1944年仲裁法は、コモン・ローの国々の仲裁法と同様のものであることを意図している。仲裁人の選任、裁判所の監督による解任、仲裁判断、仲裁判断に基づく強制執行、最高裁判所への仲裁判断についての上訴等は、すべてこの法律に規定されている。別表1は、仲裁合意に含まれる必要条件である。この表は、仲裁当事者間の仲裁合意の一部とみなされる。1944年仲裁法のほか、議定書及び条約に関する1939年仲裁法がある。同法の源は1937年インド法VIである。この法律は、仲裁条項に関する議定書で定められた内容に国内での法的効果を付与している（1923年ジュネーブ議定書）。この議定書の内容は、この法律の別表1として制定された。同様、外国の仲裁判断の執行に関する条約は、この法律の別表2で法的効果が与えられる。周知のように、この議定書は、1923年ジュネーブ議定書と呼ばれるものであり、条約は1927年ジュネーブ条約として知られるものである。

国際仲裁所及び国際連合商取引委員会（UNCITRAL）、国際商業会議所、投資紛争解決国際センター（ワシントン条約）を受け入れるか否かということが真

剣に考慮されている。また、ニューヨーク条約は、ミャンマーの様々な部門で念入りに検討されている。

(注) 1923年ジュネーブ議定書→「仲裁条項に関する議定書」

1927年ジュネーブ条約 →「外国仲裁判断の執行に関する条約」

7 経済関係法

1872年制定の契約法がある。この法律の源は、1872年のインド法IVである。この法律には、約定、申込み、承諾、それから、無能力、無権代理、強迫及び不法威圧といった契約上の責任を無効にする要素、不法行為、免責、法的救済、付随契約並びに代理人等の法理が規定されている。

投資上の契約について、管轄を有する2機関がある。すなわち、司法長官事務所と、ミャンマー投資委員会の事務局である国家計画・経済開発省の下での投資・法人管理理事会である。司法長官事務所は、国有企業が含まれる契約を審査する。司法長官事務所は、主として、法政策、基準となる法条項及び法原理という観点から審査する。投資・法人管理理事会は、民間人と外国人との間の私的契約、又は民間人との間の投資契約を審査する責務を負う。

次に、知的財産の問題を取り上げる。この関係についても、我々は、インドの知的財産法を引き継いだ。ミャンマーには、上記のとおり、1909年登録法が存する。この法律は、1946年登録マニュアルに従っている。このマニュアルの中には、商標に法的効果を付与するためのその登録に関して規定する18(f)と呼ばれる条項がある。実際、登録後にその法的効果が始まる。次に、著作権に関して、1914年著作権法、1914年インド法Ⅲ並びに特許及び意匠法、1911年インド法がある。これらの法律は、著作権及び特許権の保護を図るものである。著作権、商標及び意匠を保護する基本原理は、我々と同じ法体系であるシンガポールの法律と同様である。

また、ミャンマーには、商品販売法及び流通証券に関する法律といった古い法律が残っている。この2つの法律は、取引界で使われている。しかし、その使用は、流通証券、約束手形、小切手及び船荷証券を用いる銀行とか海運業者のような代理機関によって規制されている。商品販売法は、動産についてのみの規制である。

8 関連問題

ミャンマーの民商事法は、長い時をかけて種々の状況の中で十分吟味されてきており、特段大きな問題はない。我々が日々考慮する唯一の問題点は、時の流れの中での状況と性質の変化に合わせて我々の法律をいかにより良くしていくかということである。1988年に、我々は、例えば、特別会社法（1950年）及びミャンマー会社法（1914年）といった古い法律を活性化した。しかしながら、これらの古い法律は、変化しつつある時流の中で全く不十分なものであった。そこで、新しい民商事法が公布された。同様、我々は、急速に発展する経済社会の状況の変化に適切に対応することに関心を持っている。ミャンマーは、オゾン層の保護に関するウィーン協定、生物学的多様性に関する協定、気候変化に関する国際連合の協定のような環境に関する協定を批准した。また、ミャンマー投資委員会は、国土を保全するために、「緑と環境に仲良く」という環境向けの標語を決定した。同様、1944年の知的財産権に関する通商協定（TRIPS）が、特別法の制定によって、ミャンマー国内で効力を生じた。したがって、ほとんど問題は存しないが、唯一の関心事は、民商事法の発展の時流に乗り遅れないでついて行くことである。

結論

民商事関係の基本法の現状は、これまでに概観したように、取引関係法は優れたものであり、十分吟味されてきたということである。これらの法は、長い時をかけて種々の状況の中で十分吟味されてきたのみならず、司法又は行政機構のいずれかでの吟味を受けている。ミャンマー国に赴いて投資をするすべての人にとって公正かつ妥当な商取引となるように、これらの法を変化しつつある経済社会と常に調和させていくことに留意しなければならないということを除けば、ほとんど問題は存しない。

本稿は、研修員のレポート（原文英文）を仮訳したものです。

ヴェトナムの民事訴訟手続の現状

ヴェトナム

Ms. Dao Thi Xuan Lan	人民最高裁判所経済裁判部調査官
Ms. Nguyen Thi Thien Trien	投資計画省投資立法促進局投資法専門官
Ms. Tran Thi Ngoc Lien	政府総務局関係担当専門官

民事事件の解決手続に関する法令は、1989年11月29日から発効している。これは、完璧に制定された民事訴訟手続に関する規則であり、実務上、民事紛争に有効に適用されている。裁判所が判決を下し、当事者の法的権利と利益を守ることが、重要な法的な基礎である。しかしながら、民法は、1996年7月1日に発効したばかりである。この民法を実効あるものにするには至急民事訴訟法を制定する必要がある。立法担当者は、民事訴訟法を通過させる権限のある当局に提出するために積極的に民事訴訟法草案を起草している。この民事訴訟法を完全なものにするには、我々は、ヴェトナムの民事訴訟手続に関する法令の制定及び施行についての実際の経験から学びとる必要がある。特に、民法の施行状況を十分に利用する必要がある。

しかしながら、民事訴訟手続の現状はまだ多くの困難な問題に直面している。民事事件の審理には長期間を要しているし、判決の質はあまり効果的とは言えず、きちんと実行されない判決もある。それらの困難な問題とは、次のようなものである：

- ① 民事訴訟手続における当事者の権利義務の自覚はまだ不十分である。被告は、時には裁判所の要求にきちんと従わないし、裁判所がその事件に関する資料を審査するのを助けようとはしない（例えば、被告は、価格を決定する委員会が裁判所が求める説明をしたり、証拠やその他の関係書類を提出することを許さなかったり、その事件を取り下げようとしたりするし、時には、6回目の審理をした後で、裁判所が決定をすることもある）。

② 事件解決のための特別の知識を必要とする特定の事件に関して、それに関係する国家機関は、裁判所の要求に速やかに応答しない。例えば、不動産の使用権に関して答える土地行政関係の機関；建築専門家及び価格に関する情報を提供する建築及び財務関係の機関。また、民事訴訟手続に関する法規も、国家機関が民事訴訟手続に参加することを裁判所から求められた際のその国家機関の法的義務を規定していない。例えば、裁判所が不動産の価格を決定する必要があるとき、土地行政局、建設局、財務局及び地方当局を含む価格決定委員会が必要である。しかし、それらの機関は、それらの機関を代表する者をその委員会に参加させるために派遣しなかった。したがって、時には、それらの機関から不動産の使用権に関する情報を集めるのに何ヶ月も、場合によっては何年も必要となる。価格を決定するために、裁判所は、その結果を得るのに必要な会合を何度も開いたりした。

③ 我々はすべての分野で長期にわたる官僚行政を味わうとともに国家機関相互の協力の欠如を経験してきた。例えば、賃貸契約を結ばないで長年ビル建物を賃貸している場合、賃貸人はその義務を完全に果たさず、その建物を貸す約束を破ったりする（彼ら自身が関係当局の許可を受けずにその建物を増改築している）。他人が使用権を有する土地に建物を建てても処罰を受けなかったりすること。長年紛争が発生するが、その紛争をどの関係当局も解決しない。市民の不満は解決されることなくそのままになっている。

④ 訴訟手続に要する期間の制限がまだまだ長い。したがって、当事者が合意に達し、状況が変化しているのに、まだ裁判所の審理を求めているケースもかなりある。例えば、ある人が、使用権を別の者が有する土地について1960年に使用を許され、その土地に建物を建ててその建物を使用し、土地建物局に宣言をして、国家に税金を払ったというケースでは、その土地の使用権を元々有していた者が既にその土地の権利と利益を放棄しているのに、現在、土地の価格が急上昇したため、その使用権者がその土地の返還を求めて訴えを提起すると、裁判所は下級審でこの事件を取り扱うことになる。時には事件の解決に非常に長期間を必要とする。例えば、複雑な手続に関して、法は、裁判所が判決を出すまでの期間を4月もしくは6月以内と規定している。しかし、多くのケース

では1年ほど期間を要し、2年もしくは3年を要するケースもある。民事事件の判決が有効に出されても、3年以内ならば再審の請求が認められる。多くのケースでは多数回の再審理がなされ、判決が出されるまで10年かかることさえある。これが紛争当事者にとっての困難な問題を惹起している。

⑤ 民事訴訟の訴訟手数料が適当でない。例えば、複雑な事案については、異なる審級の裁判所で、何回にもわたり、審理と証拠の吟味が繰り返されるが、当事者の払う手数料は50,000ドンにすぎない。

⑥ 民事手続における法的問題は解決されていない。したがって、もし、裁判が長期間を要したら、民事判決の実行は困難となる。

主として土地と建物に関する事件では、民事判決を実行させようとする強い力（Force-majeure）が存在するが、一般的には、有効な判決はきちんと執行されず、そのため、裁判所の権威と当事者の権利利益に悪影響を及ぼしている。

管轄

民事裁判制度は、次の審級に分かたれる：

- 最高人民裁判所の民事裁判部（人民裁判所の組織に関する法律第171条）
- 地方の民事裁判所

この2つの審級の民事裁判所は、長官、副長官、裁判官及び書記官で構成される。

1989年11月29日付民事事件の解決手続に関する法令第10条では、以下のように規定されている：

人民裁判所は、以下の民事事件を審理する責務を負う：

- 1 使用権、契約、契約外の損害賠償責任から生ずる紛争、又は紛争当事者間、市民間、法人と市民間、法人間の法律によって規定される権利義務から生ずるその他の紛争
- 2 婚姻及び家族から生ずる紛争
- 3 労働紛争
- 4 失踪宣告もしくは死亡宣告に関する事件、ただし、戦争の間に所在不明

- 又は死亡した兵士と公務員を除く
- 5 民事上の身分の登録又はその身分の訂正のための要件の確認を拒む民事登録事務所に対する訴え
 - 6 選挙人名簿に関する訴え
 - 7 市民の権利又は名誉を侵害する報道の訂正を報道機関に求める訴え
 - 8 他の法律に規定されたその他の事件

1989年11月29日付民事事件の解決手続に関する法令第11条では、以下のように規定されている：

- 1 区裁判所は、この法令第10条に規定された事件の第一審の審理を行う責務を負う
- 2 地方裁判所は、すべての紛争について管轄権を有する：
 - 2.1 紛争の当事者の一方が外国人又は法人の場合、あるいは当事者の一方が外国に居住するヴィエトナム人の場合
 - 2.2 産業用財産の所有の保護に関する法令第29条に規定されている産業用財産の所有に関する紛争
 - 2.3 区裁判所の管轄権に服するが、地方裁判所で取り扱われた事件
- 3 特別な事件では、最高人民裁判所が第一審となり、また、最高人民裁判所は地方裁判所の管轄権に服する事件の最上級審となる。

さらに、この法令の第12条、第13条は、他の機関によってなされた決定に関して、最高人民裁判所の管轄権を定めている。また、領土に関する裁判所の管轄権も規定している。

民事手続に関する法律及び法令

- 1989年11月29日付民事事件の解決手続に関する法令
- 1986年婚姻及び家族に関する法律第40条
- 1992年10月6日付人民裁判所の組織に関する法律
- 期間及び時効に関する民法第1篇第7章第8章（1997年7月1日から施行）

民事手続

1989年11月29日付民事事件の解決手続に関する法令によれば、当事者の訴訟提起期間の起算点が規定され（同法令第6章）、次いで、第2段階として、裁判所がその事件を受理して、訴訟要件を審査する（同法令第7章）。この段階では、裁判所は、仮の緊急の措置を取ることができる。

第3段階として、裁判所は和解を試みることができる（同法令第4章）。

第4段階として、その事件の審理を行う；この段階では、異なった手続に分かれる。すなわち、第1審、上訴審（同法令第5章、第6章）；判決の破棄手続（同法令第7章）；そして、再審手続（同法令第8章）。

手続制定の方法

法律が真摯にかつ効果的に遵守されることを実現するためには、立法担当者は弱めの手続を制定するべきであり、このことは、民事手続では必須である。このことは、また、民事上の権利、経済、労働又は婚姻及び家族に関する人民の多くの紛争は、迅速には解決されないということにも由来する。

審理の方法

法廷で事件を取り扱う場合、裁判所は、訴訟提起の訴状に従い、関係証拠を収集する証拠調べを開始しなければならない。審理を通して、裁判所は証拠調べの結果を判断の基礎としなければならない。これは、次の原理による：

- 市民、法人は、自己の法的権利及び利益を守るために、人民裁判所の裁判を求める権利を有すること
- 当事者の自己決定権
- 当事者の表現権
- 当事者の権利義務の均等の原理
- 和解の原理（和解が許されないものを除く）
- 2つの審級での裁判の原理
- 客観性の原理
- 連続審理の原理

証拠原則

民事事件では、2つの証拠手段がある：

- 当事者によって提供される証拠
- 裁判所によって調査・収集される証拠

しかしながら、当事者によって提供される証拠及び裁判所によって調査・収集される証拠は、いずれも客観的かつ法的に判断され、しかもその事件に関連するものでなければならない。

民事訴訟の実態

毎年、全国の裁判所全体で、35,000ないし38,000件の民事事件を受理して解決している。裁判所は、通常、相続、土地の使用権等から生ずる紛争を解決している。

実務では、住居の返還請求訴訟では、その大半において、裁判所は、紛争当事者が裁判に出席することを要求している。

前記民事事件の解決手続に関する法令は、民事事件の解決までに要する期間を4か月内と制限する旨を規定している。複雑な事件については、その期間は、訴訟を審理し始めてから6か月とされている。上訴審の訴訟は、審理を始めてから3か月、そして、破棄手続の期間は、6か月（同法令第75条）、再審手続の期間は、6か月（同法令第81条）、とそれぞれ規定されている。

裁判実務では、和解によって解決される訴訟の割合は単に17パーセントにすぎない。

上訴審のシステム

民事事件の解決手続に関する法令第67条は、地方裁判所と中央裁判所のみが下級審の判決を変更する権限を有する旨を規定している。人民の代理人（the People's Procurator）による異議が出されたか又は当事者によって上訴された第一審の判決については、上級審で審理され、変更されることもある。

民事裁判制度において改善されるべき問題点

民法が採択され、1996年7月1日から施行されているので、民事裁判制度を改革することが差し迫った必要事項である。民事裁判所の権限は拡大されるべきで

ある。それに加えて、前記の民事事件の解決手続に関する法令第10条に掲記されている事件に加えて、民事裁判所は、著作権保護、航空及び海事に関する事件を解決する権限を有するべきである。また、事件を取り扱い、審理を行う裁判官の権利義務を特に規定する必要がある。

判決の実行

裁判所における手続の過程で、もし、当事者が相互に和解に合意したら、裁判所は和解の決定を出し、当事者は自分たち自身の交渉で紛争を解決することに同意する。

第一審の判決は、上訴又は異議がなければ、判決言渡日から15日間で効力が生ずる（民事事件の解決手続に関する法令第59条）。

上訴審では、裁判官は、以下の決定を出す権限を有する：

- 第一審判決に対する承認
- 第一審判決に対する修正
- 第一審に審理不尽がある場合、又は第一審の合議体のメンバー構成が不適法である場合の第一審判決の取消。さらに、その事件の仮の執行停止（民事事件の解決手続に関する法令第46条）。

上訴審の判決は最上級審の判決でもあり、その結論をより強固にする効果がある。

破棄手続の過程では、破棄判決は、その判決の確定によって有効となる。破棄手続における判決が、下級審の有効な判決及び決定を取り消すものである場合、その破棄判決は、その判決が確定した後効力を生じ、下級審は、再びその事件を最初から再審理することになる（民事事件の解決手続に関する法令第77条）。

再審手続における判決も、その判決の確定によって有効となる。再審手続では、下級審の判決の承認、取消もしくは執行停止をすることができる（民事事件の解決手続に関する法令第82条）。

優先的効力 (Force-majeure) 及び競売

民法第5条及び民事事件の解決手続に関する法令第2条は、当事者の自己決定権を規定している。しかしながら、これは、紛争当事者が法律の規定に従わなけ

ればならないことを意味している。実際、当事者は、有効な判決を自分で任意に実行することはできない。有効な判決が迅速かつ完全に実行されることを確保するためには、優先的効力（Force-majeure）及び競売の制度を採用することが必要である。法は、特に優先的効力（Force-majeure）及び競売の制度の利用方法を規定しなければならない。

当事者の権利の保護

紛争当事者は、各自の利益を防御するために弁護士を持たなければならない。法は、紛争当事者の訴訟行為を行う能力が制限されているときは、それらの当事者の後見人が法廷での審理に出席する必要がある旨を規定している。

民事判決の実行に関する法律及び法令

- 1992年憲法第23条
- 民事判決の実行に関する法令（1990年1月1日）
- 刑法第34条（1986年）
- 人民裁判所の組織に関する法律第11条（1990年）

民事判決の実行の責任者

- 地方民事判決実行事務所。所長、副所長、その他の職員で構成される。
- 区民事判決実行事務所。所長及びその他の職員で構成される。

裁判所が判決を出す以前に、国家、法人及び市民の利益を保護するために、財産の登録、又は財産の移動、分散もしくは破壊を阻止するための仮の緊急命令といった当事者の権利を保護する手段が取られている。

民事判決の実行に際して、次のような困難に直面している：

一般に、裁判所によって言い渡された有効な判決及び決定は、迅速かつ完全には実行されない。登録の管理と、財産の保護及び移転とは似かよってはいない。民事判決の実行手続は、非常に複雑である。資格のある経験豊富な職員が十分ではない。

民事判決の実行を改善するとともに強化するために、政府は、この分野に関す

る立法を行い、民事判決の実行に優先権を与えなければならない。国家及び政府は、民事判決の実行のプロ的技術と経験を増進するために異なるレベルの民事判決の実行職員の訓練と再訓練についての政策を持つべきである。国家は、民事判決の実行を十分に、迅速に、かつ完全に行うのに必要な機関を設けるべきである。

民事法と経済法

法律学は、その対象とするもの、用いられる調整手段、そして、ある法律と他の法律とを区分する事項いかにによって識別することができる。国の法律は、その規律しようとする分野に関することを規定するとともに、社会に容認されるように、あるいは経済的、政治的、歴史的な条件に適合するように、その社会に存在する問題を調整すべく法律相互間で関係づけあうので、法律相互間の相違は、まさに相対的である。

民事法にごく近い、そして、常に民事法に付随する法律は、経済法である。民事法と経済法との相違点は、現在最も切実に解決されるべき現実的かつ科学的な問題及び必要性に直面しているかどうかという点である。市場経済は、個人及び法人が自由に契約を結ぶことができるという事象を社会にもたらしたが、この契約として、2つのものがある。経済法の一つ、すなわち、「経済契約」と、民法の一つ、すなわち、「民事契約」である。この2つの契約の及ぶ範囲が具体的かつ明確に定められなければならない。

基本的かつ最も一般的な相違という観点で考慮すると、経済法は、財産上の独立主体間の関係を調整する法であり、その対象は商取引である。一方、民法は、財産関係を調整する法であり、その対象は消費である。

商品経済は、まだ始まったばかりなので現実的な意味での「消費」ということまではできないものの、民事的な流通における「消費」の概念を作り出した。

当局が強引に出しゃばってくる事態を回避する試みとして、経済法は、その対象が商取引か消費であるかを問わず、法人の間の財産関係の調整、及び生産、商取引、法人の業務から発生する問題のみを処理することに限定される。

市場経済における民事関係及び経済関係はもはや相違するところはなく、したがって、民法と経済法とを区別する必要はないし、まさに、民事関係同様経済関係を調整する民法がある、という見方がある。しかしながら、ヴェトナムでは、すでに、経済関係と民事関係は峻別されており、経済法と民法とはそれ

ぞれ固有の対象と調整手段を有している。

民事契約

民事契約は、特定の法的権利・義務を発生させるための2人以上の意思の合致である。両当事者の意思が合致した後、その契約が履行されるか否かは、両当事者の意思次第であり、法は、当事者にその契約の実行を強制することはできない。

実際、民事契約は必ずしも常には履行されない。契約違反が生じた場合、当事者がその解決を求めて訴訟を提起し、裁判所が被告にその契約の履行を命じても、実効性は乏しい。

合意事項を確実に実現するために、両当事者はその契約を真摯に実行しなければならない。法は、当事者が次の手段を申し立てることを許容している：財産上の質（Mortgage）、財産の抵当（Collateral）、保証、供託。これらは、主契約の義務の不履行に備える補助的かつ防御的な手段である。

財産上の質：財産上の質は、主契約上の権利者が、契約義務者の財産を保管、保持するものである。契約義務者が契約を履行しない場合、その権利を侵害された権利者は、その侵害に応じて保管している質財産を処分することができる。

財産の抵当：抵当権者である当事者は、抵当の目的となる財産の所有権を公証する全文書を保持する。抵当権設定者である当事者は、その財産を自己のもとにとどめる。また、両当事者が、第三者による保管、保持に合意した場合はその第三者が手元に置く。また、抵当権者である当事者が保管、保持することで合意が成立した場合は、その当事者が手元に置く。その担保となる財産を手元に置く者は、それを費消したり、もしくはその財産から収益を得ることは認められないし、その財産の贈与、売買、賃貸借、もしくは変更をすることも認められない。また、他の義務の履行確保のために、その抵当財産を用いることは許されない。

保証：実際、財産の抵当又は財産上の質では常には満足を得ることはできない。そこで、法は、また、契約義務者の不履行の場合に、契約義務の履行を保証するために、当事者以外の個人もしくは法人（第三者）がその財産又は労務を提供することを認めている。

供託：供託をする当事者は、義務履行のために、一定の金額を他の当事者に移転する。相手方当事者が契約を履行しなかった場合、全当事者は、合意した方法又は法律の規定に基づいて、その供託された金額を清算して損害賠償に充てることができる。

民事契約上の権利の履行確保のために、当事者の任意の履行に依存するだけでなく、国家は、権利を侵害された者の権利を守るための保護手段を規定している：自己防衛、侵害された権利の保護を権限のある当局に要求すること、又は民事訴訟で民事上の権利を保護すること。

経済契約

経済契約は、生産、商品の交換、サービス業務及び進歩する科学技術の研究の実行、並びに各当事者の計画立案、実行のための権利義務を定めた商取引上の合意の実行に関する文書で、当事者が署名した取引上の文書である。少なくとも、一方当事者は法人、もう一方の当事者はその事業が登録された法人又は個人である。

経済契約の履行のための原理

- 真の事実の実行原理：契約の目的の実行
- 正確な実行の原理：また、真の事実及び全条項の実行
- 協力及び援助の精神での実行の原理

経済契約の履行確保のために、当事者は保証手段を契約書に記載する合意をすることができる。それらは、財産の抵当、財産上の質及び保証である。全当事者がそれらの手段に訴える必要がないと考える場合は、それらの保証手段を用いる必要はない（例外として、法がそれらの手段を用いることを強制している経済契約もある）。通常、経済契約の主体は、それらの保護手段を用いている。

財産の抵当：履行の保証のために、不動産、動産又は所有権の財産上の価値。

財産の抵当は、書面でなされなければならない。また、国家の公証機関の公証又は（公証機関のない場合は）権限のある当局での登録をしなければならない。

財産上の質：財産上の質の設定者は、信用を与え、契約が履行されなかった場

合の履行を確保するために、経済契約の相手方当事者に、所有動産を移転する。また、財産上の質は、全当事者が署名し、権限のある当局が公証した書面で行わなければならない。財産上の質の質権者は、その財産の価値を減じるような行為をしてはいけないという義務がある。また、質権設定文書が有効である間は、その質となる財産を他人に移転することはできない。

保証：保証とは、第三者（保証人）が主たる債務者（保証される人）の代わりに債務を履行する約束をする場合である。保証人は、その保証する債務を上回る財産を持たなければならない。保証は、書面でなされなければならない。保証人の取引銀行による保証人の財産状態の確認が必要である。また、国家の公証機関の公証又は（公証機関のない場合は）権限のある当局での登録をしなければならない。

経済法は、経済契約の条項を正確に履行するために、当事者の義務を定めている：

- 数量を履行すること
- 品質又は労務を履行すること
- 商品移転の場所、方法の履行
- 価格、支払いの履行

それに加えて、経済契約の*変更*、*終了*、*清算*を定めることができる。

※ 1994年7月1日以前のヴェトナムでの商取引上の紛争の解決：

- 1960年以前：経済上の紛争は、裁判所で解決された。
- 1960年以降：経済上の紛争は、中央、地方、都市、州及び省レベルの経済仲裁で解決された。
- 1974年まで、経済仲裁評議会は、金融界に席を置くメンバーのみで構成された：
- 1981年に、大臣評議会法令（the Decree of the Council of Ministers, 現在は首相と呼ばれる）によって、経済仲裁評議会は、経済仲裁委員会と名付けられ、そして、仲裁人の等級が確立され、機能及び権利・義務が省レベルから地方及び区レベルまで決められた。
- 1986年以降、ヴェトナムの党及び国家は市場経済を標榜し、経済契約を

主題として、経済法の規定の改革が求められている。全体として求められているのは、経済契約における真の価値を回復させることである。これに答えて、国家評議会は、経済法令（1989年9月25日付）を発し、そして、1990年1月10日、仲裁に関する機関、権限及び経済紛争の解決手続を規定する経済仲裁に関する法令（Ordinance on Economic arbitration）が発せられた。特に、独力で決められた経済契約の内容を自分で決めた当事者は、その希望に従い、経済契約から発生する経済紛争を処理する仲裁機関を選択する、という原理が認められるので、この法令は、省レベルの仲裁を廃止した。経済仲裁委員会は発展し、その機能は、経済紛争の解決のみならず、経済契約の管理及び統制にまで拡大した。そして、経済契約は、計画の立案、実行、その成否の評価についての効果的な手段となった。

- 1990年1月10日付経済仲裁法令第2条は、次のとおり規定している

経済仲裁委員会は、次の責務を負う：

- + 経済契約上の紛争の解決；
- + 不法な経済契約の監督、裁定；
- + 経済法の啓蒙活動、経済法の実行の指図；
- + 経済契約及び経済仲裁の職業訓練

経済仲裁委員会の改革要求

新しい経済の仕組みは、民主主義、平等を確保するとともに、協力及び競争関係にある経済市場参加者間の相互の利益を確保し、所有権保護と市民の法的利益を認めつつ、社会主義下での多分野での市場経済化を発展させることである。当面必要なことは、政府が、生産及び経済市場参加者の事業に粗雑に深く干渉しないで、主要政策及び法律によって、経済市場参加者のための健全な環境、堅固な通路を作ることである。そのような条件下では、古い役割を果たす経済仲裁委員会の存在は、もはや適当でない。したがって、国家は、経済仲裁委員会を廃止し、経済裁判所と、専門的な社会組織（非政府の仲裁）としての役割を持つ民間経済仲裁機構を設立した。

経済裁判所は正式に設立され、1994年3月29日付経済事件の判決に関する法令に基づき、1994年7月1日から機能を果たしている。

経済事件の解決手続に関する法令第12条は、次のように規定している：

経済裁判所は、次の経済事件を審理する責務を負う：

- 1 法人の間の経済契約，法人と事業登録されている個人との間の経済契約
- 2 会社とその構成員との間の紛争，設立，事業活動及び解散に関する会社の構成員の間の紛争
- 3 株式及び社債に関する紛争
- 4 その他経済上の紛争

民事上の紛争及び経済上の紛争は、法律関係の中で等しい役割を果たす主体間の権利及び利益に関する紛争であることが多いので、基本的に同様の事項を含んでいる。しかしながら、民事上の紛争及び経済上の紛争に関して区別できる事項があるため、この2種類の紛争の解決の規則として異なったものが定められている。

紛 争	民 事	経 済
訴 期 間	3年から10年まで	6か月
紛争を裁判所に かけることを決 めるまでの期間	4～6か月	40～60日
第一審	1月	10日
上訴期間	15日間	10日間
上訴審	3月（地裁） 4月（最高裁）	1～2月

※ 過去、法律関係者が紛争を必ずしも法的かつ科学的に解決し得ない困難な問題と制限が存在した。それらは、以下のものである：

- 市場経済は、ヴィエトナムでは新規のものである。
- 経済上の紛争を解決した経験が十分ではない。
- 経済法及び規則は、複雑で新しいものである。
- 法律関係者は、計画・助成経済の時代に養成された者たちである。

- 市場経済下の民事上の紛争及び経済上の紛争は多様かつ複雑であるが、民事訴訟手続は最近になって作られたものである。
- 法律関係者の配置及び割当ては均一ではなく、多くの法律関係者はまだ再教育されていない。

しかしながら、市場経済が発展するにつれて、ヴィエトナム人は、紛争を解決している国々からその経験を学びとっており、同時に、法律、規則及び民事訴訟手続が公布された。多くの法律関係者が再教育を受けており、種々のレベルで紛争解決に当たる人々のための研修が多様化しており、民事上及び経済上の紛争の解決は進歩をとげている。例えば：以前には見られなかったような、法による迅速かつ簡単な紛争の解決。正確な対象及び内容の紛争解決の制度化。

※ 紛争の両当事者が自分たちでは紛争の解決を図れないときは、経済裁判所か、又はヴィエトナム商工会議所その他の仲裁センターに加えてヴィエトナム国際仲裁センターか、いずれかを選択することができる。

国際仲裁センターの設立後、紛争当事者は調停に重きを置く必要はなくなった。各当事者のための調停は、法律と手続に関するまさに相談ないし助言である。和解は、必ずしも常に効果的というわけではなく、しばしば、紛争当事者は、その事件を裁判所に持ち込む。

※ 現在、民商事取引に関して、法律相談センター、あるいは、ハノイロイヤーミッション、ホーチミン市ロイヤーミッション、Hung Vuong法商会のような大都市の弁護士団体の団体が設立し、有名な経験豊かな弁護士で構成される法律指導機関が出現している。

※ 弁護士センターによって、法人と個人の間の契約書の作成の援助及び指導となる。

※ 法律関係者は、普通の人々よりも法律を理解している人々である。したがって、法律関係者は、経済上の紛争、民事上の紛争、金融上の紛争、労働上の紛

争に関して、調停、和解、相談、指導、説明等によって、その解決に資する役割を果たしている。そして、法律関係者は、当事者が署名する契約から発生する紛争の予防し、契約の履行に合致するような契約条項への留意、又は問題点が明確化に資する役割を果たす。紛争が生じた場合、裁判所で、弁護士は、被告の権利を守る。

※ 市場経済が全世界的及び地域的な統一の過程で、様々に発展しているので、法律関係者はますます国際取引に巻き込まれている。ヴィエトナム国際仲裁センター（The Vietnam International Arbitration Center）は、1993年に設立された。

同センターの綱領第2条及び第3条は、次のように規定している：

- 第2条：ヴィエトナム国際仲裁センターは、商事売買契約、投資契約、観光事業、輸送及び国際保険、技術移転、建設及び国際的な支払いのような国際経済関係から生ずる紛争を解決する責務を負う。
- 第3条：ヴィエトナム国際仲裁センターは、以下に規定する紛争を解決する責務を負う。
 - 1- 被告当事者又は両当事者が、個人又は外国の法人である場合
 - 2- 紛争の発生前又は発生後、被告がヴィエトナム国際仲裁センターにその事件を提訴することに同意した場合、又は国際条約による場合は、被告は、ヴィエトナム国際仲裁センターにその紛争を提訴しなければならない。

1996年2月、同センターの権限は、国内的な経済関係から発生する紛争の解決にまで拡大された。

※ 公的な弁護士（ヴィエトナムには私的な弁護士はいないので、まさに弁護士と呼ばれる者）が存在する。彼らは、ヴィエトナムの市民が法律問題を理解するのに助ける。

法律関係者の養成制度

※ 法律関係者の養成制度は、次のとおりである：

- 初等
- 中等
- 単科大学
- 総合大学
- 大学院
- 海外の大学又は大学院での研修
- 職務上の研修

法律関係者のための初等，中等，大学及び大学院の制度は，全国土で整えられている。

人文科学の法学士の学位を得るには，5年間学ぶ必要がある。最初の2年間は，一般的な理論を学び，その後，特定の専門科目を学習する第2段階へ進むための試験を受けることになる。例えば，ハノイ大学は，専門学科は，次の4つに分かれている。

- 1 経済
- 2 行政
- 3 国際法
- 4 司法

※ 法学教育は，次の大学でなされている：

- 国立大学法学部
- ハノイ法科大学（司法省の管轄下にある）
- ホーチミン市法科大学
- 法学部のある若干の大学

※ 法曹界の一員になるには，法学講師，裁判官，検察官，検知官（detectors），調査官，科学研究本部又は法律団体の法務専門官のような法律分野で，少なくとも5年間勤務する必要がある。

法律専門家になるには，権限のある官庁の試験を受けなければならない。そして，選挙の際に，ヴィエトナム法律家協会による委託又は紹介を受けなければ

ばならない。

※ 法律専門家の養成制度

法学士としての卒業後、経験を積んでから、専門科目を学ぶために大学院の入学試験を受ける。

また、法学士の中には、法律を学ぶために海外へ派遣される者もある。

※ 法律関係者の養成に関して、問題が発生している：法律関係者について、教育及び実地の勤務の後では、市場経済の状況が変化したり、理論が実際に合わなかったりしている。又は、法律関係者が大学で学んでいた当時は法令しか出されていなかったのが、社会に出たときには、法典ができていたり、又は、大学で学んだことの中には捨て去られていたりするものがある：各地方の慣習、伝統、道徳は異なる・・・これらが問題である。

※ 法律関係者の養成制度において改革すべき点：

- ・複雑な法律関係者の養成制度の完成及び教育訓練省によって定められた基準
- ・ひとまとめの養成制度の回避、法律理論又は専門性の欠如
- ・先進国の大学の法学部との接触の拡大。法律の教授、法律を教える講師の招聘。海外の法律セミナーへの参加。経験の交換、会話、理解・・・
- ・海外への法律を学ぶ優れた学生の派遣。
- ・実習と様々の関係する場所の訪問との調和のとれた組み合わせ。
- ・法律関係者の物質的及び精神的な生活条件の保証。
- ・法律関係者の養成は、全国民が一致して賛成できるものであるべき。

我々は、この研修コースの目的を高く評価している。我々は、ヴィエトナムの民事手続の現状についての経験をあなた方と分かち合えて幸せである。我々は、あなた方から多くのものを学びとれることを希望する。

本稿は、研修員のレポート（原文英文）を仮訳したものです。

休憩室

第3回 日本人研修員のこころ

今年もまた、じめじめした梅雨の季節となりました。毎日雨ばかりだと気分も滅入ってくるものです。気分を入れ替えてリフレッシュすることがストレスを溜めない秘訣ですね。

さて、休憩室第3回は、今回の国際民商事法研修で外国人研修員を陰から支えていただいた日本人研修員の皆さんにスポットを当てまして、研修を振り返っての心情をエッセイの形で自由に綴っていただきました。異国の地で研修をする外国人研修員にとって、日本人研修員は心強い存在であったはずですし、研修スタッフも大いに助けていただきました。

この場を借りて御礼申し上げます。



新宿駅にて

左端

右から2番目

右端

ラン研修員 (ウ・イトナム)

リエン研修員 (ウ・イトナム)

村田研修員

第1回国際民商事法研修に参加しての感想

福岡地方裁判所 岡田 健

第1回目の研修に参加させていただき、大変光栄に思います。常日頃、事件に忙殺さ仕事に追われる身にとりましては、しばし現場を離れ、違った角度から日本の法律を見直す良い機会となりました。

事前にレポートを書きながら、そして研修に参加している最中に感じたことですが、日本は、他のアジア諸国と比較すれば、それなりに長期にわたって欧米型の司法制度を運営してきた歴史を有するわけですが、だからといって洗練され進歩した制度を有しているとは必ずしもいえないように思います。例えば、新民事訴訟法でさえも、英語に置き換えるという作業を通じて、その意味内容を浮彫りにしてみると、あまり新鮮な印象を受けません。もちろん、電話会議システムの採用等、新機軸も採用されているわけですが、70年ぶりに改正されたというのに、その骨格は基本的には旧法の型を継承したもので、現在の実務を明文化したにとどまってしまったように思います。立法担当者の方々はもっと斬新なアイディアを持っていたと思うのですが、既に確立されてしまった制度の枠組みを大きく踏み出すことは事実上不可能であったのでしょう。

対照的に、今回参加した日本以外の3か国は、市場経済化に向けて法制度を整備する真最中であり、これは苦勞を伴う仕事で大変であろうと思われるものの、過去のしがらみとは無縁に、いわば白紙に絵を描くように制度を造り上げていくという面もあり、非常にうらやましくも思えます。

こんな風に色々と考えさせられ、個人的にはそれなりに収穫のあった研修でしたが、自分の能力不足、特に語学力の不足もあって、他の研修員の方々のためにはあまり寄与することができず、この点は遺憾に思っています。

最後になりましたが、研修を支えていただいた国際民商事法センター、法務総合研究所そして国際協力事業団の皆様には改めてお礼を申し上げます。



雑 感

法務省法務総合研究所研究官 山 野 幸 成

私は、この研修では、研修が始まる前は、法務省のスタッフの一員として、研修期間中は、研修員の一員として参加させていただきました。

研修では、共通言語が英語ということもあり、英会話能力が不十分な私にとっては、研修についていけるか、研修員とコミュニケーションがうまくとれるか心配でしたが、各国及び日本の研修員の協力のおかげで無事に修了証書をいただくことができました。

各国の研修員は、まじめで控えめなミャンマーの研修員、研修の合間に買い物に精を出していた元気なヴィエトナムの研修員、英語の会話能力が堪能で、何事につけ積極的な若手局長を中心としたモンゴルの研修員、官民参加の日本人研修員と多彩なメンバーが集まってきましたが、やはりそこは、同じアジアの仲間同士ということで、まとまりよく、和気あいあいとした雰囲気での研修でした。

JICAの研修では、本来、日本人は参加しないのが普通ですが、この研修では、財団などのご尽力により参加が認められました。日本人研修員は、各国の研修員が日本の法制度を理解するのを助けたり、また、研修外でも、道頓堀、新宿の繁華街、水族館などを案内するなどして、研修員相互の潤滑油となりました。日本人研修員の参加は、研修をより一層充実したものにし、研修員相互間の理解と友情を深めるためにも、大変意義があったと思われます。今後も、日本人研修員の参加を是非とも継続していただきたいと思います。

私としては、また、来年の第2回研修に、今度は、スタッフとして何らかの形でお手伝いすることになると思いますので、今回の研修員としての経験を生かし、研修内容が更に充実し、各国の法整備に役立つよう頑張っていきたいと思っています。



1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 103-107.

1. 本行在 1997 年 12 月 31 日止，已發行資本及公積金總額為 1,000,000,000 元，其中已收資本為 1,000,000,000 元，公積金為 0 元。

1. 1990年10月10日，在北京市召开的“中国环境与发展”国际会议上，中国领导人向世界承诺，中国将实施可持续发展战略。

[illegible][illegible]

第三部

資 料

財団法人国際民商事法センター寄附行為

第一章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 この財団法人は、財団法人国際民商事法センターという（英文では、International Civil and Commercial Law Centre Foundation と称する。）。

(事務所)

第2条 この財団法人は、事務所を東京都港区に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この財団法人は、アジア地域を中心とする民商事法関係者の連帯と相互協力を強化することにより、民商事に関する各種法制の調査、研究、研修、情報交換等を行い、これら各国の民商事法とその運用の発展を支援するとともに、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求し、もって国際社会の繁栄と安定に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この財団法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 アジア地域を中心とする民商事法関係者に対する研修の実施及びその援助
- 2 内外の民商事法に関する研究者、専門家等の招へい及び派遣並びにその援助
- 3 内外の民商事法に関する講演会、研究会、シンポジウム、セミナーその他調査、研究、研修及び情報交換を目的とする集会の開催並びにその援助
- 4 内外の民商事法に関する情報・資料の収集及び調査・研究の実施並びにその援助
- 5 機関誌、文献その他の資料の発行並びにこれらの交換及び頒布
- 6 内外の関係諸機関及び関係諸団体との連携及び協力
- 7 その他目的を達成するために必要な事業

第三章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この財団法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初寄附された財産
- 2 設立後寄附された財産
- 3 事業に伴う収入
- 4 会費、補助金、賛助金その他の収入
- 5 財産から生じる果実

(財産の種別)

第6条 この財団法人の財産は、基本財産及び普通財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 2 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産で構成される。

(基本財産の処分)

第7条 基本財産は、譲渡し、交換し、費消し、貸付けし、廃棄し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、法務大臣の認可を得て、処分することができる。

(経費の支弁)

第8条 この財団法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(財産の管理)

第9条 この財団法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国公債若しくは有価証券に換えて、確実に保管しなければならない。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算)

第10条 この財団法人の毎会計年度の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て作成し、当該会計年度の始めから3か月以内に法務大臣に報告しなければならない。

2 この財団法人の毎会計年度の事業報告及び収支決算は、年度末現在の財産目録とともに監事の監査を受けた後、理事会の議決を経て作成し、当該会計年度の終了後3か月以内に法務大臣に報告しなければならない。

(特別会計)

第11条 この財団法人は、収益事業を行うため必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、前条の収支予算に計上しなければならない。

(収益等の使用)

第12条 前条の特別会計から生じた収益又は剰余金は、すべて基本財産又は普通財産に繰り入れなければならない。

(会計年度)

第13条 この財団法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員、顧問、学術評議員及び事務局

(役員)

第14条 この財団法人に、次の役員を置く。

1 理事 35名以上40名以内（うち、会長1名、理事長1名及び事務局長1名）

2 評議員 35名以上40名以内

3 監事 2名

(役員を選任)

第15条 会長、理事長及び事務局長は、理事が互選する。

2 理事及び監事は、理事会の推薦により、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 評議員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 役員は、それぞれ相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第16条 会長は、この財団法人の会務を総括する。

2 理事長は、この財団法人を代表し、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、会長又は会長の指名する理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この財団法人の業務を議決し、執行する。

- 5 事務局長は、理事長の旨を受けて日常事務を執行する。
- 6 評議員は、評議員会を構成し、理事長に対し、この財団法人の運営その他の重要な事項について助言する。
- 7 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員が辞任し、又はその任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現任数及び評議員現任数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- 2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、理事会の議決により有給とすることができる。

- 2 役員には、実費を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この財団法人に、特別顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 特別顧問及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 第17条第1項、第18条及び第19条の規定は、特別顧問及び顧問に準用する。

(学術評議員)

第21条 この財団法人に、学術評議員を置くことができる。

- 2 学術評議員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 学術評議員は、理事長の諮問に応じ、この財団法人の事業について学術面か

らの助言を行い、また、理事長の要請により、専門的立場から事業の推進に協力する。

4 第17条第1項、第18条及び第19条の規定は、学術評議員にこれを準用する。

(事務局)

第22条 この財団法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第五章 会 議

(理事会の招集等)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、次の場合に招集する。

1 理事長が必要と認めたとき

2 理事現在数の3分の1以上の理事から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき

3 監事から、その職務に基づき、会議に付すべき事項を示して請求があったとき

3 前項第2号及び第3号の請求があった後、遅滞なく理事会が招集されなかったときは、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の議長は、理事長とする。ただし、前項の規定により招集された理事会の議長は、出席理事が互選する。

5 評議員及び監事は、理事会の許可を受けて、これに出席し、意見を述べることができる。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、又は議決をすることができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事若しくは理事長の承認を得

た者を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

5 理事長は、急速を要する事項その他必要と認める事項については、理事に対し書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長又は理事長の付議するところにより、この財団法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(評議員会)

第26条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会は、次の場合に招集する。

1 理事長が必要と認めたとき

2 評議員現在数の3分の1以上の評議員から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき

3 前項第2号の請求があった後、遅滞なく評議員会が招集されなかったときは、その請求をした評議員は、評議員会を招集することができる。

4 評議員会の議長は、会議の都度、理事長が指名する。ただし、前項の規定により招集された評議員会の議長は、出席評議員が互選する。

5 理事及び監事は、評議員会の許可を受けて、これに出席し、意見を述べることができる。

6 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項を審議し、助言する。

7 第24条の規定は、評議員会に準用する。

(議事録)

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席者2名以上が署名押印しなければならない。

第六章 会 員

(種 別)

第28条 この財団法人の会員は、次のとおりとする。

1 一般会員 この財団法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

- 2 名誉会員 この財団法人の事業又は運営に特に功勞のあった者で、理事会において適当と認めた者

(会費の納入等)

第29条 会員が納入する会費等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(会費等の不返還)

第30条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第31条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。

- 1 退会したとき
- 2 死亡し、又は会員である法人が解散したとき
- 3 除名されたとき

(退 会)

第32条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第33条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。

- 1 この財団法人の名誉を傷つけ、又はこの財団法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 この財団法人の会員としての義務に違反したとき
- 3 会費を滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき
- 4 会員としての品位を失うべき非行があったとき

第七章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、法務大臣の認可を得て、変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この財団法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定に

より解散する。

- 2 解散したときに存する残余財産は、理事会において同意を得、かつ、法務大臣の許可を得て、この財団法人と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第八章 雑 則

(規 則)

- 第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この財団法人の設立当初の理事及び監事は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

理 事 (会 長)	伊 藤 正
理 事 (理 事 長)	岡 村 泰 孝
理 事	相 川 賢 太 郎
理 事	青 井 舒 一
理 事	磯 邊 律 男
理 事	稲 田 克 巳
理 事	稲 葉 興 作
理 事	今 井 敬
理 事	江 尻 宏 一 郎
理 事	大 西 正 文
理 事	奥 田 碩
理 事	川 上 哲 郎
理 事	黒 澤 洋
理 事	河 野 俊 二
理 事	児 島 仁
理 事	小 杉 丈 夫
理 事	小 林 庄 一 郎
理 事	新 宮 康 男

理 事	関 本 忠 弘
理 事	高 垣 佑
理 事	那 須 翔
理 事	根 本 二 郎
理 事	原 田 直 郎
理 事	樋 口 廣 太 郎
理 事	日 野 正 晴
理 事	枇 杷 田 泰 助
理 事	福 川 伸 次
理 事	前 田 勝 之 助
理 事	松 下 正 治
理 事	三 田 勝 茂
理 事	三 野 重 和
理 事	諸 橋 晋 六
理 事	柴 井 新 一
理 事	弓 倉 礼 一
理 事	渡 邊 悟 朗
理 事（事務局長）	金 子 浩 之
監 事	木 村 榮 作
監 事	中 川 英 彦

- 2 この財団法人に、第20条第2項の規定にかかわらず、設立当初の特別顧問を次のとおり置くものとし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

特 別 顧 問 豊 田 章 一 郎
特 別 顧 問 三 ヶ 月 章

- 3 この財団法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この財団法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から平成9年3月31日までとする。

編集後記

事務局次長 相沢繁昌

昨年4月16日に当財団が発足して以来、あっという間に一年がすぎました。

事業報告書を作成しながら、昨年一年間を振り返ってみますと、発起人会から始まり、設立記念式典、ベトナム研修、中国シンポジウム、そしてマルチ研修と初年度にしては結構多くの事業にめぐまれ、時間の経過が早く感じられたのも当然だと思われました。

そして、各事業は、お陰様で皆様の絶大なご支援により成功裡に行われまして、東西団としてはスタートダッシュに成功したと思われ、改めて皆様方に感謝申し上げる次第です。

さて、昨年優勝したチームが今年は今のところ最下位に低迷している例もあり、昨年度うまくいったからといって、決してうかうかしてはいられません。

今年も初心忘れずで、各事業に鋭意取り組んでまいりたいと思います。

どうか皆様におかれましても、本誌に掲げております平成9年度事業計画を十分ご理解いただき、引き続き各事業にご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

発行日：平成9年6月20日

発行者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子浩之

〒107 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館

TEL 03(3505)0525

FAX 03(3505)0833

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役社長 杉本恵美

〒104 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03(3552)3566 (代)

FAX 03(3553)1271